

神亭壺と東吳の文化

小 南 一 郎

はじめに

第一章 神亭壺の編年	二二五	〔二〕 神亭壺第一形式	二三八
一 五聯罐の編年	二二五	〔二〕 神亭壺第二形式	二四〇
〔一〕 五聯罐第一形式	二二五	〔三〕 神亭壺第三形式	二四六
〔二〕 五聯罐第二形式	二三三	〔四〕 神亭壺第四形式	二六一
二 神亭壺の編年	二三八	第二章 関と天門	二七四
		第三章 東吳の文化	二九四

はじめに

神亭壺は、さまざまな呼ばれ方をする。すなわち、それが罐（壺）を基本にしながら、その上に建築物や人物像などを堆塑（手ひねりや範押し）によって附加させるという造形的な特徴から、堆塑罐と呼ばれ、あるいはその形態と用途についての推定から穀倉（穀倉罐）と呼ばれたりするほか、宗教民俗學の視點からする用途の推定に基づいて魂瓶という呼び名も用いられている。日本で普通に使われる神亭壺という呼び名もまた、その詳しい理由は知られないが、形態と用途の推定に據った名稱なのであろう。

この神亭壺は、地域的にも時代的にもその出土範圍が限定されており、三國から西晉にかけての時期の、江南の墓葬に特徴的な遺物であった。すなわち、この特徴ある陶器製の副葬品は、後に詳しく見るように、三國時期に出現し、西晉時期に大きく發達したあと、東晉時期になると、ぱったりとその出土例を見なくなる。また、この小論の題名にいう東吳とは、言うまでもなく、三國時代の孫氏の吳政權を呼ぶ呼び名である。ただ、ここで東吳の文化と呼ぶ對象の範圍には、三國吳の時代に江東（長江下流域）地域で花開いた文化と、それに大きな變質を加えないまま引き繼いだ西晉時期の江東の文化とを含めている。神亭壺は、三國から西晉にかけての時期の江東の文化（すなわち東吳の文化）を代表する特徴的な遺物であったと考えるのである。

孫吳政權のもとで形成された江東地域の文化は、孫吳政權の滅亡の後も、大きな變質を被ることのないまま西晉時代に引き繼がれ、むしろその時期に獨自の發展を遂げた。しかし、その文化的な傳統は、東晉時期になると根底から覆されてしまった。こうした大きな歴史的な流れを、神亭壺という特定の種類の遺物を視點にして、あとづけてみたいと思う。もちろん、神亭壺というのは、きわめて特殊な遺物である。その神亭壺の盛衰を、そのまま東吳の文化の運命と結びつけて論じることには少なからず危険がともなうに違いない。この小論は、あくまでも一つの試みであって、將來の、より廣い視點からする、六朝初期の江東文化と、それを支えた江東の吳姓の人々の歴史的な運命とについての議論のために、参考に資するところがあればと願うのである。

第一章 神亭壺の編年

一 五聯罐の編年

神亭壺（堆塑罐、穀倉）と一括して呼ばれている陶瓷器には、さまざまな形態のものが含まれ、その形態的な差異は、地域差によるところがあるにしても、主要には時代的な變遷を反映していると考えられる。また神亭壺に先立つものとして、漢代には五聯罐と呼ばれる陶瓷器があったことも、すでに多くの人々が指摘しているところである。この神亭壺を、江東地域の六朝初期の文化の流れの中に位置づけるための基礎作業として、それを形態的に分類し、その編年を確かなものにするのが、まず求められるであろう。

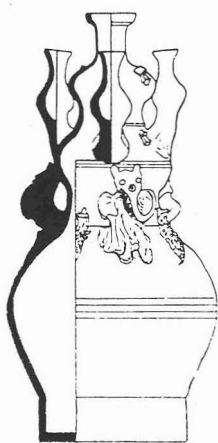
これら、五聯罐と神亭壺とを合わせた陶瓷遺物は、現在すでに相當数の出土例が報告されており、それらを形態によって分類し、年代づけることが可能になっている。神亭壺の編年については、すでに岡内^{みづな}三眞氏に詳細な検討があり、^②わたしも、岡内氏の年代観の大枠に賛成するものである。以下に示す、五聯罐と神亭壺についての形式分類と編年との試みは、岡内氏の説と大きく變わることはない、むしろそれを簡素化したような結果になっていることを、まず最初にお断りしておきたい。

「一」 五聯罐 I

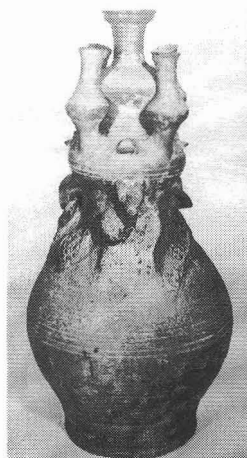
後漢時期の墓中から、五聯罐（あるいは五管瓶）と呼ばれる陶瓷器が出土する。年代の確かな例を挙げれば、圖一I—1に示した五聯罐は、浙江省上虞縣の後漢中期墓から出土したものである。中央に大きい葫蘆^{ひょうたん}形の壺があり、その壺の肩のあたりに、同じく葫蘆形の小さい壺が四つ配されている。このように五つの罐が合わさって作られているところから、



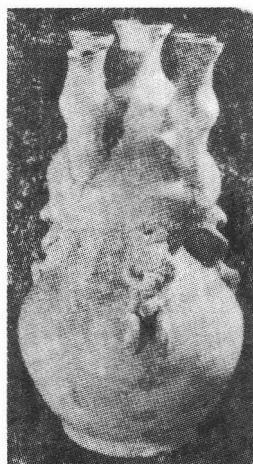
I-4 上海博物館所藏



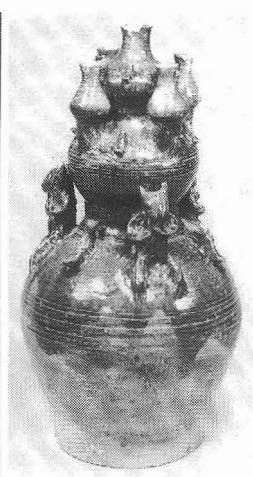
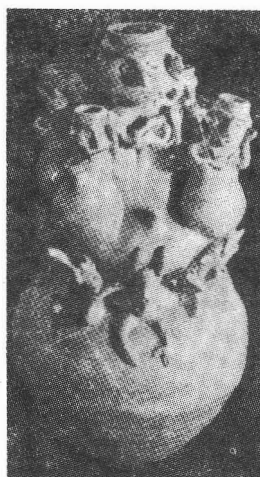
I-3 嘉興九里匯出土



1-2



I-1 上虞出土



I-7 武義出土

I-6 黃岩出土

I-5 東京國立博物館
所藏

圖 1 五聯罐
第一形式

この五聯罐が出土したのは、短い甬道を伴った、長方形の平面形をなす、磚作りの單室墓である。この墓の主要な副葬品は、この五聯罐もその一つである釉陶類と釉のかからない陶器（印紋陶をふくむ）で、それ以外には鐵製品がごくわずかあるだけであった。この墓の年代が知られるのは、墓を築いた墓磚のこぐちの部分に年號が模印された

この一類の遺物は、五聯罐、あるいは五管瓶と呼ばれるのである。この圖一 1-1 の例は、全體の高さが三七・三 cm、腹徑が二一 cm。壺の腰の部分に、堆塑による熊に似た動物が三匹、貼り付けられている。寫眞ではよく見えないうが、報告者は、その内の二匹は兩手で腹を抱え、一匹は片手を腹に置き、片手を口に當てて、物を食べているようであるという。

れているからである。墓碑の銘文には三種類のものがあり、報告書では、それぞれに「永初三年作、大歳在己酉」「永初三年孟氏作、其辟龍己酉」「永初三年七月作、長尺七寸、廣八寸」と讀んでいる。第二種の銘文は、「永初三年、孟氏作其壁、歳〔在〕己酉」と讀めるのかも知れない。いずれにしろ、この墓を造っている墓碑は、永初三年、己酉の歳に焼かれたもので、その磚を用いて孟氏がこの墓を造ったといっているのである。孟氏は、他の同様の磚銘から考えて、この墓の主人の生前の部下であった可能性が大きいであろう。永初三年は、後漢の安帝の年號で、紀元一〇九年に當たる。この五聯罐が制作されたのも、後漢時代中期から大きくは外れない時期であったと考えられる。

これとほぼ同様の形態の五聯罐は、浙江省嘉興市九里匯の後漢墓葬群の中からも出土している（圖一 I-3）。この五聯罐は、高さが四六・六cm。器腰の部分には、先の例と同じく熊に似た動物が三匹、附けられているほか、その熊狀の動物の間に、ボツボツの文様のあるナメクジのような生き物が配されていることに特徴がある。ナメクジ狀の生き物は、三段になった中央の壺の膨らみの、それぞれの肩の部分に、合わせて十一匹が配されているという。九里匯の遺物については、出土した墓の破壊の程度がひどく、正確な年代決定はできないのであるが、殘存する墓の形態から見て、後漢中期からやや下る時期のものであらうと、發掘簡報^④は推定している。

圖一 I-4 の、上海博物館所藏の五聯罐は、嘉興九里匯出土のものと極めて似た形態を持っている。ただ嘉興市九里匯の例で、ナメクジ狀の生き物が配されていた所に、簡素な形態の鳥の堆塑が貼り附けられている點に違いがある。その鳥の形が翼などをまだ十分に發達させていないところから見て、ナメクジから鳥へという變化の流れ（圖一 I-2 から I-5 へ）があり、この例は鳥に變化した初期の段階のものであったと想定できよう。東京國立博物館所藏の五聯罐（圖一 I-5）もほぼ同時期のもので、ただ、最上部の五つの罐の形態が葫蘆形^{ひょうたん}から離れつつあることからすれば、これまでの例より、少し時期がさがるものかも知れない。この例でも、胴體の肩の部分に鳥の堆塑が貼り附けられている。尻尾が少し上がつて、いささか鳥らしくなったと言えようか。これらの鳥が、みな内向き（すなわち、中央の罐の中心のほうへ首

を向けている)に配置されていることから考えて、恐らくこの鳥は、後の時期の神亭壺を飾る鳥の群(これも内向きに配される)の前身をなすものと推定される。

これら、後漢時代の五聯罐の特徴として、次のような點を挙げることができるであろう。

普通は三段になった、中央のヒョウタン型の壺の、二段目の肩の所に、中央の壺を取り巻いて四つの小さい壺が配される。中央の壺は、三段のふくらみのそれぞれの中央部分に、ロクロを利用したのであるう、いく本かの横向けの線が引かれる例が多い。

中央の壺の、下段のふくらみの肩の部分には、腰を掛けた、三匹(四匹)の、熊と推定される動物が配される。

熊狀の動物の間には、ナメクジ、あるいは鳥が、内側を向いた形で配される。

罐の胎土は柔らかいと記述されており、かけられる釉は黒褐色のものが中心をなす。

確かな發掘例はまだ多くないが、出土地が知られる限りでいえば、五聯罐は、浙江省一帯の後漢時代の墓葬に特徴的な遺物であったことが推定される。

これら、後漢時代の五聯罐の用途は何であつたのであろう。用途の推定の有力な手がかりとなる、考古學的な發掘を通して得られた遺物がまだ少なく、確かな推定は困難なのであるが、浙江省上虞の永初三年墓では、圖一 I-1 に舉げた五聯罐が、墓室中の次のような位置から出土していることが参考にならう。すなわち、この墓は、東に入口を設け、入口に、片方に依つた短い甬道が附屬する、いわゆる“刀形”の平面を持つ磚作りの墓である。その墓室は、中央で二つに分かれる。奥の部分は、前の部分より一八 cm だけ高く床面が造られて、そこが棺床となっている。棺床の上には、その大ききから見て、二つの棺(夫婦の棺)が、南北に並べて納められたものであろう。死者に對する主要な捧げ物は、釉陶や印紋陶の容器に納め、墓室の前の部分に陳べられている。ただ五聯罐だけが、棺床の奥に納められているのである。

この上虞の後漢墓は、實は墓室の天井が倒壊しており、遺物の配置などを考えるのに、必ずしも最適の例とは言えないのかも知れない。ただ、耳杯などが一カ所にかたまって出土していることなどから見て、この墓葬は、後世の人爲的な攪亂を大きくは被っていないと推定される。この墓の遺物の配置から、五聯罐が葬送儀禮に密接な関わりを持ったであろうこと、それも死者への捧げ物を納める容器群とは違った、特別の役割りを果たしていたであろうことが知られるのである。詳しくはこの小論の後半部分で検討することになるのであるが、死者の棺に密着して配された五聯罐は、續く時代の神亭壺と同様に、死者の魂を彼岸へつつがなく渡すためのもの、あるいは魂に落ち着き所をあたえるための、依り代としての機能を持っていたと推定されるのである。

中國の神話や民俗的な傳承の中で、葫蘆形ひょうたんの容器が持つと考えられた宇宙論的な機能については、かつて、いささか論じたことがある^⑤。この五聯罐が、五つの葫蘆形の壺の組み合わせから成るのもまた、決して恣意的なものではなく、宇宙の構造を反映したものであったと推定されるであろう。六朝時期に成立したと推定される「王子年拾遺記」などによれば、中國のはるか東方、東海の中に浮かぶ三つの神山は、それぞれに壺型をしていると考えられた。また「列子」湯問篇によれば、三神山は元來は五つから成っていたが、神話的な巨人がいたずらをしたため、その内の二つは沈んでしまったのであった。これは、單に寓話であるに止まらず、恐らくは、神山の數を五つだとする傳承と、三つと數の決まっていた東海の神山の傳承とを調整した結果、生まれた傳説なのである。五つの神山というと、この大地は、崑崙山を中央にして、その周りを四つの大嶽が取り巻く形で形成されているとする、大五嶽説との關連が想定される^⑥。五聯罐の、中央の壺の胴部のふくらみが三段から成ることも、單なる偶然ではなかったであろう。この三段からなる葫蘆型の壺の形態は、崑崙山を三層から成ると考える、「爾雅」釋丘篇や「淮南子」墜形訓に見える傳承と無關係ではなかったと推定されるからである。

五聯罐が、はたして、この大五嶽説を直接に形象化したものかどうかを確かめることは困難である。ただ、五聯罐が常

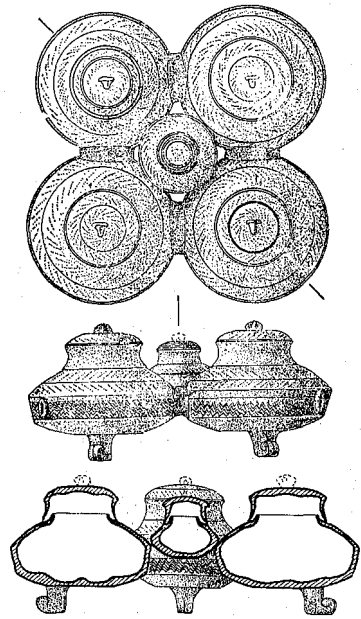


圖2 廣州漢墓出土 五聯罐

ことになる。なぜなら、この前漢時期の陶製容器は、五つの罐の組み合わせの外に、雙聯罐、三聯罐、四聯罐などといったものがあって、その組み合わせの数は隨意であり、宇宙論的な構造と直接的な関係はなかったと推定されるからである。後漢時期、江南の五聯罐がみな五つの壺の組み合わせから成っているという點は、五聯罐のみならず、その後を繼ぐ神亭壺においても、その最後の形式にまで伝えられた、最も基本的な特徴なのであった。

こうした、宇宙論的な構造を持った遺物に死者の魂が籠るとされたのは、たとえば漢代以來、墓室の四壁に、青龍、白虎、朱雀、玄武の四神が畫かれて、墓室の内部が一つの小宇宙を形成するのと同様に、死者の魂を安置するためには、宇宙構造論的な空間が必要であるとする觀念に基づくのであろう。特に葫蘆形の壺には、死者の魂が歸ってゆく、祖靈たちの世界と、この現世とをつなぐ機能があると考えられたことについても、小論「壺型の宇宙」の中で論じたところである。すなわち、その葫蘆形の空間は、現象的には、そこに死者の魂が宿るのであり、神話學的には、現世と祖靈たちの世界とをつなぐ結節點としての働きを備えていたと考えられるのである。

もし五聯罐の基本的な構造が、神話的な宇宙構造を反映しているとすれば、そこに常に附加される熊のような様子をした動物（圖三）も、單なる飾りではないということにならう。漢代の工藝品の中において、あまり表面には出ないが、う

に五つの葫蘆形の容器の組み合わせから成ることからいって、たとえ、そのままに大五嶽説を反映したのでなくとも、少なくとも同じ系統の宇宙構造論を基礎に成立っていたことは確かであろう。もし、この葬具が宇宙論的な構造を持っているという推定に間違いないとすれば、五聯罐の祖先を、さらに遡って、前漢早期の廣州漢墓などに特徴的な、蓋付きの陶壺を連ねた、これも五聯罐と呼ばれている容器（たとえば圖二）類に求めようとする説は、成り立ちがたい

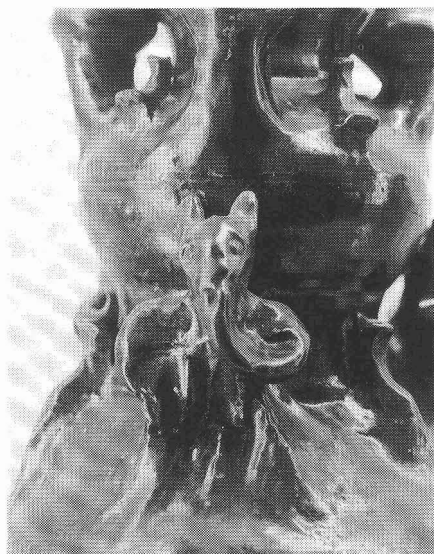


圖3 五聯罐（I-4）上の熊

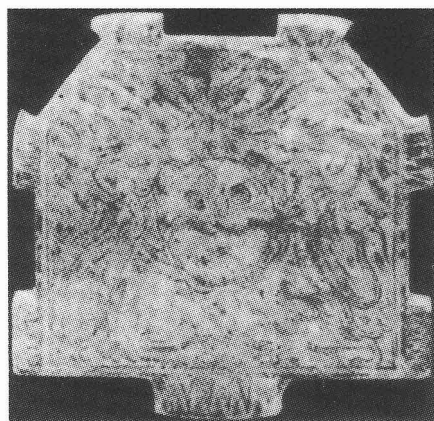


圖4 望都二号漢墓玉枕（五神圖）

ずくまったすがたをした熊の造形を少なからざる数で見つけることができる。そうした熊の造形に特徴的なのは、燈明の臺や器物の脚部など、さまざまな器物の下部、すなわち、そうした器物を支える部分に付けられているものが多いことである。そうした例から演繹して、當時、熊にはものをしっかりと支える機能があると考えられていたであろうことが知られる。さらに、なぜそのように考えられたのかを尋ねれば、そうした熊の機能は、熊が大地を象徴する動物だと觀念されたことに由来するであろうと推定されるのである。大地を象徴すればこそ、器物の下部に裝飾的に附加され、全體をしっかりと支える役目を負わされていた。五聯罐の基部に配された熊の堆塑も、五聯罐が象徴する宇宙全體を支える、大地を象徴するものであったと考えられよう。

四つの方角を象徴する神話的な動物を組み合わせた四神の觀念が、古くからの龍と虎との對を基礎にして、最終的には前漢時代後半期に固まったことについては、異論のないところであろう。ただ、四方に割り振られる四つの靈獸は確定したが、中央を象徴する動物がなにであるかについては、それに言及する文献的な資料が見当たらない。中央については、

天と地との、上下二つの方向が考えられる。墓室内の壁畫や裝飾などから考えて、その内の、上の方向、すなわち天を象徴するのが太陽（三足鳥）と月（蟾蜍、兔）であり、ある場合には、林巳奈夫氏が指摘するように、蓮華であった^①。それに對し、下の方向、大地を象徴するのが熊であったと考えてみたいと思う。青龍

や白虎などと同様に、五行による色の配分をすれば、その熊は黄熊ということになるう。

この黄熊は、下方に位置することになるため、墓室などの構造物の中には表わしにくかった。ただ、熊が中央を表わす動物であったことについては、たとえば、後漢時代に属する望都二號墓出土の玉枕の仕切板に畫かれた四(五)神圖の中で、その中央に、丸い顔の熊らしい動物が配されていることが一つの左證となるであろう(圖四)。この玉枕の内部が小宇宙をなすと考えられていたことについては、かつて述べたことがある^⑧。枕がその内部に小宇宙を藏し、そこに魂が入って行くとする傳承があったことは、唐代の傳奇小説「枕中記」などからも窺われるところである。宇宙の構造を寫し取った五聯罐に死者の魂が籠ると觀念されたことと、夢の中のできごとだとされてはいるが、魂が枕の中の小宇宙に入っているの哀歡をことごとく嗜めたとする物語りとは、廣い意味で、同じ民俗的な傳承に基づいていてと考えられるのである。

ちなみに、熊といえ、鯀禹の神話に顯著な動物である。「淮南子」の佚文によれば、禹は、大洪水の治水に努める際、熊に姿を變えて、なにも知らないその夫人をびっくりさせた。あるいは、禹の父親の鯀は、治水に失敗して處刑されると、黄熊に化して深淵にもぐったともされる。この黄熊については、三本足の龜であるなど、様々な説があるが、鯀と禹とが、元來は一つの神話的な存在であったと推定されるところから考えて、鯀もまた黄色い熊に化したのだと考えてよいであろう。鯀禹の神話は、いわば大地の秩序や生命力の觀念を核心とする神話であると考えられた^⑨。黄熊を中央に配して、大地の象徴とすることについては、しかるべき神話的な傳承が基礎にあったのである。五聯罐に附加された熊について、これを、熊の皮をかぶって邪鬼を追いはらう方相氏だとする解釋もあるが、やはり、より大きな宇宙構造論的な視點から考えて、大地を象徴する動物であったのだと考えるべきであろう。なお、この熊は、神亭壺の中では、建物を支える柱の一部などとして遺ってはいるが、五聯罐の段階に見えるような大きな位置を占めることはなくなってしまふ。

以上に見た、典型的な第一形式の五聯罐のほかに、基本的にはその形式に據りつつも、いささか變形を加えた例がある。圖一I-6に示したのは、浙江省黄岩出土の五聯罐の例。これも後漢時代のものだとされる。高さが三九・八cm、腹徑が

二三・五cm。かけられた釉がだんだんに流れている。中央の壺の下段のふくらみの肩のところに配された熊のような動物の間に、樹の葉状のものが立っているのは、植物を表わしたものであろうか。その飾りの下から綱状のものが出て、横に胴體部分を取り巻いている。これは、恐らくは後の神亭壺のハゼ状の動物の起源となるものであろう。また、その植物状の飾りの下には丸い穴が開いている。壺の胴體部分に穴が開けられるのも、神亭壺に引き繼がれる特徴である。加えて、中段と上段との間に、取っ手状のものが渡され、鳥や小動物が所々に貼り附けられている。基本形式は五聯罐第一形式に據りながら、獨自に飾りを増やしたものだと言えるであろう。

圖一I-7に示したのも、第一形式の五聯罐が變形した例。これは、浙江省武義縣の三國時期の墓から出土した遺物であって、五つの罐が、それぞれに人の形を成していることに特徴がある。説明によれば、五つの管(罐)の上部は、みなへこんだ顔面を持ち、鼻が高く、丸い目をして正面を向く人物となっており、特に中央の管に表わされた人物は、主人らしく大きく作られ、ゆったりと端座して、前の雜戲(曲藝の類)を見ている。周圍の四つの人物は、左手をあごに當て、右手を胸の前に曲げて、肩に掛けた布を取っており、主人の命令を待つ召使いだとされている。この説明にもあるように、中心の罐の下部のふくらみの肩の所には、さか立ちなど、雜戲をする小さな人物堆塑が配されている。この雜戲の表象もまた、神亭壺に引き繼がれてゆく要素である。主人と召使いという説明が正しいかどうかの判断はひとまずおいて、罐が人の形に變形するという現象も、やはり、ここに人の魂が宿るとされたことと無関係ではないであろう。

二二 五聯罐 II

以上に述べた、第一形式の五聯罐は、三國時期になると、それに様々な要素が付け加えられて、最も古い形式の神亭壺へと發展してゆく。ただ、同じ後漢末から三國時期にかけての時代には、神亭壺の出現と並行して、古い形式の五聯罐にあった熊やナメクジ、鳥などの堆塑を缺き、また、それを構成する五つの壺も、元來の葫蘆形を失って、胴の張った、丸っ

こい形の壺を用いた、別の形態の五聯罐が存在している。これを五聯罐Ⅱと分類する。

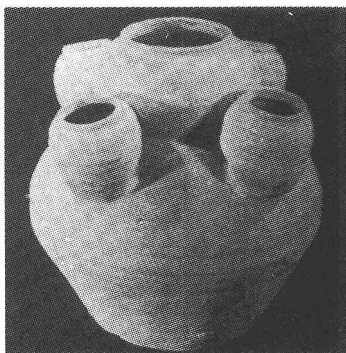
この第二類の五聯罐の中でも、古い形態を留めていると考えられるのが、中央の罐が二段になっているものである。すなわち、その基本の形態は、下部の大きい壺の肩のところに、あまり大きさに違いのない五つの小さい壺を配したと表現できるものである。たとえば、圖五Ⅱ-2に示したのは、安徽省南陵縣麻橋の吳墓から出土した、第二形式に屬する五聯罐である。この南陵縣麻橋の磚造りの單室墓群からは、五聯罐が二つ出土しており、そのうち、Ⅱ-2の例は第二號墓で見つかったもの。高さが二二・四cm、口徑が八・六cmある。この墓群の一號墓からは、鉛錫合金の買地券が出土し、そこには赤烏八年（二四五年）の年號が見えて、吳の時代の墓と知られる。また、二號墓と三號墓とからは、副葬品を列擧した木方（木のふだ）が出土しており、買地券に見える人名と、この木方に記される人名とを合わせて考え、ここが丹陽郡宣城の蕭氏一族の墓地であつたろうと推定されている。この墓群の二號墓から出土した五聯罐も、ひとまず吳の時期のもので考えてよいであろう。

同様の形式の五聯罐は、浙江省高淳の吳墓からも出土している（圖五Ⅱ-3）。これは灰陶の五聯罐で、高さが二六・六cm、腹徑が二四・六cm。この遺物が出土した墓葬は、墓道が南を向き、甬道が二つ、前室が一つ、後室が二つからなる磚築の多室墓である。後室には夫婦それぞれの棺が納められていたと推定され、その内の西側、夫の墓室の奥壁の下から、陶製の鶏小屋と竈の模型と並んで、この五聯罐が出土した。

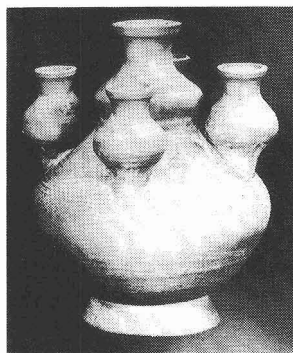
以上の二例は、いずれも堆塑による飾りを持たぬ物であつたが、これに人物や鳥獸の飾りが附いたものとして、圖五Ⅱ-4の、江蘇省金壇縣方山東麓の吳墓から出土した五聯罐がある。これは、泥質の灰陶で、高さが二六・六cm、胴の直徑が二五cm。雙室からなる磚墓の後室の奥壁の近くで發見された。その發掘報告^①には、五聯罐の上部に、堆塑によって、拜禮をする喪主の俑（人形）、樂隊の俑、角の生えた鎮墓俑、羊、犬、リス、龜、鳳凰、とかげ、鳥など二十餘件が作り附けられており、送葬儀禮の様子が具體的に表わされているという。ただ、殘念ながら良い寫眞が得られず、その詳細を窺



Ⅱ-3 高淳出土



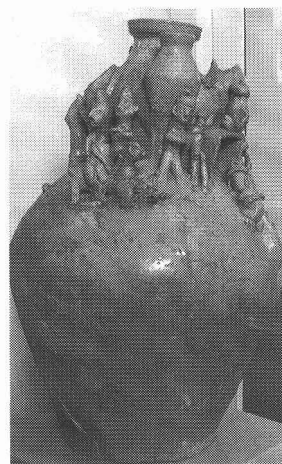
Ⅱ-2 南陵麻橋出土



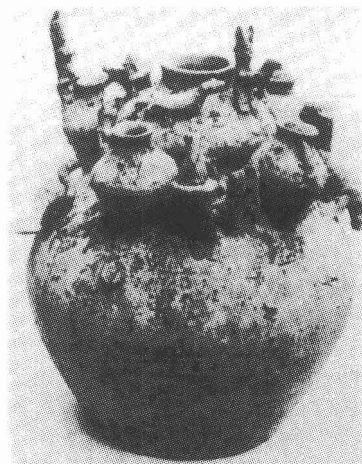
Ⅱ-1 紹興灘渚出土



Ⅱ-6 南京幕府山出土



Ⅱ-5 浙江省博物館所藏



Ⅱ-4 金壇方麓出土



Ⅱ-8 閩侯桐口山出土



Ⅱ-7

圖5
五聯罐
第二形式

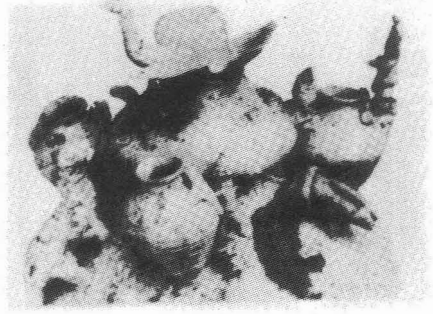


圖6 五聯罐 II-4 部分

ことができない。また、これも寫眞が良くないのであるが、圖六に、おぼろげに見えるように、中央の罐の上には鳥がのっているようである。なお、この墓を築いている磚には六種類の範押しによる銘文があつて、その一つに「永安三年、丹陽祁封葬此、大吉未英（央）」とあるところから、この墓は、永安三年（二六〇年）に建造されたもので、墓主は丹陽郡の祁封なる人物であろうと推定される。すなわち、これも吳の中期に屬する墓である。

圖五 II-5 に示した、浙江省博物館所藏の五聯罐も、この一類に入れることができるであろう。正面にトンネル形の入口があり、トンネルの上には小さい鳥がとまっている。トンネルの前面に見えるキノコ形の陶塑は何だか分からない。その入口の横には、帽子をかぶった小さい人物と大きい人物とが立っている。側面には、三角帽子をかぶった二人の人物がおり、その前に馬がいる。正面の入口は墓口を表わしたものであろうか。その上に並ぶ五つの罐は、古い形態を留めている。正確な年代は不明であるが、後漢末期から孫吳時代にかけての遺物であろう。

なお、これらの吳墓出土の五聯罐のほか、浙江省紹興の灘渚出土の青釉の五聯罐（圖五 II-1）は後漢時代のものであろうと推定され、圈足を持つ漢代的な陶壺の上に、口の開いた小さい壺が五つ配されている。第二形式の五聯罐の中でも最も古い様式に屬するもので、第一形式の五聯罐と第二形式の五聯罐とは並行して存在する時期があつたのである。

第二形式の五聯罐の中でも、より變化したと考えられるのが、中央の壺が、二段にくびれることがなくなったものである。その例の一つが、圖五 II-6 に示したもので、南京の中央門外、幕府山一號墓から出土した。全體の高さが二三・五cm、口径が八・五cm。中央の壺は、口縁部が少し開きぎみになっている以外に、特に飾りもなく、その肩から胴にかけての部分に、中央のものとはほぼ同形の、四つの小さい壺が附けられている。この五聯罐を出土した幕府山一號墓は、甬道のついた磚築の單室墓。その奥壁に大きな龕があることに特徴がある。すでに盗掘を受けてはいたが、陶器を中心にし

て、多くの副葬品が留められていた。特に貴重であるのは、墓室内から、磚質の買地券が発見されたことで、朱が塗られたその券文には、次のようにある。

五鳳元年十月十八日、大男九江黃甫、年八十、今於幕府山後南邊起冢宅、從天買地、從地買宅、雇錢三百、東至甲庚、西至乙辛、北至壬癸、南至丙丁、若有爭地、當詣天帝、若有爭宅、當詣土伯、如天帝律令

五鳳元年十月十八日に、大男なる九江の黃甫は、年八十「で死去した」。今、幕府山の後ろの南邊において冢宅（墓）を起こさんとし、天より地を買い、地より宅を買った。その雇錢は三百錢。東は甲庚にいたり、西は乙辛にいたり、北は壬癸にいたり、南は丙丁にいたるまでの範圍について、若し土地を爭わんとするものがあれば、天帝のもとに行つて「訴えよ」。若し宅（墓）を爭わんとするものがあれば、土伯のもとに行つて「訴えよ」。天帝の律令の如く執行せよ。

この買地券の文句によつて、この幕府山の墓が、五鳳元年（二五四年）に死んだ、九江の黃甫なる人物のものであることが知られる。副葬された五聯罐もまた、ほぼ同時期のものだと考えてよいであろう。

福建省閩侯の桐口山出土の青瓷五聯罐（圖五 II-8）は、東晉時代のものだとされている。この五聯罐は、當時、盛んに用いられていた盤口壺を主體にし、そこに堆塑で、逆立ちなどの雜戲を演じる人物が附けられたものである。年代決定の根據がよく分らないのであるが、東晉時期のものであることに間違いないとすれば、この例が、現在までに知られる五聯罐のうち、最も新しい遺物ということになる。東晉時期まで五聯罐がのこったのは、五聯罐や神亭壺を特徴とする文化圏の中心地域から相當に離れた、福建という地域の獨自性によるものであつたらうか。

二 神亭壺の編年

〔二〕 神亭壺 I

神亭壺の第一形式は、なお五聯罐と神亭壺との過渡的な形態を留めたものである。中央の大きい壺は上下二段のふくらみを持つが、その内、上の方のふくらみは目立たなくなる傾向にある。第一形式の神亭壺の、のちの發達した形式の神亭壺と比べて異なる第一の特徴は、中央の壺の下段のふくらみの肩のところを取り巻く凸帯（以下、圈帶とよぶ）がまだ見られないことである。この圈帶は、壺の上半部分に建築物などを配するために設けられたものと考えられ、圈帶のない第一形式の神亭壺では、まだ建物の表象が發達していない。

圖七 I-1 に示したのは、上海博物館所藏の、第一形式の神亭壺の例である。中央の壺に比べて小さく、丸こくなった四つの壺が、ひれ狀の支柱の上に乗って、中央の壺の口縁部に配されている。中央の壺の下段のふくらみの肩のところには、坐った人物がいるほか、その横に豚のような顔つきの動物がいる。この人物は、あるいは歌でも唄っているのであろうか、目をむきだし、口を少し開いている。その横に腰をかけている豚のような動物は、漢代の五聯罐に見た、熊のような動物の後を繼いだものであるに違いない。人物と動物の上部には、小鳥がいく羽も群れている。またその下部、下の壺の胴體部分には、ドジョウかハゼのような水生の動物がいて、いずれも穴に潜り込もうとしている。胴體に、いくつか小さい穴が開いて、そこに出入りする水生動物が配されているというのは、早い時期の神亭壺の特徴の一つである。神亭壺全體の構成の中で、下半分の胴體部分は、水の世界と關連すると考えられていたと推定されるのである。言うまでもないことであるが、胴體部分にこうした穴が意識的に開けられていることは、神亭壺が、もともと液體の類を入れるための容器ではなかったことを示している。



I-3 出光美術館所蔵

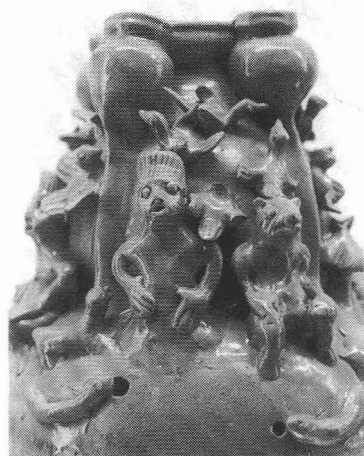


I-2 上虞横塘出土



I-1 上海博物館所蔵

圖7 神亭壺 第一形式



I-1 部分

圖七 I-2 の神亭壺も、上に挙げた例とほぼ同じ構成を取っている。この例は、浙江省上虞縣横塘から出土をした。高さは四二・〇cm、口径は八・五cm。正面で正坐をした人物は、たて笛を吹いているのであろうか。その右前に犬のような動物がいる（圖七 I-1 の人物の右前にいるのも犬であらうか）。腰をかけた豚（熊）状の動物は、釉薬がかかりすぎていて、その姿態がはっきりしない。この例でも、壺の下部、胴體部分に、穴の中に潜り込もうとしている細長い水生動物が附けられている。

なお、次に述べる、第二形式の神亭壺との過渡的な様相を示す神亭壺として、圖七 I-3 の出光美術館所蔵の例を挙げることでしよう。この神亭壺は、高さが四三・五cm、腹径が二六・

五cm。胴體の肩の部分には、龜や穴に潜り込もうとしているハゼのような水生動物の陶塑が合計八つ巡らされている。上半部分の正面には、羊のような動物が、腰を下ろして手に持った食物を食べているようである。この動物のしぐさにも、五聯罐の熊のしぐさと通じるところがある。その動物の横には、特殊な帽子をかぶった二人の人物がいて、立って踊っているように見える。羊の前には犬がうずくまっている。側面部分には、小鳥の堆塑がたくさん貼り附けられているほか、下部には犬らしい動物がいる。上部には、中央の罐の口縁近くに、少し小さめの罐が四つ巡らされている。中央の罐には、その口縁の外側に、四羽の小鳥が附いている。この神亭壺を、第一形式と第二形式との過渡的な遺物と位置づけたのは、上半部分に附けられた堆塑は、基本的に第一形式のものであるが、その下を圈帶が取り巻いていて、罐の胴體部分とそれより上の部分とを分離しているからである。第二形式以下の神亭壺では、この圈帶がより顯著なものになってくる。^(補注)

これら第一形式の神亭壺には、はっきりとした年代が推定できる遺蹟から出土した例がないのであるが、それらの多くは孫吳の時期に當たる遺物だと考えてよいであろう。

二 神亭壺 II

神亭壺の第二形式は、中央の罐の胴體の上部、肩のところを取り巻く圈帶が附けられたものである。この圈帶は、上にも述べたように、その上部に建築物を配するために設けられたものと考えられ、その圈帶より上の部分に、門闕を備えた二層、あるいは三層の建築物(門樓)が發展する。ただそうした建築物は、後に述べる、第三形式のもののように、壺の口の上にまで乗っかってしまうことなく、中央の壺の口は開いたままである。また、周囲の四つの壺は、だんだん退化して、小さくなる傾向にある。

圖八 II-1 に示したのは、浙江省金華市古方磚瓦廠十二號墓出土の神亭壺。高さが三九・二cm、腹徑が二五・二cm。基本になる罐の上に附加された堆塑の部品もまだ少なく、第二形式の神亭壺の中でも早い時期のものと推定される例である。

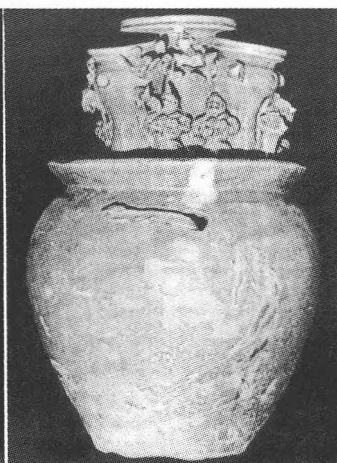
發掘報告^②によれば、主體をなす罐の肩の部分には穴が三つ開いている。その一つから、蛇が頭を出しており、もう一つの穴からは蛇の尾が出ている。上部の正面には二層の門樓が作られ、その門の兩わきには二つの亭子（闕のことであろう）がある。門の左側には、頭巾をかぶり、胸の前に何かを抱えた人物がいる。他の三面には、それぞれに二人の人物がおり、尖った帽子をかぶり、長衣を着て、鶏か鴨かを胸の前に抱えて、嚴肅な表情で立っている。五つの罐の周りには合わせて十八羽の鳥がいる。これらの人物像は、なにかの儀式を行なっているようであり、特に側面の人物が、まだ雜戲俑となっていないことが注目される。

このように、第二形式の神亭壺では、その上部正面に、兩側に闕を配した門が設けられるようになる。同様の、第二形式の中でも初期のものと考えられる例を、ほかにも舉げておけば、圖八Ⅱ-2に示したのは、江西省瑞昌の馬頭出土の神亭壺である。正面の雙闕の外側に二匹の羊が向かい合っており、注目すべきは、胴體の正面部分に、線刻で階段状のものが表わされていることで、門に至る道が示されているのである。或いはまた圖八Ⅱ-3に示した、南京鄧府山出土のような例もある。この例では、正面の門のしきいのところに、おそらく棺であろう、ナガモチ状のものが置かれている。孝子（喪主）が喪服を着けて拜禮をする姿があると報告者はいうが、寫眞では、はっきりとは見えない。上部の小さい四つの罐を支えているのは、怪獸風の動物である。この鄧府山の神亭壺には、いくつか他には見えない特徴があるのであるが、これもまた、第二形式の神亭壺の内、初期のものに屬すると考えてよいであろう。

第二形式の神亭壺は、以上に見たような簡素な堆塑飾りを持つものから、基本的な形態は變わらないにしても、複雑な飾りを持つものへと發展する。圖八Ⅱ-5に示したのは、北京の故宮博物院が所藏する、永安三年（二六〇年）の銘を持つ神亭壺である。この壺は、一九三〇年代末に浙江省紹興附近から出土したとされる。壺の正面下部に龜趺の上に乘った碑が置かれている（圖九）。その後ろの兩側に門闕があり、二つの闕の間に三層の建物を作られている。建物の上層の屋根の上には鳥が、下層の屋根の上には犬が乗っている。また、屋根を支える兩側の柱には龍首のような飾りがついている。



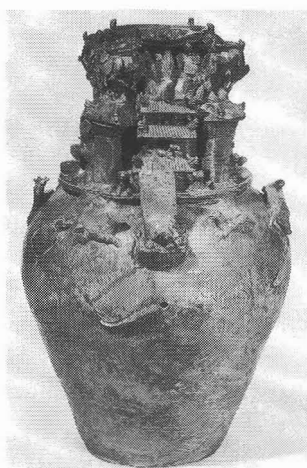
II-2 瑞昌馬頭出土



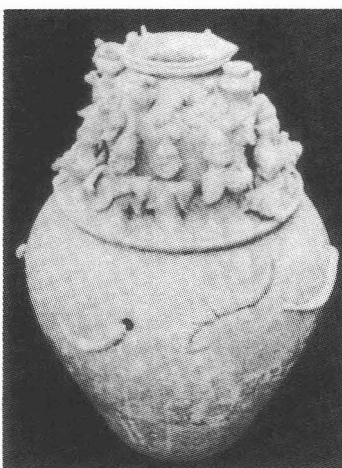
II-1 (側面)



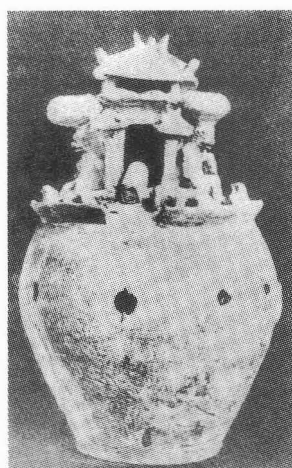
II-1 金華古方出土(正面)



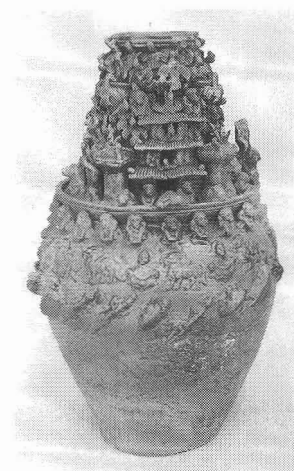
II-5 故宮博物院所藏



II-4 嵯縣大塘嶺出土



II-3 南京鄧府山出土



II-8 金壇唐王古墓出土



II-7 蕭山出土



II-6 章健行氏所藏



II-11 吳縣獅子山M4出土



II-10 南京西崗出土



II-9 江寧東山出土



II-12 江寧趙士崗出土

圖8
神亭壺
第二形式

の口の方に頭を向けた小鳥で占められている（圖一〇）。正面の碑の上には、次のような、韻を踏んだ吉祥語を記す刻銘がある。

永安三年時、富且洋、宜公卿、多子孫、壽命長、千意萬歲未見英

永安三年の時、富み且つ洋（祥）く、公卿に宜しからん、子孫は多く、

壽命は長くして、千意（億）萬歲なるも未だ英（央）るを見ざらん

この銘文のうち、「永安三年時」とある、時の字は、いささか読みにくいのであるが、全體の意味は、この神亭壺が、永安三年（二六〇年）に作られたものであり、これを使用すれば、財富と吉祥がもたらされ、官位は昇進し、子孫は繁盛し、長壽を得て、末永く幸いを保持できると、神亭壺の効用を述べているのである。

中央の壺の下部、胴體部分には、犬や鹿（その横に「鹿」という刻銘がある）、それに、寫真では見えないが、胴體の側面部分に、人と豚のような動物とが配され、それより一段下がった列に、ハゼのような水生動物がいる。門闕の

横がわ、中央の壺の上段側面には、樂器を鳴らし、玉を弄んで曲藝をする藝人たちがおり、藝人たちの上部は、壺



圖11 神亭壺 II-9 側面



圖10 神亭壺 II-5 側面



圖9 神亭壺 II-5 正面

圖八 II-6 もまた、第二形式の神亭壺で、紀年のある碑が附けられたもの。ただその碑は、門の正面ではなく、側面の、普通は雜戲が配される部分に建てられている。その碑文に、寶鼎四年（二六九）の年號が讀める。側面の雜戲の俑があるべき部分には、とんがった冠りものを着け、立って拱手する人物俑が配されている。その足もとには、ニワトリや猿などの動物がいる。以上の二例は、いずれも紀年のある碑があつて、孫吳の時期の遺物であることが知られるものであるが、實はこのような碑が附けられた神亭壺は、むしろまれな例に屬する。

圖八 II-4 に示したのは、浙江省嵊縣浦口鎮の大塘嶺一〇四號墓から出土した神亭壺。高さが、三八・五cm、腹徑が、二七・八cm。下部の胴體部分には、對稱になる位置に、合わせて四つの孔があり、それぞれに泥鰌どじょうらしい動物がもぐり込もうとしている。圈帶の上には、正面に三層の樓を持った門があり、門の傍らには闕がある。側面には、逆立ちをしたり、音樂を奏したりする藝人たちがいる。注目されるのは、後面の二人の人物で、一人は兩手を胸の前で組み、一人は、四つの圓珠の入った鉢を胸の前に捧げている。同じ墓葬群に屬する一〇一號墓からも、ほぼ同形の神亭壺が出土しており、しかもこの一〇一號墓には、次のような銘のある磚質の墓誌（？）が、壁面に嵌め込まれていた。

太平二年歲在丁丑七月六日建中校尉會稽剡番億（潘億）作此基圖冢師未珖所處讀みにくいところがあるが、銘の内容は、太平二年（二五七年）に、建中校尉であつた會稽郡剡縣出身の番億（潘億）がこの墓の建造に當たり、基圖（墓室の位

置どり?)は冢師はかづくりの未瑠(朱瑠)が定めた、という意味であろうか。一〇一號墓は、太平二年に作られたのである。一〇四號墓の建造の年代とそこに納められた神亭壺の年代も、ほぼ同じころだと考えてよいであろう。

圖八 II-8 は、第二形式の中でも、特にはでに飾りを附けたもの。江蘇省金壇の唐王古墓から出土した。高さが四七・五cm、腹徑が二八cm。正面に雙闕があり、その間に三層の建物が置かれる。その側面には、太鼓や笛を持った樂隊と雜戲をする藝人とがおり、その前には犬や鹿がいる。特に目に立つのは、壺の下部、胴體部分に附けられた貼り付け裝飾であつて、肩のところに廻らされた圈帶の下には、その圈帶を背中で支えるようにして、猿のような動物の群れと蛙のような爬虫類の群れがいる。その下には、佛像と麒麟とが交互に並べられている。佛像は、頭の背後に圓光を持ち、肉髻を戴いている。身體下部の花びら状のものは蓮華座であらう。さらにその下の列に、イモリや蛙のような水生動物が並べられている。元來、壺の腹部は、専ら水生動物で飾られていたのであるが、佛像や神仙像(あるいは麒麟など、神仙・吉祥觀念に關係の深い動物)が進出してくると、水生動物はだんだんに押し込められ、やがて消えていってしまう運命にあつたのだと、その大きな流れの方向を考えることができるであらう。

圖八 II-9 に示した神亭壺も、第二形式に屬する、江蘇省江寧縣東山出土の例である。中央の壺の下段、肩のところを取り巻いた圈帶は、斜格子紋で飾られている。こうした格子目の飾りは、神亭壺に限られず、越密の青瓷一般によく見られるものである。壺の正面には、左右に闕を配した、三層の建物が作られている。その建物の三層の屋根を支えるための柱として、下の二層には人の上體が附けられている。この例で注目すべきは、上部側面の、普通は雜戲を演じる藝人の人物像が配されるところに、胸の前で手を合わせた人物の堆塑が置かれている(圖一一)ことである。すでに寶曆四年の紀年銘を持つ神亭壺にも拱手する人物像が見られたが、そこから一步進んで、後の形式の神亭壺に盛んに見られる、佛教的な供養者、あるいは僧侶像に近づいていると言えるであらう。それと對應するのであらう、胴體部分には、もう水生動物は見えず、代わりに、蓮華座に坐る佛像と、四葉紋とが貼り附けられている。こうした四葉紋が天を象徵するであらうこ

とについては、林巳奈夫氏に詳しい検討がある。⁽¹³⁾元來は、水の世界を表象していた、中央の壺の下部の胴體部分が、以前とは違った世界を表わすように變化して來ている。あとも検討するように、神亭壺の形態的な變遷は、こうした特殊な陶甕を用いた人々の、精神の世界の變遷を端的に反映するものであったに違いないのである。

〔3〕 神亭壺 Ⅲ

第三形式の神亭壺は、中央の罐の口の上に堆塑の建物が乗るものである。第二形式の神亭壺では、中央の罐の口は開いたままであった。岡内三眞氏の指摘にもあるように、この形式の神亭壺には、罐の上部に貼り附けられた小鳥に、その頭が罐の口縁の高さよりも上に出ているものがあることから、基本的には、口縁の上に建物の模型などが乗せられることがなかったと知られる。すなわち、もともと口縁の上に、第三形式のものと同様の建物などが乗っていたが、墓室の攪亂などから、發掘の段階では、その部分が失われてしまっていたとは考えられないのである。ただ、次に示すように、第二形式に屬する神亭壺の幾つかには、中央の罐の口縁の上に出っ張りが設けられて、その上になにかが乗せられたのではないかと推測させる例がある。

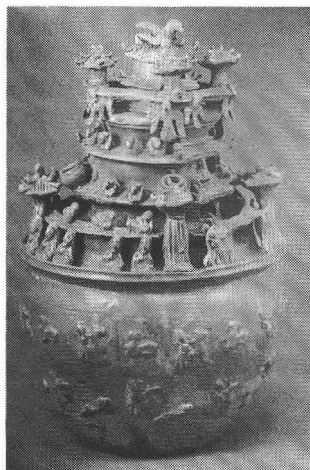
圖一三（圖一二Ⅱ-10の部分）に示した神亭壺は、南京市東北郊の西崗の多室磚墓から出土したものである。この例は、上部の正面に、雙闕と三層の建物があり、背面に三層の建築物、左右の側面には雜戲をするらしい人物俑と家畜がいて、その上部にはたくさんの小鳥が罐の口のほうを向いて貼り附けられているという形態の、典型的な第二形式に屬する神亭壺である。この西崗の例で注目されるのは、中央およびその四方に配された、合わせて五つの罐の口に、みな、寄せ棟形式の屋根が乗って、それぞれの罐のふたとなっていることである。特に、中央の罐は、その口縁部に出っ張り（あるいは、切り欠き）が作られ、その上に屋根が乗っている。その屋根の頂上には鳥がとまっているが、この鳥は、すでに見た、金壇方麓の五聯罐（五聯罐Ⅱ-4）の罐の口に乗っていた鳥と同じ意味を持つものであり、建物の屋根の頂上に乗る鳥は、第

三形式の神亭壺の中でも、早期のものまで引き繼がれている。

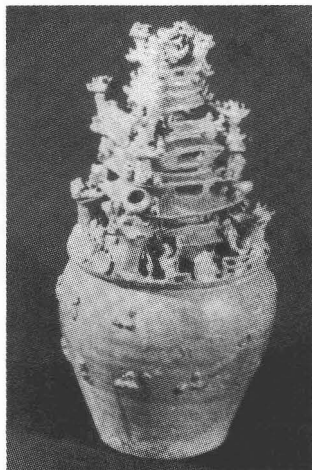
このように罐の上に屋根を乗せる例は、南京郊外、鄧府山出土の神亭壺にも見えた(圖八 II-3)のであるが、もし、この鄧府山の例が第二形式の初期に屬するものだとする私の推定が正しいとすれば、こうした、罐の口に乗る屋根の出現は、第二形式と第三形式との過渡期よりもさらに遡る時期にすでに存在していることになる。岡内氏は、この鄧府山の例を、より下った時期の形式に分類しているのであるが、下部の胴體に大きな穴が開き、それにもぐり込もうとしている水生動物がいることなどから考えても、あまり時期を下げることはできないであろう。

このような、第二形式の神亭壺に見える、單に屋根を支えるものとして附加された、中央の罐の口縁部の出っ張り部分が、その高さを増して、建築物を構成するようになってゆく。すなわち、屋根を支える出っ張りが成長して柱や壁を構成し、屋根と合わせて、罐の口の上に一つの建物を形成するようになったのだと考えられるのである。

そのことを示唆する例として、上海博物館所藏の神亭壺(圖十二 III A-1)を挙げることができるであろう。この例は、高さが四六・七cm、腹徑が二五・六cm。下部の腹部には、鋪首や仙人の騎馬像らしい貼り付け文様が見える。上部下層には、側面に龜趺に乗った碑がある(寫眞の正面が、この神亭壺の側面である)。碑には、圭首の部分に、會稽の二字があり、その下に三行に分けて書かれた碑文は、「出始寧、用此喪葬宜子孫、作吏高遷衆無極」と讀むことができる(圖一四)。すなわち、この神亭壺は、會稽郡の始寧で作られたもので、これを葬送に用いれば子孫には幸運がもたらされ、役人となつては高い位に昇り、衆(衆の字か)は極まりがない、というのである。神亭壺が葬送儀禮に用いられるものであることを直接に確かめることのできる碑文の内容である。その碑の左右には、雜戲を演じる藝人たちがいる。寫眞の左右の端には、二層になった門樓が見えて、これが正面と背面との門をなしていると推測されるが、その門の構造の詳細は分からない。中央の罐の口縁部の四隅には小さい罐が四つ配されて、小鳥がその口の方向を向いて群がっている。中央の罐の口縁の上から四角い壁體が立ち上がって、その上に屋根を乗せている。屋根の上には鳥がとまっている。



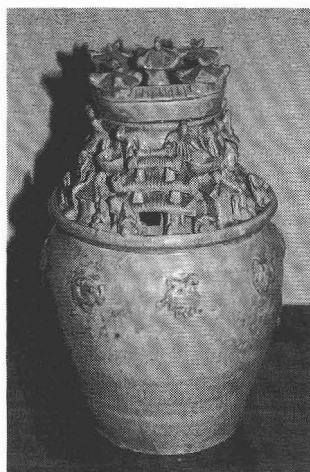
Ⅲ A-3



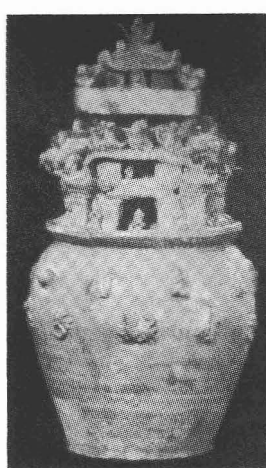
Ⅲ A-2 金壇白塔出土



Ⅲ A-1 上海博物館所藏



Ⅲ B-2 正木美術館所藏



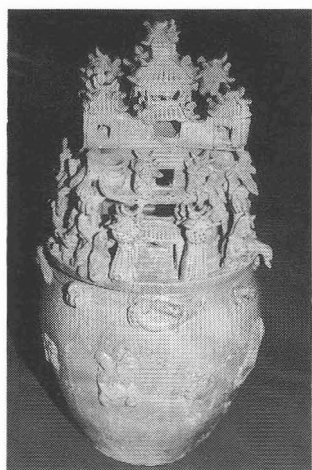
Ⅲ B-1 (背面)



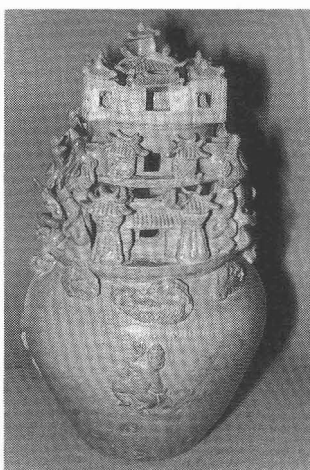
Ⅲ B-1 江寧上房出土



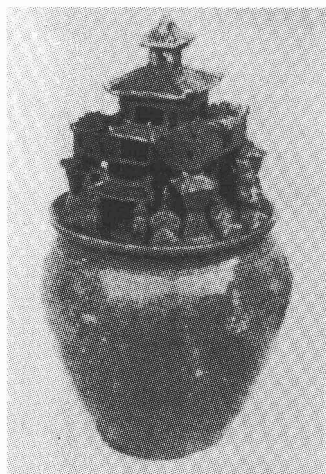
Ⅲ B-5 江寧張家山出土



Ⅲ B-4 久保惣美術館所藏



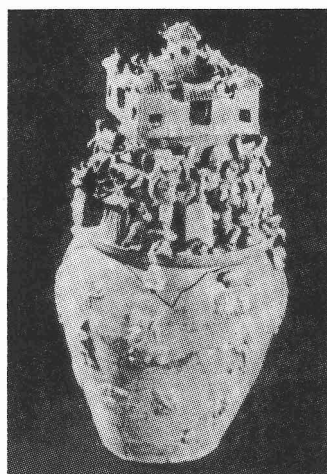
Ⅲ B-3 出光美術館所藏



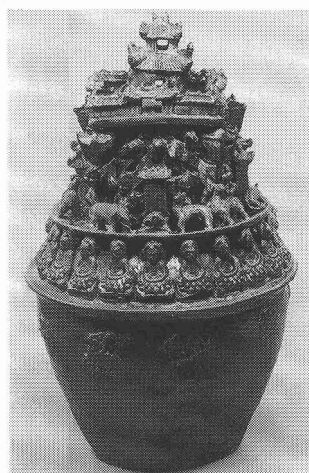
ⅢB-8 紹興鳳凰山出土



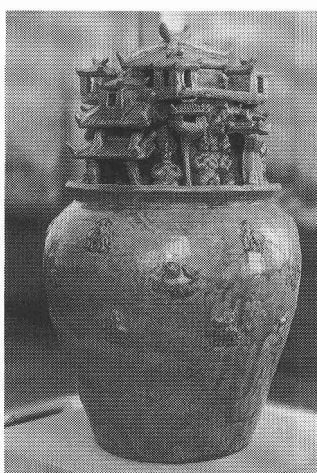
ⅢB-7 平陽鰲江出土



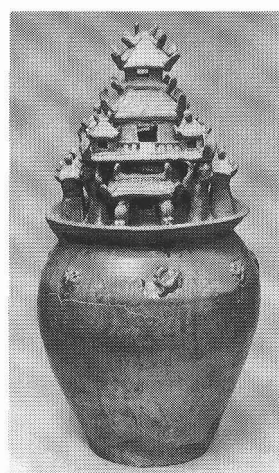
ⅢB-6 吳縣獅子山M2出土



ⅢB-11 メトロポリタン美術館所蔵



ⅢB-10 中國歴史博物館所蔵



ⅢB-9 松岡美術館所蔵

圖12 神亭壺 第三形式

この、中央の罐の口縁部の上に設けられた四角い壁體の部分、元來は口縁部に置かれた小さな出っ張りから發達したものだと考えられるのである。その壁體の四方の中央に切り缺きがあつて、窗か入口を表わしているようであるが、それが飾りもなく極めてそっけないのも、元來が、口縁部の出っ張りであつたことの痕蹟を留めているのだと理解できよう。こうした一類の神亭壺の中でも、特に上部の建築物が發達したのが、江蘇省金壇縣白塔公社儲王莊出土の例である（圖一二ⅢA-2）。この例は、高さが四八cm、腹徑が二四・五cm。報告書⁽¹⁵⁾によれば、下部の、罐の腹部には、虎、獅子、羊、異獸に乗る人物のほか、二つの穴が開いていて、そこにトカゲのような動物が潜り込

もうとしている。上部には、九層の樓が作られている。その樓の最下層、第一層の正面と背面とは門があつて、それぞれ雙闕が設けられている。門の正面には欄干があり、そこに棒を持った人物が二人いて、門を守っている。第一層の左の側面には、高冠をつけた五人の人物がいて、左手を垂れ、右手を胸に當てている。右の側面にも五人の人物がおり、かれらは、お手玉や逆立ちなどの雜戲を演じている。九層からなる樓の、第二層の屋根の四つの隅には、それぞれ小さい罐が乗っている。この、當時の現實の建物にはこうしたものは無かつたであろう、小さい罐が、五聯罐以來の、五つの壺の傳承を引き繼ぐものであつたことは言うまでもない。第四層と第八層の屋根の四隅に闕が建っている。その闕は外に傾き、極めて裝飾的に作られている。最上層は、四周を廊下で圍まれた敷地の中央に寄せ棟造りの建物が建っている。

このように高層建築になつても、この上部の建物が、罐の口縁部の出っ張りから發達したであろうことが、各層の壁體の四面に開けられた窗、あるいは入口の形のそつけなさから窺われるのである。なお、この神亭壺を出土した金壇縣白塔公社の墓からは、「天璽元年九月十日儲侯」、「天璽元年九月十日爲儲作壁」、「壁師陳平」などと模印された磚がみつかつてゐる。すなわち、天璽元年の九月十日に、この墓の被葬者である儲侯のために墓を造つた、工事に當つたのは、壁（壁）師の陳平だというのである。壁（壁）師というのは、こうした磚作りの墓の工事にあたる技術者なのである。天璽元年は、東吳の末帝である孫皓の年號で、西曆の二七五年にあたる。この第三形式の神亭壺も、孫吳末年のものと考へてよいであろう。なお墓磚の銘に儲侯とある人物が具體的に誰に當たるのかは分らないが、この墓の所在地が現在も儲王莊と呼ばれているのとなにか關係があるのであるか。

圖一二ⅢA-3に示した神亭壺も、建物の階層が五層しかないが、金壇白塔公社出土の神亭壺と同じ形式に屬するものである。上部の建築物は、正面と背面とに雙闕の附いた門を持つ。門の前には、手に棒狀のものを持った騎馬の人物が、向かい合つて立っている。門から横に築地塀が連なつて、罐を一周している。築地塀の側面部分には、右手を胸の前にあてた人物が並んで坐っている。築地塀に圍まれた内部に、五層の樓が建つ。その建物の第一層の屋根の四隅には小さい罐

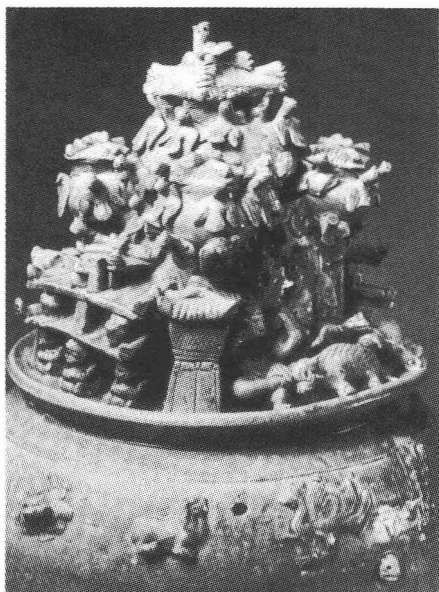


圖13 神亭壺Ⅱ-10の部分

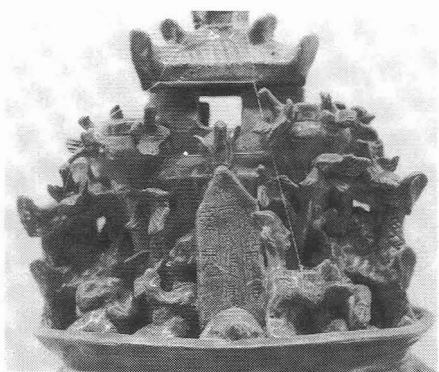


圖14 神亭壺ⅢA-1の部分



圖15 神亭壺Ⅱ-12の部分

第三形式の神亭壺のうち、出土例も多く、典型的であるのは、その上部の上層に、周囲を欄干や回廊で囲まれた四角いテラスが造られ、その中央に建物が建つという形態を持った一類の遺物である。以下の論述の便宜のため、第三形式の神亭壺のうちでも、これまでに見てきたような、顕著な形では四角いテラスを持たぬものをⅢ―A形式、四角いテラスを持つものをⅢ―B形式と呼んで区分をしたい。Ⅲ―B形式の中でも初期のものと推定されるのが、圖一二ⅢB―1に示したような例である。

が乗せられている。また、築地塀の上と、内部の建物の第一層および第二層の屋根の上には、羊や獅子、それに熊や猿に似た動物が乗っている。内部の建物の三、四、五層は、別に作られて、罐の口に乗せられた格好になっている。すなわち、四方に闕が置かれ、その間が回廊で結ばれた四角い平面の中央に二層の建物が建っているのである。最上層の屋根は寄せ棟になって、その上に鳥がとまっている。

これは、南京近郊、江寧縣上坊の磚造りの墓から出土したもの。その墓は、前室と後室とを基本にし、それに甬道と三つの耳室が附加された多室墓形式のもので、その前室に附屬する耳室からこの神亭壺が出土した。高さが四一・八cm、最大腹徑が二二・八cmある。この墓を作っている磚には範押しの銘文があつて、その一つに、「天冊元年七月十八日、與侯師李椎作壁」とある。すなわち、この墓の被葬者は與侯（庾侯）と呼ばれる人物で、おそらくはその部下であつたのであろう、李椎という人物が、天冊元年の七月に、この墓を築いた、という意味である。天冊元年は、孫皓の時代の年號で、西曆の二七五年にあたる。この墓から出土した神亭壺も、ほぼ同時期のものと考えることができよう。

圖一二の寫眞では必ずしも良くは見えないが、報告書⁽¹⁶⁾によれば、この江寧縣上坊出土の神亭壺は次のような構造を持っている。すなわち、下部の胴體は、口の開いた、平底の罐でできており、その腹部に二層になった貼り付け文様が巡らされている。その文様には、麒麟、騎馬の仙人、鋪首、熊の頭、蓮華座に坐る佛像（頭に圓光を頂く）、鳳凰、拱手して坐する人物、飛羊（？）などがあり、合わせて十八件。上部は、三層からなり、「寶塔」をかたち作っている。その上部三層の内、下層の正面には門があり、門の内外には、合わせて四つの闕がある。門の下には、拱手して正座する三人の人物がいる。下層の後ろ側には後門があり、二つの闕がある。闕の上には立った熊がいて、軒を支えている。下層の側面には、左右それぞれに五人づつ、冠を着け、額に圓珠を嵌めた人物が拱手して正坐している。上部中層には、その四隅に小さい罐があり、その間に、合わせて十五羽の小鳥が配されている。上層は、テラスになっており、その四隅には、それぞれ一羽づつ鳥がいる。テラスの四邊の中央には、肉髻を頂き、蓮華座に坐る佛像が置かれる。テラスの眞ん中には、圓形の建物があり、その建物は、前後に門があつて、屋根の頂上には鳥がとまっている。

この江寧縣上坊の例でも知られるように、第三形式の神亭壺の、下部の胴體と上部の下層、中層までは、第二形式の基本的な形態をそのまま引き継いでいる。上部の上層、四角いテラスを持った建築物の部分だけが、第三形式になって新しく加わったものである。こうした特徴ある建築物は、なにに起源するのであろう。すでに見た、白塔公社のⅢ-A形

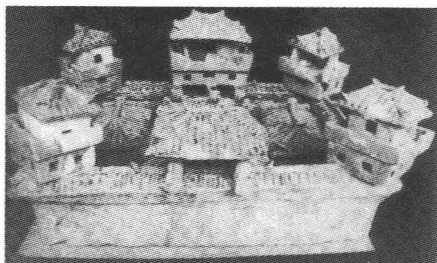


圖16 武漢黃陂出土建築模型



圖17 神亭壺ⅢB-2

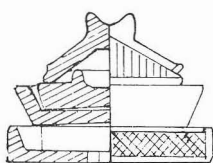


圖18 神亭壺
上部部品

ることである（圖一五）。
壺の口縁上には、これに乗
せるためであろう、粘土で
四個所の出っ張りが作り附
けられている。この皿の内
側には、實見したところ、
中心から外れた位置に、並
んだ二つの出っ張りがある。

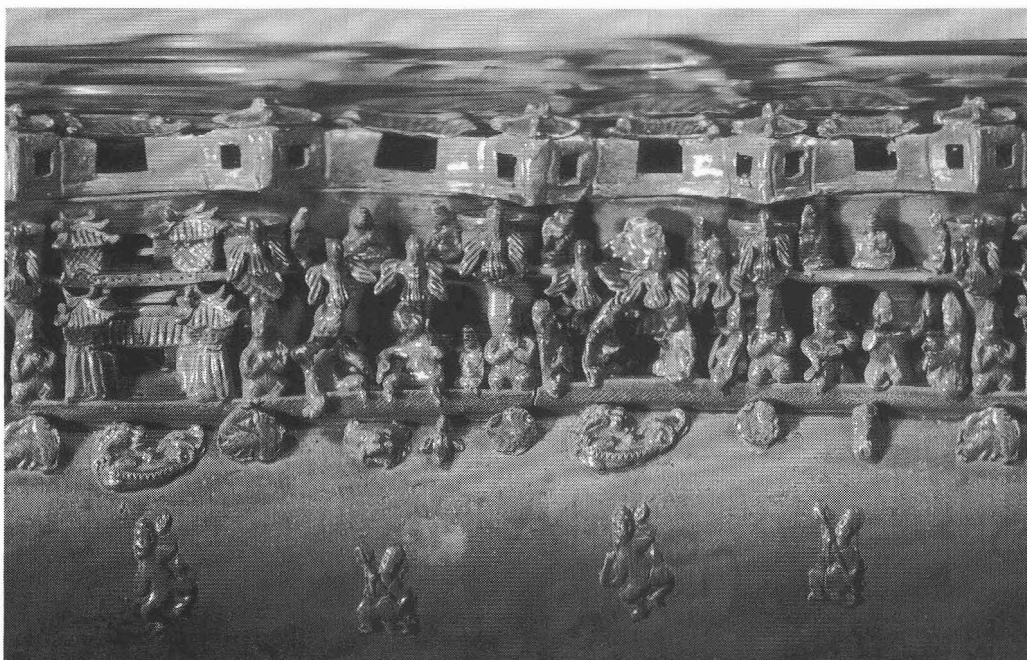
式の神亭壺では、その第八層が、四隅に闕が立った回廊となっており、その中央に寄せ棟屋根の建物が建っていた。ⅢA-3の例では、その部分が發達して、回廊に圍まれた建物は二層の構造になっている。これら、Ⅲ-A形式の神亭壺の最上層に置かれた建築物が、Ⅲ-B形式で顯著になる四角いテラスを持った建築物と密接な關係をもつのは明らかであろう。ただ、Ⅲ-B形式の神亭壺の起源として、もう一つ別の要因を考えることができそうである。それを示唆するものとして、圖八Ⅱ-12のような神亭壺がある。

この例は、江蘇省江寧縣趙史崗七號墓出土のもので、獨自の特徴を備えているが、強いて分類すれば第二形式に屬せられる神亭壺である。正面の雙闕の後ろの建物は二層になっており、その側面の、元來は雜戲を演じていた藝人像も、正坐をしてかしまるだけの人物群（右と左とに六人づついる）に變化して、第二形式の神亭壺が簡素化されてきた特殊な例と考えられる。下部、胴體部分の正面には、節（飾りの附いた棒、使者のしるし）を持った仙人、鳳凰、麒麟、背中の上から見た格好の、尾羽根の發達した鳥（鳳凰だとする説もある）、その下側には、鋪首が並べて附けられている。この神亭壺で特に注目されるのは、中央の口の上に、釉藥をかけない、細泥紅陶で作られた、丸い皿状のものが乗っていることである（圖一五）。

この皿は、燈明皿あるいは香爐として用いられたものであろうか。

圖八Ⅱ-12の神亭壺の、皿狀の部分の正確な用途については、後考を待ちたいが、第二形式の神亭壺の口の上に、こうした、縁が垂直に立ち上がった容器が置かれる例があるという事實は、第三形式B類の神亭壺で、壺の口の上に、周圍を四角い手すりや回廊に圍まれた建物が置かれていることと關連するのではないかと推測されるのである。確かに、Ⅲ-B形式の神亭壺において、中央の罐の上に乘るテラス狀の部分は、基本的に四角形をなす。その點で、第二形式の神亭壺の上に附加された、圖八Ⅱ-12のような、圓形の盤狀の容器とは差異がある。おそらくその差異は、この部分を建築物と意識したとき、少なくとも漢族の傳統的な文化の中には圓形平面の建物がないために、現實の建物と重ね合わせるための變更であつたのであろう。手すりで圍まれた四角いテラスは、漢代の明器に見られる望樓建築と類似し、また、その手すり部分が回廊になっている神亭壺については、圖一六に示したような、ほぼ同時期の明器が模したであらう、江南地域の現實の建物が、上部の建築物が發展する際のイメージの基礎となっていたと考えられるのである。

圖一二ⅢB-2に示したのは、正木美術館所藏の神亭壺で、これも第三形式B類に屬している。高さが三四・五cm、腹徑が二〇・六cmからなる。この神亭壺も、正面と背面とに門があり、正面の門には雙闕があつて、左右の側面には合掌する人物像が並んでいるといったように、第二形式から第三形式に引き繼がれる、神亭壺の基本的な形態を守っている。この例が特に注目されるのは、上部上層の、中央に四角い院子なかにわを備えた回廊の部分の外壁が、他の多くの例のように、きつちりとした四角形を成さず、まる味を残していることである(圖一七)。もし、第三形式B類の神亭壺の、上部に乗っている方形の平面を持つ建築物の來源の一つが、第二形式の、中央の罐の口縁の上に乘せられる、圓形の皿狀の容器にあるとする推測が正しいとすれば、正木美術館所藏の神亭壺のその部分がまる味を持つことは、兩者の間の過渡的な様相を傳えたものとして理解できるであらう。第三形式B類の神亭壺の、一つの形式内部での發展のおおよその方向は、手すりのある四角いテラス(あるいは回廊に圍まれた院子)の中央に置かれた建物がだんだん大きく、高くなることにあると考え



正面

右側面

背面

左側面

圖19 出光美術館所藏神亭壺（ⅢB-3）展開寫真

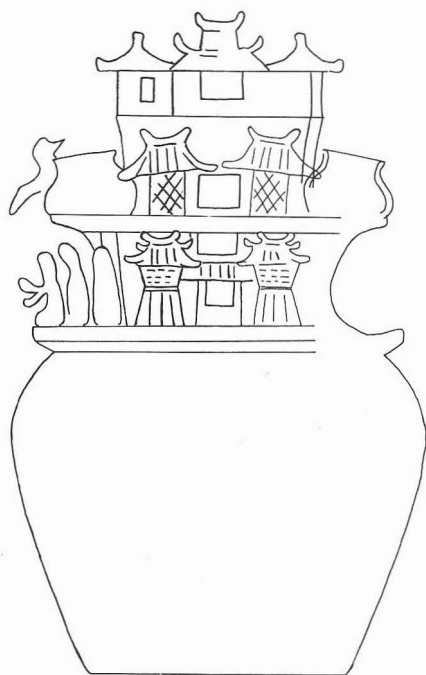


圖19下 出光美術館所藏神亭壺正面

られるので、正木美術館の例で、最上部の中央にある四角い建物が極めて簡単で未發達であることも、この遺物が、この形式の中でも早い時期のものであることを示唆するのである。

もう一つ、第三形式B類の神亭壺の、上部に乘せられる建物の起源とその性格を考える時に興味深いのは、南京市の東南郊、江寧縣淳化鄉索野磚瓦廠一號墓出土の神亭壺の例である（圖二二 IV B-1）。この神亭壺は、第三形式B類から第四形式B類への過渡的な形態を示すもので、そのことについて、詳しくは第四形式を説明すると

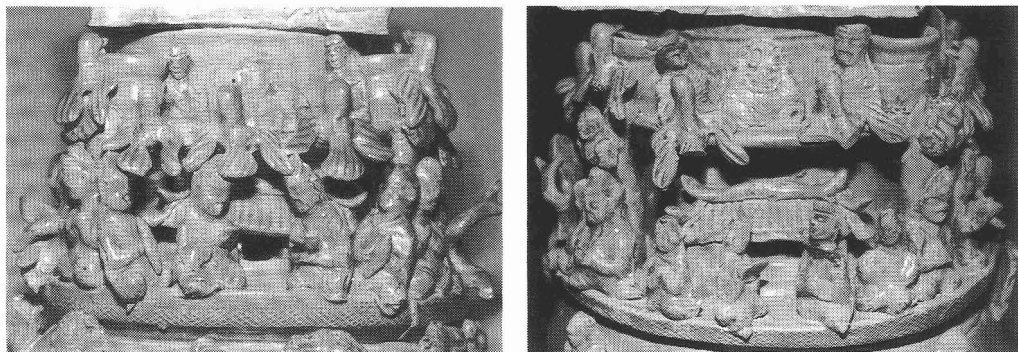


圖20 神亭壺 裏門部分 (左)出光美術館 (右)久保惣記念美術館 (ⅢB-4)

ここで言及したいが、ここで特に注目したいのは、この神亭壺の最上層の建物の部分が、出土した時には、下の罐から外され、磨り白の模型を間に挟むようにして、別の場所に置かれていたことである(圖一八)。報告者は、こうした出土状況は神亭壺と穀物倉との間に何等かの関係があったことを示すであろうと指摘している。その指摘の當否は別にして、こうした出土例から、第三、第四形式の神亭壺において、中央の罐の上に乗る建物が、必ずしも常に、その下の罐と一體に扱われたのではないことが知られ、またこの例で、テラス中央の建物には壁體がなく、屋根が直接に磨り白の上に乗っていることは、最上層の四角い建物の壁をなす部分が、後から發達したものであろうことを示唆するのである。おそらくは、葬送儀禮の中に、第二形式の神亭壺の口の上になにかを被せるという一節があり、そのなにかから、第三形式の神亭壺に見える建物が發達したのだと想定できるであろう。

第三形式B類の神亭壺の最上部を構成する四角い平面を持った建築物は、元來は低い壁を備えたテラスであったが、やがて、四隅に小さい建物を備えた回廊へと變化していったと、そのおおまかな發展の方向を想定できる。その回廊の四邊の中央には門が附けられるのが普通である。このような、回廊に圍まれた院子とその中央に建つ寄せ棟作りの建物とを上に乗せた第三形式B類の神亭壺が、神亭壺の發展の一つの頂點をなし、その出土例も多い。そうした中でも典型的な例である、出光美術館所藏の神亭壺を、詳しく觀察する機會に恵まれたので、それを例に挙げつつ、この發達段階にある神亭壺の特徵的な構成を見てみたいと思う(圖一二ⅢB-3、圖一九)。

この神亭壺の下部、胴體の中央部分には、上部の建物の四つの面に對應して、二種類、四人の人物像が貼り付けられている。二種類とは、棒を持って上に突き上げようとしている姿勢の人物と、もう一人、肉髻らしいものを頂き、右手を上げてコサック舞踊をしているような胡人風の人物像とである。その上の、胴體部分の肩のところには、龍、麒麟（辟邪）、獸面、小鳥などの飾りが巡らされている。下部と上部との境には、斜格子紋を附けた圈帶が巡っている。上部の、建築物の部分は三層からなっている。その下層の正面には、雙闕とその奥に二層をなす門樓が置かれる。下部の兩側面には、門に近いところに、正坐して胸の前で手を組み合わせる人物、側面中央には、圈帶に腰を掛けるようにして坐り、樂器の伴奏で踊っているような人物像が配されている。これら藝人の背後には、手を胸のところで組み合わせた人物像が並んでいる。正面の門の反対側に裏門がある。裏門の前には、二人の人物が向かい合って坐り、手に持った書物のようなものを讀んでいるかのである。この二人の人物の背後には、それぞれに侍者がいて、かれらも手に小さい盾のようなものを持って正坐している。なにかの儀禮を行なっているであろうか（圖二〇）。上部の中層は、中央の罐の口縁部が廣がって、平たいテラスが作り出され、その四隅に、それぞれ小さい罐が置かれている。小さい罐には、口のほうを向いた小鳥が附けられている。正面のテラスには、背の低い雙闕があり、その側面には斜格子紋が附けられている。中層の側面には、胸の前で手を交差させた、小さい人物像が三つ置かれている。背面中層の中央には、下の胴體部分に貼り附けられていたのと同じ、麒麟の飾りが立てられており、その左右に小さい人物像が配されている。上部上層には、四隅に小さい建物があり、その中間に四つの門が設けられた、四角い回廊があり、その中央に、寄せ棟作りの二層の建物が立っている。

この神亭壺は、高さが四〇cm、腹徑が二四cmある。この罐の、さまざまな飾りを取り除いた、基本的な構造は、下部胴體から、上部中層の下の方までが、一つに作られた、口の開いた罐であって、その上に、高さ六cmほどの圓筒形の支えが置かれ、そのさらに上に、最上層の四角い院子形式の建物が乗せられているのである（圖一九下）。その基本になっている下部の罐は、當時、廣く行なわれていた盤口罐などと同じ側面形を持っており、そうした陶瓷器に堆塑の飾りを施

して、第三形式の神亭壺はできているのであった。第二形式の神亭壺において、中央の罐は上から下まで一體に作られており、その中でも古い形のものには、中央の罐の上段部分にふくらみが遺されていた（すなわち中央の罐には二段のふくらみがあった）のと、その製作の手順からいっても、第三形式の神亭壺は大きく變化しているのである。

この出光美術館の神亭壺が、第三形式の神亭壺のなかでも典型例になるといったように、同様の形式を取るものは、ほかにも多い。たとえば、和泉市久保惣記念美術館所蔵の神亭壺は、出光美術館のものときわめて似ており、胴體部分に貼り附けた飾りまでも共通するものが多い（圖一二ⅢB—4）。上部下層の裏門の部分で比較をしてみれば、久保惣美術館の例では、門をはさんで坐る二人の人物のうち、一方は手になにかを持って讀んでいるようであるのに對し、一方の主人のような様子の人物はそれを合掌しながら聞いていて、出光美術館の、雙方とも書物らしいものを讀んでいるのと、いささか違いがある。裏門の上、中層に置かれている飾りも、出光美術館のものは麒麟であったが、久保惣美術館のものは、正面を向いた猛獸（獅子？）になっている（圖二〇）。このような小さな差異はあるにしても、両者が基本的に同一の要素の組み合わせで成り立っていることは、この段階の神亭壺の背後に、共通する一つの規範があったであろうことを示唆するのである。

この形式に屬する遺物のうち、年代が推定されるものとして、江蘇省吳縣獅子山二號墓出土の例を挙げることができる（圖一二ⅢB—6）。この神亭壺は、高さが五九・二cmと、いささか大型のものである。その形態と紋飾には、腹部に棒を持って上に突き上げるようにしている人物が見えるなど、出光美術館や久保惣記念美術館の所藏品と共通するところが多い。ただ、この獅子山二號墓の神亭壺の場合には、上部下層の側面に、龜趺の上に乗る碑が置かれているという點で差異があり、その碑の上の刻銘に、報告者の讀みによれば「元康二年閏月十九日起會稽」¹⁸という文字がある。この銘文は、起の字がいささか讀みにくい（あるいは造の字が崩れたものであろうか）のであるが、他の同様の銘文と考え合わせて、この神亭壺が元康二年（二九二年）に會稽郡で作られたことをいうのだと推定される。ただ、すでに指摘があるように、元

康二年には閏月がない。おそらくは、元康三年閏月（閏二月）と刻されていた銘が、釉薬をかぶって、よく見えなくなったものであろう。ちなみに、同じ獅子山二號墓の墓磚には「元康三年四月六日廬江太守東明亭侯主簿高勅作」という銘文が見える。この墓の主人は廬江太守に任ぜられ、東明亭侯を授けられた人物で、その主簿を勤めていた高勅が中心となってこの墓を作ったというのである。神亭壺と墓磚とに見える二つの日づけの比較から、墓室の構築と、神亭壺の製作とが接近した時期に行なわれたことが知られ、そこから神亭壺という遺物が、埋葬儀禮のための特殊な物品であり、日常生活の中で久しく使用されるようなものではなかったことを確かめることのできる貴重な例である。この墓の主人と考えられる、東明亭侯について、發掘簡報は、傳玄の一族に屬する傳雋ではないかと推定している。

もう一つ、年代の知られる例を舉げておけば、圖一二ⅢB-7の神亭壺は、浙江省平陽縣鰲江出土のものである。この例も、典型的な第三形式の神亭壺に屬するものであるが、上部下層の部分に、以上に見てきたものとは少し違った點がある。發掘報告¹⁹によれば、その正面では、廣く開いた門の前で二人の人物が賓客を待っており、馬に乗ってやって來る二人の賓客が離れたところに配されている。左の側面には宴會の様子が表わされ、調理をする人、料理を運ぶ人、杯を舉げる人などがいる。左の側面では音楽が演奏されている。樂器を弾じ、太鼓を叩く人がいる。その奏樂の中央に、龜趺に乗った碑が置かれている。碑には刻銘があって、「元康元年八月二日（造）會稽上虞」という文が見える。すなわち、この神亭壺が、會稽郡の上虞において元康元年（二九二年）に造られたものであることが知られるのである。これら、年代の知られる神亭壺の例を重ね合わせて考え、四角い回廊が發達した、典型的な第三形式B類の神亭壺は、元康の初年ころに盛行したものであったと判斷できるであろう。

前にも述べたように、第三形式の神亭壺の展開のおおよその方向は、上部中央にある建物がしだいに大きく、高くなつてゆくことにあったと想定できる。上部上層の建物が發達した例として、紹興縣上蔣鄉鳳凰山三〇九號墓出土の例を挙げることができる（圖一二ⅢB-8）。この遺物は、高さが五〇cm。上にいくつか舉げた、典型的なⅢ-B類の神亭壺と同じ

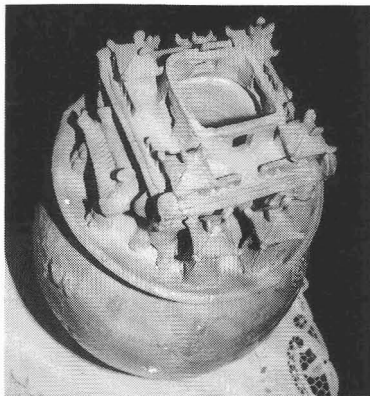


圖21 神亭壺 (Ⅲ-9)

構成を持つが、ただ、最上層の、四角い院子の中央に建つ建物が二層の樓閣になっている。この例を特に取り挙げたのは、この紹興三〇九號墓には紀年銘のある墓磚があって、それには「永嘉七年造作」とあるからである。永嘉は、言うまでもなく、西晉末年の年號。その七年は、西曆の三一三年にあたる。現在までに報告のある神亭壺に係する紀年の中で、確かなものとしては、この年號が最も下るものである。

松岡美術館所藏の神亭壺も最上層の院子の中央に二層の樓閣が建っている(圖一二ⅢB-9)。高さは五〇・五cm、腹徑が二七・〇cm。上部下層には、正面と背面とに門がある。ただ、門の左右に立つはずの雙闕は、側面にまわってしまっている。上部中層には設備がなく、上層の四角いテラスが、上部下層の四隅に置かれた四體の人物像によって支えられている。上部の四角いテラスの四隅には寄せ棟の四角い建物が立ち、その間が垣根で結ばれ、その中間に入口がある。テラスの中央の建物が發達し、これも寄せ棟の二層の建物となっている。ちなみに言えば、第三・第四形式の神亭壺の多くの例では、元來は別々に作られたであろう、上部建物とそれ以下の部分とが、釉藥のためにくっついてしまっているのであるが、この松岡美術館の例では、この中央の建物の第一層の屋根が外れて、中が覗けるようになっていて(圖二一)。また、これまでに舉げて來た神亭壺の例では、段々小さくなる傾向にあるにしろ、中央の罐を取り圍んで、必ず四つの小さい罐が配されていたのであるが、この例では、その四つの罐が消滅してしまっている。おそらくは、テラスの四隅の小屋と一つになってしまったのであろう。五聯罐以來の傳統の中核をなす部分が、この段階になって消滅しつつあったことが知られるのである。

圖一二ⅢB-10に舉げる、北京の歴史博物館所藏の神亭壺は、形式的には松岡美術館のものより早いものであろうが、これも第三形式B類の神亭壺の典型的な様式のもので變形したものである。この例では、上部下層の正面に二層の門樓があり、その樓上に更に四角い小ぶりの建物が乗っている。門樓の左右には、二つの小さい罐が配され、その罐は、第一形

式の神亭壺で見たような、控え壁狀の支柱の上に乗っている。その罐の上には屋根がかぶせられ、正面に、郵便ポストのような、横長の四角い穴が開いている。その横に、兩手を胸の前で合わせた人物が正坐しており、二つの闕は、松岡美術館の例と同じく、側面にまわっている。上部上層には、四角いテラスがあり、その四隅に建物があるが、その間をつなぐ欄干などはない。テラスの中央にある寄せ棟の建物は、一層であるが、横に廣がっている。

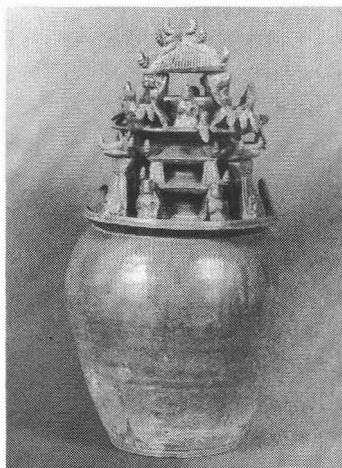
圖一二ⅢB-11に示した、メトロポリタン美術館所藏の神亭壺も、作りは複雑であるが、同じ形式に属するものである。寫眞に見られるのはその側面で、正面の様子は知られない。この神亭壺の第一の特徴は、下部の胴體部分を取り巻く圈帶を増設して、その上に、蓮華座に坐る佛像を多數配列していることである。上部下層の、側面中央には、龜趺に乗った碑が置かれている。こうした碑が側面にまわる例が多いことは、すでに見たところである。寫眞で見える限り、この碑の上には字が刻されていないようである。碑の左右には象などの動物がいる。動物の背後には、胸の前で手を合わせる人物がいる。四隅の小さい罐は、四角くなり、屋根と下の部分とが一體となって、鳥の巢箱か郵便ポストのようになってしまっている。上部上層には、四角いテラスの中央に二層の建物が建っている。この例は、複雑で、一見、華麗に見えるが、元來の神亭壺が、五聯罐以來引き繼いできた基本的な要素が失われてゆく過程を、ここにも見ることができであろう。

〔四〕 神亭壺 IV

第四形式の神亭壺は、元來、中央の罐の口縁や建物の屋根の張り出しであった部分が、罐を水平に取り巻く棚狀の突起になり、その上に佛像や僧侶、供養者たちが多數並べられるものである。この第四形式の神亭壺も、第三形式の區分に基づいて、A類とB類とに分けて考えるのが便利であろう。すなわち、第四形式A類は、第三形式A類から發展したと考えられるもので、中央の罐の口縁上の突起が發達して、壁や柱を形成し、その上に寄せ棟の屋根が乗って、建物を構成している形式のものである。たとえば、圖一二ⅣA-1に示す、南京高家山二號墓から出土した神亭壺が、この部類に屬して



IV A-3 南京板橋鎮出土



IV A-2 江寧石獅村出土



IV A-1 南京高家山出土



IV A-6 吳縣何山出土



IV A-5 甘家巷高場出土



IV A-4 江寧殷家巷出土



IV B-3 寧波慈溪出土



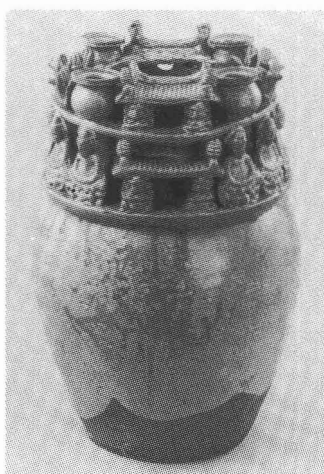
IV B-2 上虞江山出土



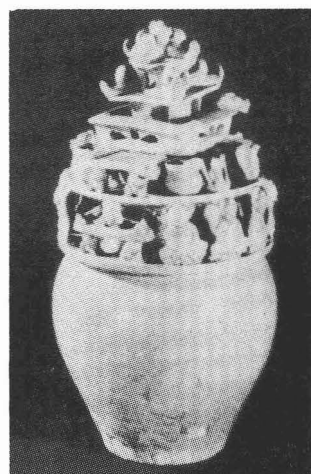
IV B-1 江寧索野出土



IVB-6 浙江省博物館所蔵



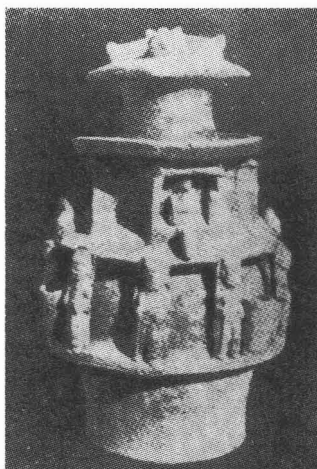
IVB-5



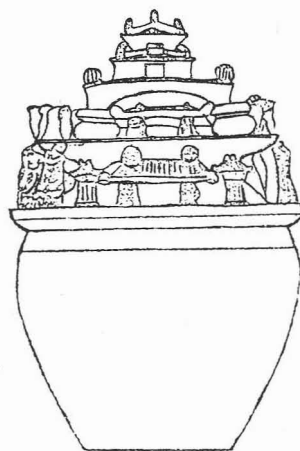
IVB-4 吳縣獅子山M1出土



IVN-2 京都大學人文科學研究所蔵



IVN-1 揚州胥浦出土



IVB-7 杭州市博物館所蔵

圖22 神亭壺第四形式

發掘簡報²⁰によれば、この神亭壺は、胴體部分に馬の飾りが八頭分貼り附けられ、その馬の上には冠をかぶった人物が騎っている。上部は二つの層に分けられる。その下層部分には、正面に雙闕が置かれ、闕の間には二層の建物がある。その第二層の屋根を熊狀の動物が支えている。側面（寫真に見えるのは側面）には、兩手を胸の前に合わせて正坐をする人々が並び、その上部には、内側を向いた鳥がいく羽も附けられている。上層には四つの門があり、それぞれの門の下には、下層と同様の、胸の前に手を組み合わせる二人の人物がいる。この部分の四隅には、それぞれに龍首と小さい罐とがあり、

その罐には一羽づつ小鳥が附いている。頂上には四角い屋根が乗る。

この高家山二號墓の例では、元來、中央の罐の口縁であつた部分が、平たい棚を形成して、そこに合わせて八人の人物と小さい罐とが並べられているのである。報告書が上層の四隅に龍首があるというのは、屋根を支える柱狀の部分に怪獸の飾りが附いていることをいつているのであろうか。この柱狀をして、屋根を支えている怪獸は、寫眞ではよく見えないが、他の例では熊の形を取ることもある。この柱狀の部分が、第二形式の神亭壺の口縁部に附けられた出っ張りから發達したものである。なお、この高家山出土の神亭壺と極めて類似した形をもつ例として、江蘇省句容縣石獅公社出土の神亭壺(圖二二・IV A-2)があり、これを出土した前後二室からなる墓の磚に、「元康四年許……」の銘が印されている。すなわち、この墓が元康四年(二九四年)に作られたものと知られ、また銘文には「許」とだけあって、その下が見えないが、被葬者が、句容の豪族、許氏の關係者であつたことを意味するのであろうか。

圖二二・IV A-3 に示した、南京市中華門外の板橋鎮出土の神亭壺もIV-A形式に屬するもので、上部の建物がすこし高くなっている。この神亭壺は、高さが四一・五cmあり、その腹部には、鋪首と羽根をひろげて飛ぼうとしている「辟邪」との飾りが附けられているという(寫眞ではよく見えない)。罐の上部は四層からなり、その第一層には、雙闕と門、それに胸の前で手を組んで正坐する人物像八體が置かれている。第二層は棚狀の張り出しになっており、その上に四つの門が開き、門の正面には小鳥が一羽づつ、四隅には小さい罐が置かれている。第三、第四層は、熊狀の柱で支えられた二層の樓をなしている。前に舉げた、高家山二號墓の例などでは、この樓の部分が一層であつた。

この神亭壺を出土した板橋鎮の墓は、前室と後室とからなる磚作りのもので、少なからざる文字資料を伴出している。その文字資料の一つが墓磚上に陽文で印された銘文で、全部で十五種のものがあるという。その主要なものを挙げれば、次のような内容である。

〔太〕康九年八月十三日

永寧元年七月十七日或(？)作磚壁

大中大夫高平太守侯府君年七十三薨

吳興陽羨人

居丹陽江寧賴鄉齊平里

これらの墓磚の銘文から、この墓の被葬者は、吳興郡陽羨出身の「侯」と呼ばれる人物で、平生は、丹陽郡江寧の賴鄉齊平里に住まいしていた。官位は大中大夫、高平太守にまで昇った。年七十三で死去し、おそらく、その部下であったろう或(？)なる人物が、永寧元年(三〇一年)の七月にこの墓を作ったことが知られるのである。ただ、この墓の發掘報告者は、「太」康九年(二八八年)銘の磚がまじっていることなどから、こうした銘文の全てがこの墓のためのものではなく、以前からある外範を用いて磚を作ったため、別の墓のための銘文も混じっているであろうと推測している。確かに、磚の銘は「太」康九年と讀めそうであるが、破損の結果そう見えるのであって、元來は元康九年(二九九年)の紀年であったとすれば、同一の墓のものと考へても大きな矛盾はないことになる。もう一つ、この墓から伴出した文字資料として注目すべきは買地券であって、それは、墓の前室にしつらえられた祭臺の上に、恐らく葬儀の時に置かれた状態のままで見えている。次のような内容である。

永寧二年二月辛亥朔、廿日庚子、楊州廬江郡大中大夫、汝陰□□□□丹陽郡□

寧縣賴鄉際湖里、地方員五頃八十畝、直錢二百萬、即日交「畢」、□

方庚辛、北方壬癸、中英(央)戊己、證知冢前、如律令

若有問誰所書是魚、魚所在深水游、欲得者河伯求

すなわち、永寧二年の二月二十日に、廬江郡の大中大夫であり、汝陰「侯」に封ぜられた□□(墓の被葬者)が、丹陽郡永寧縣賴鄉際湖里に墓地のための土地を買った。その土地の大きさは五頃八十畝、値段は二百萬錢。その場で支拂をす

ませた。東西南北の境界を定め、冢墓の前で、律令どうりに、それを確認した。誰がその文書を書いたのかといえば、それは魚で、その魚は深い水の中を遊んでいる。魚と會いたい者は、河伯のもとを訪ねるように、という内容である。買地券は、墓中に納めるための呪術的な文書なのではあるが、これによって永寧二年二月にこの墓地を使用することが確定され、前の磚文に見たように、その七月に墓が築かれたことが知られるのである。

圖二二 IV A-4 に示した、南京の郊外、江寧縣殷家巷出土の神亭壺も、IV-A形式の神亭壺の流れに属するものである。下部の、罐の腹部には、鋪首、龍、猴の貼り付け文様が見えるという。上部の下層には、蓮華座に坐った佛像が並べられ、上層の張り出した棚の上には鳥が並んでいる。鳥の背後、中央の罐の口の上に、柱に支えられた寄せ棟の屋根が乗っているのは、江寧縣石獅公社出土の神亭壺などと同様である。ただ變化した點として、これまでに見て來た神亭壺では、貼り付けられた小鳥は、みな罐の口のほうを向くのであったが、この例では、鳥が、翼を羽ばたかせるようにして外を向いている。このことは、神亭壺が本來備えていた意味が變質しつつあったことを示唆するであろう。また、この神亭壺が、紅陶で作られ顔料が塗られているという點も、青瓷を基本としてきた神亭壺の傳統から外れるものである。

圖二二 IV A-5 の、南京甘家巷高場一號墓出土の神亭壺も、前に挙げた殷家巷の例と似ている。これは黒釉の瓷器で、高さが四二cm、腹徑が二六cm。腹部には、佛像、鋪首、魚の貼り付け文様が見える。上部下層の正面には雙闕のある門が設けられ、門の正面には、胸のところで兩手を合わせて坐っている佛像が置かれている。また下層の四隅には四つの小さい罐が置かれて、それぞれの罐の間には、二體づつ、門の前にあったのと同様の佛像が配されている。上部上層の、罐の口縁部が廣がってできた棚の上にも多くの佛像が並べられている。その佛像の背後、中央の罐の口の上には、四方に門を持った四角い建物が置かれ、それぞれの門の中に一體づつ佛像が立てられている。その建物の屋根は、寄せ棟になっており、この部分だけ釉藥が掛けられていない。

圖二二 IV A-6 に示した、蘇州郊外、吳縣何山出土の神亭壺も IV-A形式に属するが、その陶塑の配置などについては、

Ⅲ—B形式の、メトロポリタン美術館所蔵の神亭壺（圖一二 ⅢB—11）などとも關係を持つてであろうと推定される。この吳縣何山の例は、高さが四八cm、底徑が十五cmで、腹徑は分らない。その下部、罐の腹部には、佛像、虎頭、辟邪、朱雀、魚などの飾りが附く。また罐の肩の部分には圈帶が増設され、その上に、蓮華座に坐る佛像や胸の前で手を合わせて正坐する人物などが並べられている。上部は三層からなる。その下層には、雙闕を備えた門が前後に置かれている。門の屋根は熊狀の動物によって支えられ、その屋根の上には、頭に肉髻のような瘤を附けた人物がうづくまっている。下層の側面には、佛像と胸の前で手を合わせる人物とがあり、その真ん中に碑が建っている。上部中層には、その四隅に、元來の小さい罐が變形した、口の開いた小屋が置かれ、小屋の間には、二人づつ、頭に肉髻を乗せ、うづくまっている人物像が置かれる。上部の中央には、二層の四角い建物が建っている。

發掘報告⁽²²⁾によれば、側面の碑には、その圭首の部分に「再福」、その下に、三行にして、「出始寧、用此□、宜子孫、作吏高、其樂無極」とあるという。しかし、前引の上海博物館所蔵の神亭壺（圖一二 ⅢA—1）の例や、あるいはまた、吳縣獅子山四號墓出土の神亭壺（圖八 Ⅱ—11）に附く同様の碑の銘文と考え合わせれば、「再福」は「會稽」、それ以下の部分も「出始寧、用此葬喪宜子孫、作吏高遷衆（樂）無極」とあったものが、釉藥がかかったため讀みにくくなっているのだと考えるべきであろう。

第四形式のもう一つの類型、Ⅳ—B形式のものは、第三形式の神亭壺のB類を引き繼いで、中央の罐の口縁の上に、四角い垣根か回廊に圍まれた建物が乗るものである。例えば圖二二 ⅣB—1に挙げた、江寧縣淳化鄉索野磚瓦廠一號墓出土の神亭壺は、Ⅲ—B形式からⅣ—B形式への過渡的な形態を示している。この例は、高さが三八cm、腹徑が二〇cm。發掘報告⁽²³⁾によれば、下部の胴體部分には、鸞鳳（特殊な尾羽根をもった鳥が、背面形で飾りになっている。同類の鳥は、圖八 Ⅱ—7、Ⅱ—12にも見えた）が八羽、巡らされている。上部は三層に分かれ、その下層には、正面に門闕があって、二つの闕

の間には、鳥を挟んで二人の胡人がいる。門闕の横には、合わせて九體の、圓光を附けた佛像が並ぶ。上部中層には、報告書が胡人と比定している合掌する人物、小さい罐とそれを背負う熊、それに二羽の鳥が一組になり、その組み合わせが四つ巡らせられる。上層には、四角い欄干と寄せ棟作りの建物がある。欄干の四隅には佛像が一つづつ置かれている（この配置は、漢代の明器の陶製の望樓で、四隅に一人づつ人物が配されているのと類似する）。この四角いテラスの中央に置かれた屋根が、その下の磨り臼の模型の上にかぶさっていたことについては、すでに述べた（圖十八）。この例が、Ⅲ—B形式からⅣ—B形式への過渡的な形態を示すというのは、上部中層の、報告書という胡人や小さい罐などを乗せた棚状の張り出しには、その表面に波状の凹凸が見えて、その部分が、元來の屋根としての特徴を留めているからである。

ちなみに、この索野磚瓦廠一號墓は、前後二室からなる磚室墓で、その墓磚に印された銘文をつなぎ合わせると次のような文章になる。

姓朱、江乘人、居上描、太歲庚子、晉平吳、天下太平

すなわち、この墓の被葬者の姓は朱で、江乘の出身、上描（？）で生活をしていた。庚子の歲、晉は吳を平げて、天下は太平である、というのである。この庚子は、西晉の太康元年、西曆二八〇年、吳の孫皓が晉に降服した歲である。西晉が東吳を平定して天下は太平だという一種の吉祥句を墓壁に表していることは、この墓が築かれたのがそのできごとからあまり隔たらず時期であったにちがひなく、この神亭壺も、ほぼその頃に位置づけることができる。

同様の形態を持つもので、年代の推定できる例を挙げれば、圖二—IVB—2の、浙江省上虞縣江山出土の神亭壺は、天紀元年（二七七年）の紀年銘のある墓磚を持つ墓からでたものであり、圖二—IVB—3に示した、寧波市慈溪縣出土の例は、「太康元年蔡臣作」という銘文の墓磚のある墓から出たものである。太康元年は、上述のように、西曆二八〇年。この寧波出土の神亭壺には、上部下層の、門闕の横に肩車をした猴がいること、上層のテラスの四隅にはそれぞれ犬がいること、上層中央の建物が圓筒形の壁を持ち、その屋根には四羽の鳥が乗ることなど、いささか他の例とは異なった要素が見え

る。

このような過渡的要素をのこした例を引き繼いで、典型的な第四形式B類の神亭壺が出現する。圖二二IVB-4に示したのが、その典型的な例の一つである。これは、江蘇省吳縣獅子山一號から出土した神亭壺。高さが四六・五cm。下部の胴體部分には、なにも飾りはなくである。上部の下層には、正面と背面とに門があって、正面の門には雙闕がつく。門樓の柱は熊狀の動物になっている。左右の側面には、四體づつ、蓮華座に坐った佛像が置かれる。中層の張り出しの上には、前と後ろとにさしかけの建物があり、熊狀の動物がそれを支えている。中層の四隅には小さい罐が置かれる。側面の、罐の間には外向きの鳥がいる。上部上層は、四角い垣根（回廊）に囲まれた中に、二層の樓閣が立つ。その垣根の側面に花びら狀の透かし文様が入るのは、他のIV-B形式の神亭壺（圖二二IVB-6）にも見えるところである。獅子山一號墓の神亭壺の最上層にある樓閣は、軒の角の部分が反りかえって、現實の建物の形からは離れてしまっている。この吳縣獅子山一號墓の墓磚には、「元康五年七月十八日」という印文の銘を持つものがある。元康五年は、西晉の惠帝の年號、西曆では二九五年にあたる。

圖二二IVB-5に示した神亭壺も、典型的なIV-B形式の例である。ただ、この例では、上部の四角い垣根に囲まれた樓閣の部分が失われてしまっている。圖二二IVB-6の、浙江省博物館所藏の神亭壺もまた同様の例の一つ。胴體部分にハゼ狀の動物の貼り付け文様が見えるのは、古い要素を留めたもの。中層の四隅に置かれた小さい罐には屋根がつき、側面に四角い切り缺きがついて、郵便ポスト形に變形しつつあるように見える。また上層の、四角い垣根の側面には、花びら形の透かし文様が入っている。同類の典型的なIV-B類の神亭壺に屬するものの中で、上述の吳縣獅子山一號墓の例のほか、年代が推定できるものを挙げれば、圖二二IVB-7は、杭州市から出土した例で、これが出た、杭M33と呼ばれている磚室墓からは、「太康八年八月吳作辟（壁）」「太康八年八月□□廿三日吳氏作」などという銘のある磚が見つかっている。太康八年は、西曆の二八七年にあたる。

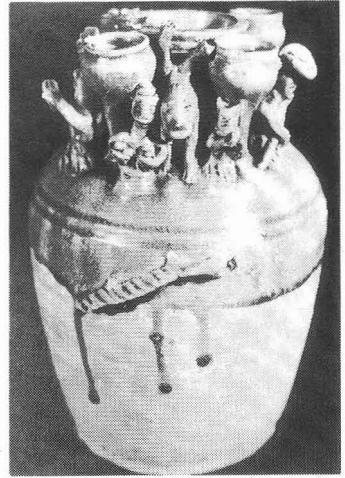


圖23 甌窰神亭壺

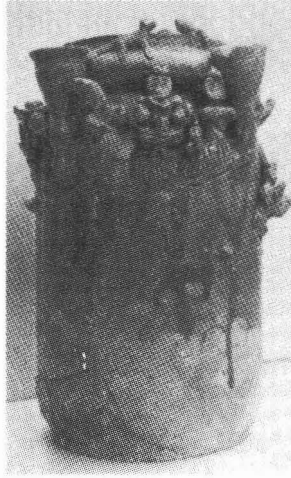


圖24 甌窰神亭壺

が置かれ、その周りに四つの小さい罐が配されるという基本的な構成は、越窰系統の、五聯罐・神亭壺のものと變わるところがない。あるいは、圖一（五聯罐Ⅰ-7）の、武義出土の五聯罐は婺州窰の產品だとされる。この例でも、五聯罐の基本的な形態は守られながら、獨自の特色を備えているのである。こうした例から考えれば、これまでに取り擧げて來た五聯罐・神亭壺の中に、越窰系統とは別のものが混じっていて、ここで試みた形式分類や編年を亂している可能性があることも否定はできないのである。

その可能性も考慮に入れつつ、一應、越窰系統の五聯罐・神亭壺と考えられる遺物のうち、年代を考えるための資料があるものを一覽表にしてみると、次のようになる。

以上に述べてきたのは、後漢時代から西晉時代後半におよぶ時期の、五聯罐と神亭壺の形態的な變遷であつた。こうした變遷を一つの流れとして理解しようとしたのは、それらの多くが越窰で生産された瓷器だと考えたからである。すなわち、いくつかの神亭壺に作りつけられた碑文の上に會稽、上虞といった文字が見えたように、これらの瓷器は主として會稽郡の上虞で生産されたと推定される。浙江省上虞縣の南方、曹娥江中流域の河岸臺地が、後漢時代以來、越窰瓷器生産の中心地であつた。ここに擧げて來た五聯罐と神亭壺のうち、

その大部分のものが、この地域で生産されたと想定されるのである。ただ、西晉時期になると、永嘉（温州）を中心とした甌窰や金華を中心とした婺州窰の生産もすでに盛んになっていたとされ、それらの土地で生産される陶瓷器の中には神亭壺の類も含まれていた。⁽²³⁾たとえば、圖二三、二四に示したのが、甌窰の青瓷神亭壺の例である。形は甌窰獨自の特徴を持つが、上部中央に大きな罐

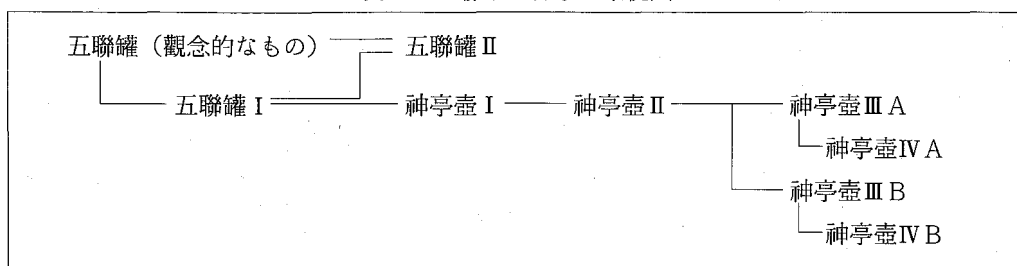
表1 五聯罐 神亭壺 紀年一覽

年 代	出 土 地	紀年遺物	形式	文 献
永初三年(109)	浙江上虞	墓磚	五聯Ⅰ	文物1983-6
五鳳元年(254)	南京幕府山	買地券	五聯Ⅱ	文物資料叢刊8
太平二年(257)	浙江嵊縣大塘嶺	墓磚	神亭Ⅱ	考古1991-3
永安三年(260)	金壇方山	墓磚	五聯Ⅱ	文物1989-1
同 上	浙江紹興	神亭碑	神亭Ⅱ	人民中國1963-6
寶鼎四年(269)	不明	神亭碑	神亭Ⅱ	故宮月刊109
天璽元年(275)	金壇白塔	墓磚	神亭ⅢA	文物1977-6
天冊元年(275)	江寧上房	墓磚	神亭ⅢB	文物資料叢刊8
天紀元年(277)	上虞江山	墓磚	神亭ⅢB	東南文化1989-2
太康元年(280)	江寧索野	墓磚	神亭ⅢB	考古1987-7
同 上	寧波慈溪	墓磚	神亭ⅢB	文物1980-10
太康八年(287)	杭州市	墓磚	神亭ⅣB	東南文化1989-2
太康九年(288)	浙江嵊縣M75	墓磚	神亭ⅣA	考古1988-9
元康元年(291)	浙江陽平	神亭碑	神亭ⅢB	考古1988-10
元康三年(293)	吳縣獅子山M 2	神亭碑、墓磚	神亭ⅢB	文物資料叢刊3
元康四年(294)	句容石獅	墓磚	神亭ⅣA	考古1976-6
元康五年(295)	吳縣獅子山M 1	墓磚	神亭ⅣB	文物資料叢刊3
元康七年(297)	江寧張家山	墓磚	神亭ⅢB	考古1985-10
同 上	宜興周氏墓	墓磚	神亭?	考古學報1957-4
同 上	儀徵胥浦M93	墓磚	神亭ⅣN	考古學報1988-2
永康元年(300)	浙江諸暨	墓磚	神亭ⅣA	文參1956-12
永寧元年(301)	南京板橋鎮	墓磚(買地券)	神亭ⅣA	文物1965-6
永嘉七年(313)	紹興鳳凰山	墓磚	神亭ⅢB	文物1991-6

この表の、五聯罐と神亭壺の製作年代を決める資料となるもののうち、神亭壺に附けられた碑銘の紀年が最も信頼できるであろう。墓磚や買地券に見える紀年は、直接には、それらの遺物が収められた墓の年代を知るための手がかりとなるにすぎないのである。しかし、吳縣獅子山二號墓の、神亭壺の碑銘と紀年墓磚が揃っている例や、南京板橋鎮の、墓磚と買地券とが揃っている例などから、三種類の資料のそれぞれが示す日づけが一年ほどの幅の中に収まっていることが知られる。すなわち、五聯罐や神亭壺は、傳世したり日常生活の中で長く愛用されるようなものではなく、葬送行事に際して用意される儀禮的な物品であったと推定され、それゆえ、それぞれの五聯罐や神亭壺の製作年代を決めるために、それを出土した墓から伴出する買地券や墓磚の紀年を用いても、それほど不都合がないことが確かめられるのである。

一覽表に見えた年代と私の形式分類とを組み

表2 五聯罐 神亭壺系統圖



合わせれば、五聯罐から神亭壺へつながる獨特の形態を持つ陶瓷器の流れを、表二のように系統化することができるであろう。

この系統表について、簡単に説明を加える。左端に、五聯罐（觀念的なもの）とあるのは、全く飾りを持たない五聯罐Ⅱ形式が、五聯罐Ⅰ形式から直接に、その熊や鳥などの裝飾を取り除いて、出てきたのだと考えることに、いささか困難があるところから、漢代に、五つの葫蘆形容器を組み合わせただけの、裝飾のない五聯罐の原型が存在したと想定したものである。そうした原型になる遺物が将来見つかる可能性があるのか、あるいは觀念的なものとして、實際には存在しないが、人々の意識の中だけに存在して、一つのモデルとして、形式の展開に影響を與えたものなのかは、現在の資料だけでは判断がつけにくい。また、神亭壺ⅣAとⅣBとの形式を、それぞれ神亭壺ⅢA、ⅢBから派生したように表わしたのは、第四形式の神亭壺は、第三形式のものを基礎に、そこになるべく多くの佛像などを並べようとして出てきた形式のものであって、第三形式の神亭壺がそれによって取って代わられてしまったとは考えないからである。第四形式の神亭壺は、死者を佛教信仰によって祭るために作られた、特別の祭具であつたと位置づけられるのである。

表一の一覽表にも見えるように、神亭壺のうち、確かな年代の知られるものは、西晉時代の晚期までしか存在していない。一例だけ、浙江省蕭山縣から出土したもので、東晉の元帝、永昌元年（三三二年）の墓磚を持つ墓から出たとされるものがある（圖八二・七）。しかし、これは、わたしの編年では第二形式に屬するものであり、すでに指摘もあるように、とうてい東晉時期の製作のものとは考えられない。墓磚の讀みに問題があるのか、あるいはこの神亭壺を再

利用したものか、なにか特殊な事情があったと考えるべきであろう。

このように、後漢時代以来の、五聯罐から神亭壺につながる、陶甕の壺をめぐる地方的な傳承は、西晉時代末年になると、一旦は途切れる。ただその傳統が全く斷絶してしまったわけではない。陶甕器の上にさまざまな堆塑を飾って、その器に特殊な意味を持たせて墓中に納める風習は、特に中國の南方地域において、後世にまで引き繼がれており、その傳統は、例えば、宋から元明の時期に、江西省を中心に盛行する龍虎瓶、皈依瓶^{きえ}、日月壺などと呼ばれる壺につながってゆくのである。⁽²⁵⁾ そうした壺をめぐる傳承について、南北朝期から唐代半ばまでの期間は、一見したところ、その確かな痕蹟がないようにも判斷される。しかし、たとえば、圖二二 IV N 1、IV N 2 に示したような例が、神亭壺の最後の段階の形態を示し、その空白期間を埋めるものであったと考えられよう。

圖二二 IV N 1 の神亭壺は、揚州市儀徵縣胥浦九三號墓出土のもの。廣い意味では第四形式に屬するであろうが、形態や裝飾の面で簡化が進んでいる。罐の構造は、四つの層に分けられる。寫眞ではあまりよく見えないのであるが、報告によれば、次のような構成を持っている。一番上の層には、盤狀のテラスの上に太い圓柱が立ち、その上に屋根が乗っている。その次の層には、四面に向いて佛龕が作られ、その下に鳥がいる。上から三番目の層には、門が設けられ、門の前には碑坊がある。周圍に四つの小罐（圓筒形をする）が置かれ、罐の間に、冠をかぶり、劍を持った人物が合わせて六人いる。この神亭壺を出土した胥浦九三號墓から、「元康七年七月十日」、「廣陵郡興縣張平」などの銘がある墓磚が発見されており、これが西晉中晩期に屬する遺物であることが知られる。また圖二二 IV N 2 の罐は、京都大學人文科學研究所藏のもの。高さは、二二 cm、最大腹徑は、一六 cm。全體は筒形をして、底の部分に褐色の釉がかかっている以外は素燒きのままである。胴體部分に二つの圈帶がめぐらされ、それによって全體を三つに區分することができる。一番上の部分には、正面に門があり、その反對がわには合掌する人物像が一つ置かれる。正面の門の屋根の上には六つの出っ張りが遺っているが、これは、佛の坐像であって、その首がとれてしまったものであるうか。中段には、横笛を吹く人物、腰鼓をた

たく人物、舞をまう人物など、合わせて六體の舞樂の藝人の堆塑が貼り附けられている。最下層には、なにの飾りもない。この例では、基本になる中央の罐が圓筒形になってしまっており、神亭壺とは直接の關係がないようにも見えるかもしれない。しかし、正面に置かれた門や人物の堆塑像などの配置に神亭壺と共通する要素があって、圖二二・IV N 11 のような神亭壺がさらに簡化されたものだと思定できるのである。これが製作されたのは、おそらく六朝期から唐代のころであるが、正確な年代の決定については、同様の遺物の出土と將來のより詳しい研究とに待たねばならない。

第二章 闕と天門

前章において、五聯罐から神亭壺へとつながる一類の特殊な陶瓷器の、形式分類と編年とを試みた。その結果を通じて、この一類の遺物が、ごく限られた時代の、限定された地域（地域については、次章初めの地圖を参照）の中で、いわば自立的に展開した一つの文化を代表できるものであろうことが知られるのである。その文化について、それがいかなる性格を備え、どのような人々によって擔われたものであったのかを考えるに先立って、五聯罐・神亭壺という遺物そのものに即して、これら特殊な陶瓷器が、後漢から西晉にかけての時期の、江東地域の磚室墓に多數副葬されるについて、當時の人々が、これらの器物に、いかなる機能を期待していたのかを考えておく必要がある。

神亭壺が日常の用器でなかったであろうことについては、前章のいくつかの個所で、それを指摘してきた。すなわち、これらの容器は、もっぱら埋葬の際に副葬することを目的として製作されたのだと推定されるのである。實際に副葬されている例を見ると、一つの墓葬に二つの神亭壺が収められている例が全くないわけではないが、基本的には、一つの墓葬に神亭壺が一つ副葬されるのが當時の一般的な規範であったと推定される。圖二五に示したのは、南京西崗の、神亭壺（圖八・II 10）を出土した墓の平面圖である。この墓は、この時代としてはいささか珍しい多室墓の構造を持ち、それ

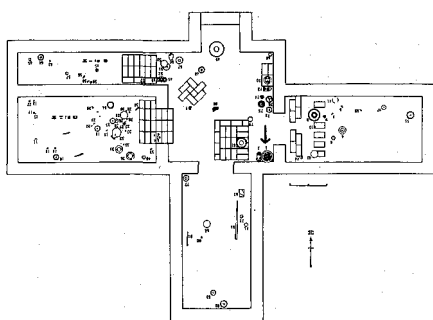


圖25 南京西崗墓平面圖

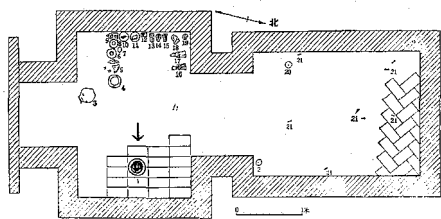


圖26 江寧張家山墓平面圖

ぞれの墓室に、合わせて三組の夫婦が合葬されている（入口西側の耳室には、女性が一人だけ葬られており、他の墓室と少し性格が異なる）。元來の木棺は朽ちてしまっているが、それぞれの墓室から鏡が二面ずつ発見されて、夫婦それぞれが一面ずつ鏡をたずさえて埋葬されていたことが知られる。これら各々の夫婦の死者に對して、その墓室の入口に別々に、磚で祭臺が設けられているのであるが、全ての棺室につながる前室の東南の隅に、青瓷の羊と並べて置かれた神亭壺は、三組の夫婦全體に對してただ一つ供えられているのである。

この時期の江東の墓葬の最も代表的な形態は、前室と後室との二室からなるもので、後室には棺が納められ、前室は祭祀儀禮の場となるのであった。前室と後室とは構造にも違いがあり、前室はドーム形の天井を持つものが多いのに對し、後室の天井は原則としてアーチ形に作られる。神亭壺には、前室に置かれる場合と後室に置かれる場合との兩方の例がある。前室に置かれた例をもう一つ見ておけば、圖二六は、江寧張家山の例で、この場合も後室に夫婦の棺が納められ、前室に捧げものが並べられている。ただ前室の遺物の配置を見れば、神亭壺（ⅢB-5）だけが他の捧げものとは別にして、

磚で作った祭臺の上に置かれている。こうした配置からも、神亭壺が單なる死者への捧げものを収める容器、あるいは死者の死後の生活のための道具なのではなく、葬送儀禮に關係する遺物であったことが示唆されよう。南京西崗の多室墓の前室に、一つだけ神亭壺が納められているといった配置から、個々の死者に關係するよりも、一つの家全體に關わるもの（少なくとも、夫婦兩者を代表するもの）として、これら神亭壺を用いた特殊な葬送儀禮が、前室において實修されたであろうことが推定されるのである。

前章でも見たように、神亭壺に作り附けられた碑の銘文の示す

年月が、その神亭壺が出土した墓の墓磚の示す年月より少し先んずるものがあった。神亭壺上の碑銘の紀年が、それが作られた、おおよその時点を示すとすれば、墓室の造営にいささか先立って神亭壺が作られていたのだということになる。まず神亭壺が作られ、その後しばらくして墓地が卜され、墓室の造営が行なわれたのである。もし想像をたくましくすることが許されるならば、神亭壺上の碑に見える年月と日とは、墓主人（被葬者）の死亡の日附けを表わすのだと假定してみたい。單に陶瓷器の製作の時を表わすのであれば、元・明・清代の瓷器の絲底の銘に、たとえば「大明成化年製」などに見えるように、その元號を記すだけで十分であつただろう。わざわざ月日までを記しているについては、特別の理由があつたはずである。恐らくは、地上に墓碑を建てることを禁じられた當時の人々が、代わりに神亭壺上に陶塑の碑を置いて、そこに死者の命日を表わしたのであらうと推定するのである。神亭壺自體の形態は、かまもと密元が用意する既製のものであつたにしても、そこに附けられる刻銘は、死者の關係者の特別の注文によって、それぞれに作られた場合があつたのである。もちろん、神亭壺の上に紀年が刻されるのは、きわめて少數の例に限られる。一般には、出來合いのものを購入して、そのまま埋葬儀禮に用いる場合が多かつたに違いない。

この、神亭壺上の碑銘に見える日月は死者の命日であらうというのは、單なる假説であつて、その當否の検討は將來に待たねばならないが、この遺物が葬送儀禮と密接な關係を持つていたことについては疑いがない。神亭壺上の碑銘にいくつも見える定形句に、「此を用いて葬送すれば子孫に宜しく、吏やくにんとなりては高く遷（昇進）し、衆「樂」は極まりがない」⁽²⁷⁾とあるのも、これが葬送のための器物であつたことを端的に示している。なぜ死者の葬送儀禮に神亭壺を用いると、遺された關係者に幸運がめぐつて來ると考えられたのであらうか。その理由は、廣く世界各地で認められる、死者の靈魂をめぐつての民俗宗教的な觀念に求めることができるであらう。すなわち、人が死んだあと、その靈魂が、なにかの事情でこの世に留まつたりすると、それは荒ぶる死靈として、特に近親者にとって危険な存在となるのである。葬送儀禮には様々な要素が含まれているとはいへ、その最大の目的は、死者の靈魂をつつがなくあの世（祖靈たちの世界）に送りどける

ことにあった。あの世にもどって、祖靈一般の中に融解した死者の靈魂は、今度は生者たちに恵みを與える存在に變化するのである。神亭壺の碑銘がいうところも、こうした祖靈觀念を基礎にしていたと考えることができよう。すなわち、墓中に副葬される神亭壺の最も重要な機能は、死者の靈魂をつつがなく祖靈たちの世界へと送り届けることにあったと推定されるのである。

神亭壺の特徴の一つとして、中央の罐とその四方に配された小さい四つの罐と、合わせて五つの罐の口縁部に、小さい鳥が群がって表わされていることが挙げられる。これらの小鳥について、神亭壺全體の形態が穀物倉庫を表わしているとする假定のもとに、小鳥はこぼれた穀粒をついばむために集まっているのだと説明される場合もある。神亭壺と穀物倉庫との關係については、あとで検討してみたい。ここでは、これらの小鳥の陶塑の意味を考えるための參考として、祖靈と鳥との間には密接な關係があるとする觀念が中國でも古くより認められることを指摘しておきたい。すなわち、死者の靈魂は、しばしば鳥となって飛び去り、あるいは鳥の形を取って現世へもどって來ると考えられたのである。そのことについては、神仙たちがしばしば鳥の姿をとることに關連して、神仙的存在と祖靈との密接な關係という視點から、小論に纏めて論じたことがある。⁽²⁸⁾ここで、もう一つ、そのことを示唆する資料を挙げれば、「後漢書」楊震傳には次のような記事がある。楊震は、外戚らの權力者と争い、結局、自殺に追いこまれる。新しい皇帝が即位して名譽が回復され、粗末にあつかわれていた彼れの柩も改葬されることになる。⁽²⁹⁾

鄭重な禮をもって、楊震を華陰縣の潼亭に改葬した。「その葬儀には」遠近を問わず、大勢の人々があつまった。

葬儀に先立つ十日あまり前に、身の丈、一丈あまりの大きな鳥が、楊震の柩の前にとまり、首を垂れたり、天を仰いだりして悲しげに鳴き、こぼれた涙は地面を濡らした。葬儀が終わると、その鳥は飛び去っていった。こうしたことがあって、その當時の人々は、その墓所の前に石の鳥の像を立てた。

こうした物語りを語り傳えた當時の人々は、この大きな鳥に、政治的に名譽は回復されても、本當は十分に喜んでいる

わけではないであろう楊震の心を象徵させたのであり、鳥に死者の心を託した、このような物語りが成立する基礎には、鳥と死者の魂とを同一視する民俗的な傳承があったのだと考えられるのである。神亭壺に附加される小鳥の飾りが、第四形式に屬する、終末期の例が首を外に向けているのを除けば、そのほとんどが首を罐の口のほうに向けていることも、鳥の形を取った死者の魂が、罐の中に入るとする觀念を形象化したものなのである。罐の内部の空間は、祖靈たちの世界へつながっていた。死者の魂はそこを通過して祖靈たちの世界に行くのであり、逆にまた、死者の靈魂が祖靈一般とまだ完全には融合していない期間には、現世で祭祀を行なうとき、死者の魂は、罐の内部の空間を通過して、この世にもどってきた。機能的に見れば、罐が一種の憑り代となつたのである。

五聯罐や神亭壺は、前章で見たように、様々な形態を取り、その上には様々な陶塑の飾りが附加されている。そうした形態や飾りは、上に推定した、これら遺物の基本的な機能とどのように関わっているものであろう。小鳥の飾りについては、すでにその推測を述べたが、そのほかの様々な要素も、罐全體の構造の中で、それぞれに機能を果たしていたと考えられるのである。五聯罐と神亭壺とを通じて、その全體的な構造を考えようとするとき、それが、いささかこみいって複雑な構成をもっているがゆえに、垂直構造と水平構造とに分けて分析するのが便利であらう。

垂直構造とは、中央の罐が中心軸となり、上下方向に配列された様々な要素が、隨意に附加されたのではなく、全體的な構成の中で、それぞれに意味を持って配列されていることをいう。すでに前章において、五聯罐に附加される熊の形象を論じた個所で推測したところであるが、中央の罐の、下部のふくらんだ胴體部分は大地を象徵すると考えられる。その觀念は、神亭壺にも引き繼がれており、神亭壺の胴體部分も同様の象徴性を持っていたであらう。前期の神亭壺の特徴の一つとして、その胴體部分に穴が開けられ、そこに潜り込もうとする水生動物の貼り付け文様が附加されているものが多く見られた。その水生動物には、ハゼ、あるいは泥鰌のような魚や蟹、龜などの種類が見られる。胴體部分にこうした水生動物の飾りが貼り付けられるのも、その部分が大地を象徵することに關係するであらうと考えられるのである。

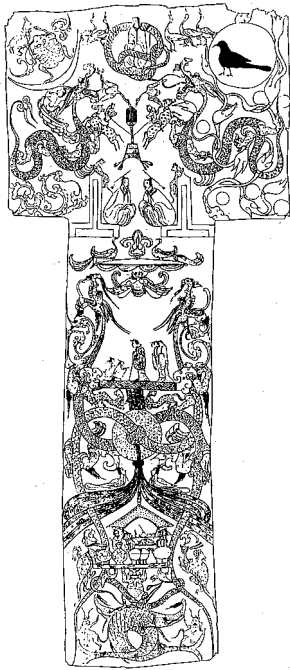


圖27 馬王堆一號墓出土帛畫

大地の底に水の世界があるとするのは、中國において、おそらく古くまで遡る觀念であつたであろう。たとえば黃泉という言葉は、「孟子」や「春秋左氏傳」にも見える語彙であつて、こうした表現は、大地の底に水の湧く世界を考えることを基礎にして發達したものだと推定される。漢代初年の遺物である、湖南省長沙の馬王堆から出土した帛畫（圖二七）に畫かれた世界にも、その地下の部分には鮫のような二匹の魚が見え、その上に乗った力士風の神によって大地が支えられている。魚がいるのは、そこが水の世界であつたからであるに違いない。ちなみに言えば、馬王堆の帛畫に畫かれた、天上、地上、地下の三つの世界のうち、地下と地上の世界とが、二匹の龍が形成する、大きな壺形の空間の中に納められ、その壺の口が天上世界に向いて開いていることの意味については、以前、拙論³⁰の中で考えたところであり、神亭壺の中核をなす、中央の罐の持つ意味も、ほぼ同様のものであらうと推定するのである。このように、神亭壺の胴體部分に見られる水生動物は、地下の世界を象徵するものであり、胴體内部には大地の下空間が廣がっていると觀念された（それゆえ、そこに潜り込もうとするハゼなどの魚が形象化された）のであるが、地下が水の世界だと強調するのは、やはり長江下流域の環境と不可分のものであつたであらう。前章で引いた南京板橋鎮の買地券に見えたように、墓地購入の宗教的な儀禮に魚が關係し、その魚の背後には河伯がいるといった觀念は、漢代以來の多くの買地券においても、他には見られないものであつて、やはり江東地域の信仰的な觀念を反映したものだと考えられる。地下の世界を象徵する水生動物が、ハゼや泥鰌、蟹、龜などといった浅い水邊に住む、人々に親しい生き物であることも、水に親しむ江東の地の生活を基礎にしているがためであつたと推定されるのである。

このような、地下世界を象徵する胴體の、その上に乗っている部分は、地上から天上へとそびえ立つ、M・エリアーデ

の神話學の用語を借用すれば、一種の“宇宙軸”を構成していた。五聯罐が上下に三つのふくらみを持つことは、崑崙山が、古く、三層からなると考えられていたことに對應するであろうとの推測も、すでに前章で述べたところである。もちろん、五聯罐が直接に崑崙山を表わしたというのではない。崑崙山の持つ、天上と地上と地下との三つも世界を貫く宇宙軸の機能や構造と同じものが、五聯罐の垂直構造にも反映していると考えるのである。神亭壺では、特に第三、第四形式において、罐の上部に樓閣狀の建物が發達する。「史記」封禪書には、方士の公孫卿が漢の武帝に「仙人は樓居を好む」と語り、それを聞いた武帝は、通天莖臺を作り、そこに祭祀の道具を備えて、仙人や神人を招こうとしたという記事が見える。すなわち、樓閣狀の建物を通じて、地上の者は天上の存在と接觸することができると考えられたのである。封禪書に見える、通天莖臺といった建築物の命名自體も、樓閣狀の建物が備える宇宙軸（莖の語が、軸の觀念を形象化している）としての機能をあからさまに表わしているのである。神亭壺の上に作られている建築物も、地上世界と天上世界とを結ぶ機能を備えたものであり、特に、中央の罐の口縁上に乗る建築物は、天上世界に突入して、そこで天上世界の存在との接觸が可能となる建物としての性格を備えたものであったと推定されるであろう。

これら垂直方向の構造に對して、五聯罐と神亭壺とが備える水平構造もまた、宇宙論的な規模を備えていた。その水平構造のうち、まず第一に取り擧げねばならないのは、言うまでもなく、中央の罐とその四周に配された四つの罐との、五つの罐の配置が持っていた意味である。これら五つの罐全體が、元來、大五嶽などの大地全體の水平構造を表わしたものであるうとの推測も、前章の五聯罐の構造を考えた部分で述べた。この大五嶽的な構造は、五聯罐から神亭壺へと、時代が下るにつれて重視されなくなり、第三、第四形式の神亭壺のうちでも特に晚い時期に屬するものでは、周圍の四つの罐が變形し、ついにはこの四つの罐が附加されぬものも出てくるのである。ただ、注目すべきは、そうした四つの小罐の變形と消滅とが進むのは、主として第三形式の神亭壺においてであって、第四形式の神亭壺では、むしろ周圍の罐が強調されているように見えるものが多いことである。第四形式の神亭壺が棚狀の構造物を發達させるのは、その上に佛像などを、

なるべくたくさん配列することを目的としてであった。第四形式の神亭壺は、そうした點から言うならば、宗教的な色彩の濃いものであった。それに對比すれば、第三形式の神亭壺は、世俗的なものだと言えるであろう。宗教的な様式の中で保持されていた五つの罐の配置の基礎にあった宇宙論的觀念が、世俗的な様式の中では早く風化されていたのだと推定されるのである。

もう一つ、水平構造として特徴的なものは、第二形式から第三形式の神亭壺に典型的に見えるもので、それらの形式の神亭壺の構造のうち、上部下層部分における、陶塑による構造物や人物像などの配置である。五聯罐から第一形式の神亭壺にかけての段階の遺物は、基本的に方向性を持たなかった。五聯罐に見られるように、熊狀の動物は、三つの方向を向いて坐っており、どこが正面だとも決められないのである。しかし、第二形式になると、正面に門が設けられ、さらに下ると、その背面にも裏門が置かれて、神亭壺全體に方向性が與えられる。こうした方向性は、第四形式になると、再び希薄化されて、四つの面が等質なものへとどってゆくようである。

これら、中期の神亭壺に特徴的に見られる水平構造のうち、正面の門を裏門と區別するのは、正面の門にはその外側の左右に闕が作られていることであった。そうして、この正門と裏門とを結ぶ線を水平の中軸線とすれば、その左右の側面には、輕業（雜戲）を演じたり音楽を演奏したりしている藝人たちが配されている。このような、闕を備えた正門を持ち、その背面に裏門があり、左右の側面には雜戲や音楽を演じる藝人たちが並ぶという水平構造が、中期の神亭壺が持つ一つの規範であって、それより下る形式の神亭壺は、こうした規範が崩れてゆく過程を示していると理解できるのである。

まず、左右の側面に配された、雜戲や音楽の演奏をする藝人たちの陶塑像について考えてみよう。こうした表象もまた、葬送儀禮と關係するものであったと推定される。死者がでたと、埋葬までの期間に、會葬者たちが宴會を開き、さわいで楽しむことが死者の供養になるとする民俗的な事例は、各地に見られるところで、特に日本の古代の例として、「古事記」の、天若日子の葬儀に、鳥たちがそれぞれの役目を分擔し、八日八夜にわたって「あそんだ」とあるのが、よく引か

れる。漢代の一般の葬儀がにぎやかであったことは、「鹽鐵論」散不足篇の次のような記事からも窺えよう。⁽¹⁾

現在の一般の風習として、他人の葬儀にかこつけて酒肉を求め、なんとか末席に加わると(？)、もてなしが十分でないといふ文句をいい、歌舞や俳優、さまざまな藝能ごとを見て笑いさざめく。

いにしえは、葬儀に際しては隣人も悲しみを表明するものであったが、今ではそうではないと述べている部分である。もちろん「鹽鐵論」が言うように、いにしえには嚴肅な葬儀が行なわれたが、現在は風紀も亂れた結果、葬儀の際にまで笑い楽しむといった、世情の澆季がこの風俗に反映しているのではなく、葬儀に藝能が伴うのは、きわめて古い段階からの民俗傳承に由來するものであった。

三國時代、吳の朝廷においても同様であつたろうことは、「三國志」吳書、孫和傳の次のような記事が示唆している。⁽²⁾

孫休が薨すると、孫皓が即位した。同年、「孫皓の」父親の孫和を追尊して、文皇帝という諡をおくった。……關係の役人から上奏があり、京邑に「孫和の」廟を立てるべきだという意見がだされた。寶鼎二年七月、守大匠の薛珣に命じて「孫和の」廟の正殿と奥殿とを造營させ、それを清廟と名づけた。十二月、守丞相の孟仁、太常の姚信らを遣わし、官吏や近衛の騎兵、歩兵二千人をそろえ、天子の乗り物を用意して、東方の明陵から孫和の魂を迎えて「京邑の清廟へ移させた」。……孫和の魂を乗せた乗り物が到着したときには、丞相の陸凱に命じて、三種類の犠牲を用いた祭りを郊外で行なわせ、孫皓も、金城近郊まで出て露天で夜を過ごしたあと、次の日には、東門の外で孫和の靈の乗る乗り物に向かい、拜禮をした。その翌日、清廟においてお供えと祭禮とを行ない、その時、孫皓は、むせび泣いて、悲しみにたえぬ様子であつた。七日間に三度の祭りを行ない、倡伎たちが夜晝の別なく歌舞によって孫和の靈を樂しませた。關係の役人が上奏をしていった、「祭祀はたびたび行なつてはなりません。たびたび行なえば、かえつて冒瀆することになるのです。どうか禮の定めるところによって、お氣持ちをお押さえてくださいますように」。この上奏があつて、連日の祭りは取りやめられた。

この記事から、吳の朝廷においても、倡伎たちが歌舞によって死者の靈魂を楽しませるといった行事が行なわれており、一方、正統的な禮觀念に凝り固まった人々にとっては、そうした風習がいささか目ざわりなものであったことが知られるのである。歌舞音曲で死者を楽しませるといふ風習は、當時にあって、民衆的な性格の強いものであったであろう。

神亭壺の正面に設けられている門闕はいかなる意味を持ったのであろうか。門の前に設けられる左右の雙闕は、宮殿などの入口の外側に設けられる闕ではなく、當時、墓地に立てられていた闕と對應していたと推定される。そのことは、神亭壺が葬送儀禮のための祭具だとする上述の假説がもし正しいとすれば、そこから、必然的に導きだされるところである。現在、中國の各地に遺っている著名な石闕は、その多くが後漢時代に屬するものであり、それらを大きく分ければ、祭祀の場の前に立つものと墓地の前に立つものとの二種類に區分される³⁰。祭祀の場の前に立つ石闕の代表となるのが、中嶽嵩山の祭祀に關係する、大室石闕、少室石闕、啓母石闕（いわゆる嵩山三闕）であり、山東省嘉祥縣の武氏祠堂の前に立つ石闕もこれに加えてよいであろう。それに對して、墓前に立つ石闕の例は、特に四川省において、少なからざる數のものが現存している。梓潼縣の李業闕、綿陽縣の平楊府君（楊氏）闕、雅安縣の高頤闕などがその代表例である。宮殿の場合、祠堂の場合、墓地の場合などを通じて、雙闕は、一つの結界を成すものであって、その間を通ることによって、人は日常生活空間とは異なる世界に入るのであった。

神亭壺の正面に設けられた雙闕が、墓門に置かれる闕を表わしていたであろうことは、南京鄧府山出土の第二形式の神亭壺（圖八 II-3）において（この例ではまだ雙闕は形成されてはいないのであるが）、その胴體の肩の部分の正面に棺が置かれ、喪主がそれに對して拜禮をしている陶塑が附けられていることから確かめられる。しかし、こうした雙闕を備えた門が神亭壺の正面に置かれたことは、單にそれによって墓の入口を表わしたというだけの意味に止まらなかったであろう。そうした闕と門とは、神亭壺を用いた葬送儀禮の中では、死者の魂が入るべき墓門（魂門）であると同時に、そこから更に天に昇ってゆく際にくぐる天の入口（天門）を表わすとされていたのだと推定されるのである。

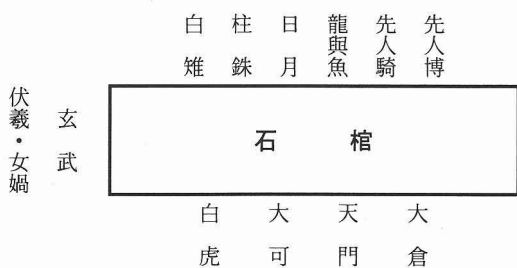
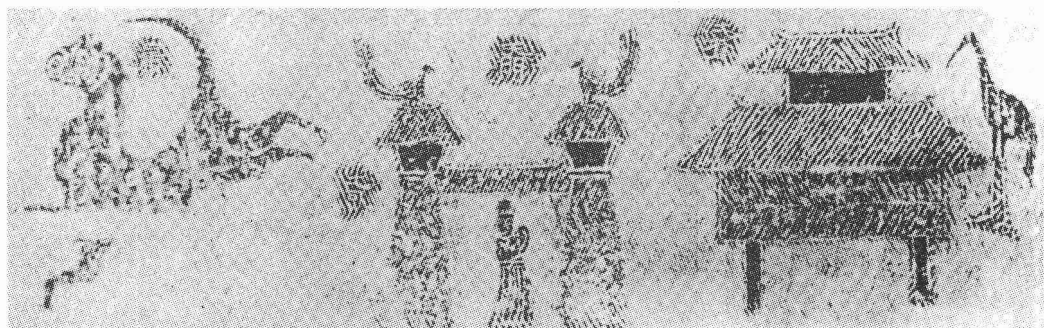


圖30 簡陽鬼頭山石棺畫像



圖28 天門銅飾一



圖29 天門銅飾二

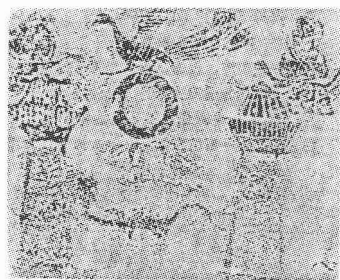


圖31 瀘州一號石棺畫像

この時代、天への入口である天門が、雙闕の形を取ると考えられていたことは、近年、特に四川省を中心とした地域で發掘された、いくつかの畫像資料から確かめられるところである。圖二八、圖二九に示したのは、四川省の東端、巫山縣あたりの後漢墓から出土する銅製の飾り板である。その墓中における出土位置から見て、いずれも、中央の穴のところに釘を通して、木棺のこぐちのところに取り附けられる飾りであったと推定されている。

圖二八のものは、直徑が二三・五cm。二つの闕があり、その間に、斜格子文様の見える冠を着けた人物が坐っている。その人物は、左右の肩のところに、卷き上がった羽根か雲氣のようなものが畫かれているので、神仙的な存在であるに違いない。右の闕のところには繋がれた犬が、左の闕のところには鳥がいる。この犬

は、世界各地の傳承に見られる、彼岸（地獄）への入口にいる犬と同じ性格を持ったものであろう。左右の闕は上下二層になっており、その中段のところから屋根状のものが延びて山形をなし、その頂上に朱雀のような鳥がとまっている。その下に「天門」の二字があつて、この圖像が天門を表わしたものであることが確かめられる。

圖二九も、上の例とほぼ同様の構成を持つ。こちらの例では、雙闕の間に坐るのは女性の神（勝を着けてはいないが、西王母であろうか）である。闕の左側には青龍が、闕の右側には白虎がおり、中央上部には朱雀が表わされている。朱雀は、雙闕の間を結ぶ屋根状の構造物の上に立っている。朱雀の下には、この例でも「天門」の二字が見える。この銅の飾り板に表わされた四神の配置は、東西南北を表わす、一般的な水平配置ではなく、玄武（北）を下とし、朱雀（南）を上とする垂直的な配置である。四神が垂直の位置關係を表わす圖像に組み込まれている例は、後漢から三國時期の重列式の神仙畫像鏡にもよく見られるもので、その場合、必ず南北の軸が垂直の方向を表わすことになる（たとえば、圖三四の、建安十年銘神獸鏡がその例）。この飾り板の場合、死者の魂は、地上を離れ、天門を通過して、朱雀のいる天上世界へ昇つてゆくことを表わしているのである。死者の魂が朱雀のいる南方世界へ昇つてゆくという觀念は、ほぼ同時代の道教信仰に見える「南宮」の觀念と繋がるものであるに違いない。⁽³⁵⁾ 玄武は、地上の場合と地下の場合とを含めて、天門より下の世界に屬するため、この飾り板の上には表現されなかったのである。

同様に最近、四川省の簡陽縣鬼頭山の後漢時期の崖墓で発見された石棺にも、天門を表わした圖像が見える。この墓からは、石棺が六つ発見され、そのうちの四つに圖像があつた。⁽³⁶⁾ 特に注目されるのは、三號石棺に刻された圖像（圖三〇）で、各々の圖像に傍題があつて、それがなにを表わしたものであるかを説明しているのである。その傍題によれば、石棺の前のこぐちの部分には「朱雀」が畫かれ、後ろのこぐちの部分には「伏羲」「女媧」「玄武」「鳩鳥」が畫かれている。また、石棺の左の側面には、「先人博（六博をする仙人）」「先人騎（鹿にのる仙人）」「龍與魚」「日月」「柱銖（搖錢樹）」「白雉」「離利」が畫かれ、右の側面には、「天門」「大倉」「大可」「白虎」が畫かれているのである。これら

多くの圖像のうち、右の側面に配された、「天門」という傍題のある圖像は、二つの闕が中心となっており、この二つの闕は、中段の軒のような構造物で結ばれている。それぞれの闕の頂上には尾の長い鳥がとまる。闕の間には一人の人物が立っているが、これが傍題で「大可」と呼ばれている神人なのであろうか。

これらの圖像配置を平面上に簡化して示せば、圖三〇下に附したの説明圖のようになるであろう。この圖像配置は、圖二九に示した、銅の飾り板の、玄武と朱雀とを結ぶ線を中心軸として、四神を上下に配列する様式とそのまゝなるものである。青龍の傍題は見えないが、左側面の龍がそれに當たるのであろう。また、天門は、當然、玄武から朱雀への中心軸上に畫かれるはずであるが、それを畫くことが空間的に不可能であるところから、右側面に寄せて配置されたのだと考えられる。このように石棺上に刻される圖像の配置もまた、地上を離れ、天門を通過して、天上世界へと昇ってゆく、死者の魂の行程と對應したものであった。

ちなみに言えば、この鬼頭山四號石棺畫像には、天門のそばに「大倉」と傍題のある、高床式の倉庫の圖がある。これと共通する天上の穀物倉は、他の地域の漢代墓葬中の壁畫にもいくつか見られるもので、「天倉」と傍題がある場合もある。大倉の語は、たとえば、郷他君石祠堂の題銘の最後にも見えて、「此の上の人馬は、皆な大倉に食せん」と書かれており、祠堂に畫かれた人馬、すなわち墓主人を中心とする車馬行列の一行は、仙界においてもてなしを受けるようにとの祈願を表わしたものだとして解釋されている。⁽³⁷⁾ 小論の論法で言えば、死者の魂は、天門を通過して天上世界に入り、そこで大倉（天倉）から供される食物で生活することになるのである。大倉からの食物の供給は絶えることがない。すなわち、天上世界で永遠の生命が得られることを意味するのである。道教信仰の中で、修行が進んだ修行者には、天から「天廚」の食物が與えられるようになるというのも、同様の觀念を道教的な論理の中に組み込んだものなのであろう。永遠の生命を得るためには、地上の食物を絶って（辟穀して）、天上の食物だけで生きてゆかねばならないとされたのである。

これと関連して、神亭壺が穀物倉（穀倉）を表わしたものだとする説について、私見を述べておきたい。中國の發掘報

告では、日本で言う神亭壺を、堆塑人物陶罐などと呼ぶほか、穀倉と名附けて報告をしている例も少なくない。しかし實は、これらの容器が穀物倉を表わしたものであることを示す直接の證據はない。ただ、たとえば故宮博物院所藏の永安三年銘の神亭壺（神亭壺Ⅱ-5）の胴體部分に「五種」という刻銘があるのが、五穀の意味であるとして、この容器全體が穀物倉を形どったのだという説明や、また前述のように、この種の容器に小鳥の堆塑がたくさん附加されるのは、穀物倉に集まる鳥たちなのだといった解釋が、これを穀倉だとする説の根據として提出されているに過ぎないのである。しかし一方で、死者の魂が穀物と密接な關係を持っていることについては、祖靈と穀靈との關係を考えた際に、すでに指摘したところであり、あるいはまた、神亭壺の基礎にあった傳承を受け繼いでいるであろう、後代の陶塑瓶の類に「東倉」「倉廩實」などの刻銘があること、さらにここで挙げた天門と天上の大倉の圖像のことなどを勘案すれば、この容器が穀倉を表わしたとする説をむげに否定することはできないであろう。恐らく、穀物倉庫という一面も備えていたと考えられる。

日本で一般に用いられる、神亭壺という呼び名に比べれば、穀倉という呼び名は、より大きな妥當性を持っていた。

もう一度、天門の問題にもどろう。四川省の漢代畫像石刻には、雙闕を表わしたものが多い。石棺に刻された畫像の場合について見れば、そうした雙闕は、棺のこぐち（短邊）に刻されるのが例である。ここで、もう一つ例を挙げておけば、瀘州一號と呼ばれている石棺の圖像（圖三一）では、正面のこぐち部分に雙闕が刻され、その左右の闕の上には、それぞれに虎に坐った西王母と龍に坐った東王公とがいる。闕の間の上部には朱雀が、その下には玉環が、下部には玄武らしいものが刻されている。これと對になる、背面のこぐちの部分には、日月を片手で抱えている伏羲と女媧とが配される。左右の側面には、青龍と白虎とがそれぞれに刻される。この例に見える、正面に雙闕（すなわち天門）が、その背面に伏羲と女媧とが配されるというのも、四川の石棺にしばしば見えるもので、一つの規範であったと言えるであろう。

圖三二に示したのは、同じく四川省郫縣の後漢墓から發見された石棺の圖像である。この石棺の場合には、前のこぐちの部分に伏羲と女媧とが畫かれ、後ろのこぐちの部分には門闕とその間に盾状のものを胸の前に抱えてかしまる人物と

が畫かれる（石棺の前と後ろとの區別は、元來の報告書の記述に従った）ほか、左右の側面には、宴會・雜戲と魚龍曼衍・水戲の圖が表わされている。すなわち、中心軸をなす、門闕と伏羲・女媧とを結ぶ線には變化がないが、その側面に配される、青龍と白虎の部分が雜戲の圖像に入れ替わっているのである⁽⁴⁾。

ここにいくつか挙げた、四川省の後漢時期の石棺圖像は、出土した墓の状況が分からないものが多く、その年代の前後を決定することが困難である。ただ、元來あったであろう構造（南北方向を軸にして配列される四神の構造）がくずれてゆくという経過を想定すれば、最後に挙げた郫縣の石棺畫像が、比較の上で、新しい様式だということになる。そこに見える、棺の正面の短邊に雙闕（天門を表わす）があり、左右の長邊には雜戲が配されるという構造は、神亭壺の中期の様式に顯著な、正面に雙闕を備えた門があつて、左右の側面には雜戲を演じる藝人が並ぶという陶塑の配置と重なるところが大いのである。石棺圖像の水平的な配置關係も中期神亭壺上に見える堆塑の配置關係も、基本的に同じ觀念を反映したものだと考えてよいであろう。すなわち、神亭壺の正面に設けられる門闕もまた、四川の木棺、石棺のこぐち部分に飾られる天門圖と同じく、死者がそこをくぐって天上に昇るための天門を表わすものであったと推定されるのである。

四川の門闕圖像には、瀘州一號石棺にも見えたように、雙闕の間の中央部分に、しばしば、空中に浮いたようにして、環が表わされている。圖二八、二九の、巫山縣の銅製の飾り板では、この環がちょうど中央に置かれて、その眞ん中の孔に釘が通されるようになっていた。こうした環の持つ意味について、環の玉器としての機能から推して、靈の依り代だとする解釋もある⁽⁵⁾。ただ、そうした説では、なぜ環が、いつも天門の上の空中に浮かんでいるようにして描かれるのが、十分には説明されない。ここでは、一つの假説として、これら門闕圖像の中で、環が極めて重要な位置に置かれているところから想像して、死者の魂はこの環の中央の孔をくぐって天上世界に昇ると考えたのだと考察してみたいと思う。さらに想像を逞しくすれば、この圓形のは、罐の底の方から見た、罐の口縁ではなからうか。馬王堆の帛畫（圖二七）にも見えるように、死者の魂は、罐の中に位置する現世から、罐の口を經過して、天上世界に入るのである。現世から天上世

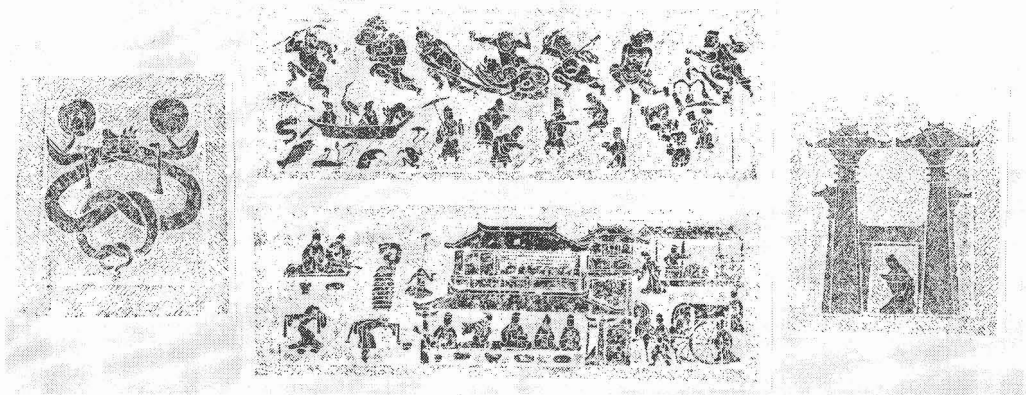


圖32 郫縣石棺畫像

界を見上げれば、そこには環状をなす罐の口縁が見えたはずであり、死者の魂は、その圓形の環の中を通って天に昇ると考えられたと推定するのである。

以上の議論を、次のように纏めることができるであろう。いくども述べてきたように、五聯罐・神亭壺は、葬送儀禮に關連して、死者の魂を天上（祖靈たちの世界）へ送りどける機能を持つ祭器であった。死者の魂がその中に憩うことが、そのまゝ、祖靈たちの世界へ無事に歸還し、祖靈たちと一體になることを意味したのである。こうした罐が備える宇宙論的な構造は、死者の魂をその内部に憩わせるために、不可欠なものであった。墓室の四方に四神の圖像にを配するの、墓室内部に小宇宙としての構造を持たせるためであり、棺に畫かれる圖像にもまた、しばしば宇宙論的な構成を備えている例が見られる。いずれも、死者の靈魂がその内部空間で安らうようにとの意圖のもとに小宇宙が形成されたのである。五聯罐が、大五嶽を模倣した世界構造を持つのもまた、そこに小宇宙を構成し、その中に魂を安らわせるための設備であったのであろう。中期の神亭壺の基本的な水平構造は、こうした五聯罐以來の傳承を受け継ぎつつ、そこに天門を設けるなどして、死者の魂の死後の行く方を、より動的に表わしたものであった。

ちなみに言えば、上に見た四川省の後漢時代の石棺では、天門の圖像は、その多くが棺の長方形の平面のうち、短邊部分に刻され、木棺の場合には、そこに天門を表わす銅飾りが附けられたりしていた。恐らくは、この時代、死者の魂はその短邊部分から棺に出入りすると考えられていたのであろう。棺が墓室に納められる際に

も、その短邊を入口の方に向けて置かれるのが普通である。それは、アーチ形に築かれる墓室の奥室が縦に細長くなるといった、建築上の理由のほかに、魂の出入りの便宜を考慮しての配置であつたのだと推定される。

このように神亭壺の、特に中期に屬するものの特徴的な構造は、死者の魂をその中に納め、天上世界（祖靈たちの世界）に送り届けるという機能と密接に關連していると推定された。ただこうした構造は、第三形式後半から第四形式の神亭壺になると、崩れていってしまう。正面の門から背面の門へと引かれる中軸線がはつきりしなくなり、固定した方向性は希薄になって行くのである。後期の神亭壺において、確立していた一つの規範が崩れていった最大の原因が、佛教信仰の浸透にあつたことは、見やすいところであろう。最も分かりやすいのは、側面の雜戲の藝人たちが並んだ部分の變化である。元來、さまざまな藝能を演じる様子を表わした人物陶塑が、手を胸の前で組み合わせたり、片手を胸の前にあてたり、あるいは合掌する人物群へと變化してゆくのである。そうした群像には、特殊な帽子をかぶり、ヒゲの生えた、胡人風の人物が多い。⁽⁴³⁾ 恐らくは、そうした人物像は、中國人の供養者というよりも、胡人の沙門たちを表わした場合が多いのである。特に注目されるのは、額のところにコブ、あるいは肉髻をつけた人物像（額に寶珠を着けているのだとも説明される）が見えることである（圖三三）。同様に頭のところに同様のこぶを附けた神仙像は、建安年間から東吳にかけての紀年銘を持つ、重列式の神仙畫像鏡にもしばしば見られるものである。たとえば圖三四に擧げたのは、後漢末の建安十年の銘を持つ重列式神獸鏡の例であるが、そこでは、いささか平らになってはいるが、神仙たちは皆な頭にこぶのようなものを載せているのである。神仙的存在も佛教の沙門も、皆な同じ特徴で表わそうとするのは、佛陀も神仙の一種だと考える、早い時期の佛教・神仙觀念を反映しているのであろう。⁽⁴⁴⁾

蓮華座に坐つた佛陀の像もまた、それまでの神仙像に入れ替わるような形で、神亭壺の上に位置を占めてくる。そうした入れ替わりが最も早く起こるのは、胴體部分においてであらう。元來、胴體の上半、肩の部分に貼り附けられていた神



圖33 上虞出土神亭壺



圖34 建安十年銘神獸鏡



圖35 上海博物館所藏神亭壺

仙や龍などの飾りと入れ替わるか、あるいはそれと併存する形で蓮華座の佛像が出現する。そうした佛像は、やがて上部の、建築の部分にも勢力を延ばしてゆく。元來は、門闕の上には麒麟や龍などの神仙的存在の飾りが附けられるのであったが、その門の上にも佛像が飾られるようになる（圖三五）。第四形式の神亭壺になると、その主要な部分は皆な佛教的な堆塑で占められてしまうことになるのである。特に、最上部の建物の四面に門が設けられ、それぞれの門の内部に一體づつ佛像が納められているといったような例は、神亭壺が完全に佛教信仰と結びついてしまったことを表わしている。

東吳の時期の佛教信仰については、十分には分らないところが多い。康僧會と孫權や孫皓との接觸、それら吳の支配者たちの回心と建初寺の創建といった事件の記録は多分に傳說的であって、どこまでが歴史的な事實であったのかを確かめるのは容易ではない。そうした資料の不足を補うものとして、神亭壺上の佛教的圖像の分析を當てることができるであろう。前の章に、神亭壺の年代的な變遷の、おおよその枠組みを示したが、そうした編年を當てはめれば、江東の地への佛教の浸透の様相を、具體的な年代づけをもって觀察することができるのである。もちろん、こうした遺物によって窺わ

れるのは、知識人たちの観念的な思想としての佛教ではない。葬送儀禮に關わる、いわば“葬式佛教”の最も早い例の一つとなるものであった。

神亭壺が葬送儀禮と密接に關連する遺物であつたろうことは、いくども強調してきたことである。しかしながら、具體的に、葬送儀禮のなかでどのように神亭壺が用いられていたのかについては、残念ながらそれを直接に知ることができない。ただ、神亭壺上の堆塑の人物像のいくつかには、そうした儀禮と關わるのではないかと推定されるものがある。特に、孫吳時期の五聯罐や早い時期の神亭壺には、葬送儀禮をそのまま表わしたであろうものがあることが注目される。圖五（五聯罐Ⅱ-4）の、金壇方山の五聯罐には葬儀の様子が具體的に表わされているとの報告があり、また圖八（神亭壺Ⅱ-3）の、南京鄧府山の神亭壺には、墓門に棺を据え、その前で拜禮をする孝子（喪主）が表わされていた。あるいは、圖八（神亭壺Ⅱ-1）の、金華古方の神亭壺には、門の側に、なにかを抱えた人物、側面には鳥の類を抱えて立つ人物がいる。圖八（神亭壺Ⅱ-4）の、浙江嵊縣大唐嶺の神亭壺では、正面の門と對稱になる位置（裏門はない）に、二人の人物がおり、その一人が胸の前に抱えた鉢の中には、四粒の圓珠が入っているとされる。圖二三の、甌窰系統の神亭壺にも、兩腕で丸い卵狀のものを抱えている人物が見える。これらの人物が抱えている丸いものが何であるかは分からないが、神亭壺の基礎にあつた江東地域の古くからの葬送儀禮の關わるものであつたと考えられそうである。また、裏門部分での儀禮といえ、出光美術館や、久保惣記念美術館所藏の神亭壺に見えた、二人の人物がいて、祭文を讀み上げているような様子を表わした堆塑像も興味深い（圖二〇）。

これら堆塑に表わされた、江東の地の特徴的な習俗であつたろう葬送儀禮は、やがて佛教的な葬送儀禮によって取って代わられてゆく。それは、側面に配される雜戲の藝人たちの俑が合掌する人物像に變わってゆくという變化にも見られるように、在地文化の崩壊という大きな流れに對應する現象の一つであつた。人々は、それまでの風習では死者の魂を十分に安らわせることができないと考えた。それゆえ、より強力だと信じられた佛教儀禮を取り入れていったのである。死者

の魂の安寧が、實は、生きている人々の精神の安らかさを象徵するものであったことは、言うまでもないであろう。時代が流れ、社會の構造が變化してゆく中で、江東地域の人々は、古くからの傳承的な送喪習俗を繰り返すだけでは、もうその安心を得ることができなくなった。それゆえ、佛教を受容し、あるいは道教を新しい信仰として發展させたのであった。こうした遺物は、知識人たちの、思想としての佛教の受容とは別の、より基盤的な層での佛教受容を象徵するものであったと言えるのである。

第三形式から第四形式の神亭壺の少なからざる数のものが、その罐の本體の上にできるだけ多くの佛教圖像を貼り附けようと心を砕いてできあがったように見える。それは、一方では、當時の人々にとっての佛塔のイメージを模したものであったのかもしれない。中國の各地にも建てられたとされる阿育王塔の一つ、會稽の阿育王塔を劉薩何が感得した時の様子について、「法苑珠林」卷三八は、次のように描寫している。⁽⁴⁵⁾

「劉薩何は、夜中、地の底で鳴る鐘の音を聞いた」。それから三日して、急に寶塔と舍利とが地の底から湧き出して來た。その靈塔の様子は、青色であつて、石に似ているが石ではない。高さが一尺四寸で、七寸四方。五層の露盤があり、西域の于闐で作られたものようである。面ごとに窗が開いており、その四周には天金(?)がめぐらされている。その中には銅の磬がぶらさげられていて、いつも鐘の音がするのは、この磬から發せられるのではないかと思われる。塔身をめぐって配されているのは、諸佛、諸菩薩、金剛聖僧や雜類などの像であつて、極めて微細に作られており、目を凝らして見ると數百、數千の像が表わされていて、顔の造作や手足などが、全て備わっていた。

このように、塔身をめぐって、數百、數千の佛、菩薩が配されているという様子は、第三期後半から第四期にかけての神亭壺のいくつかの例を彷彿させるものである。一尺四寸という塔の高さも、神亭壺一般の大きさとはほぼ對應している。

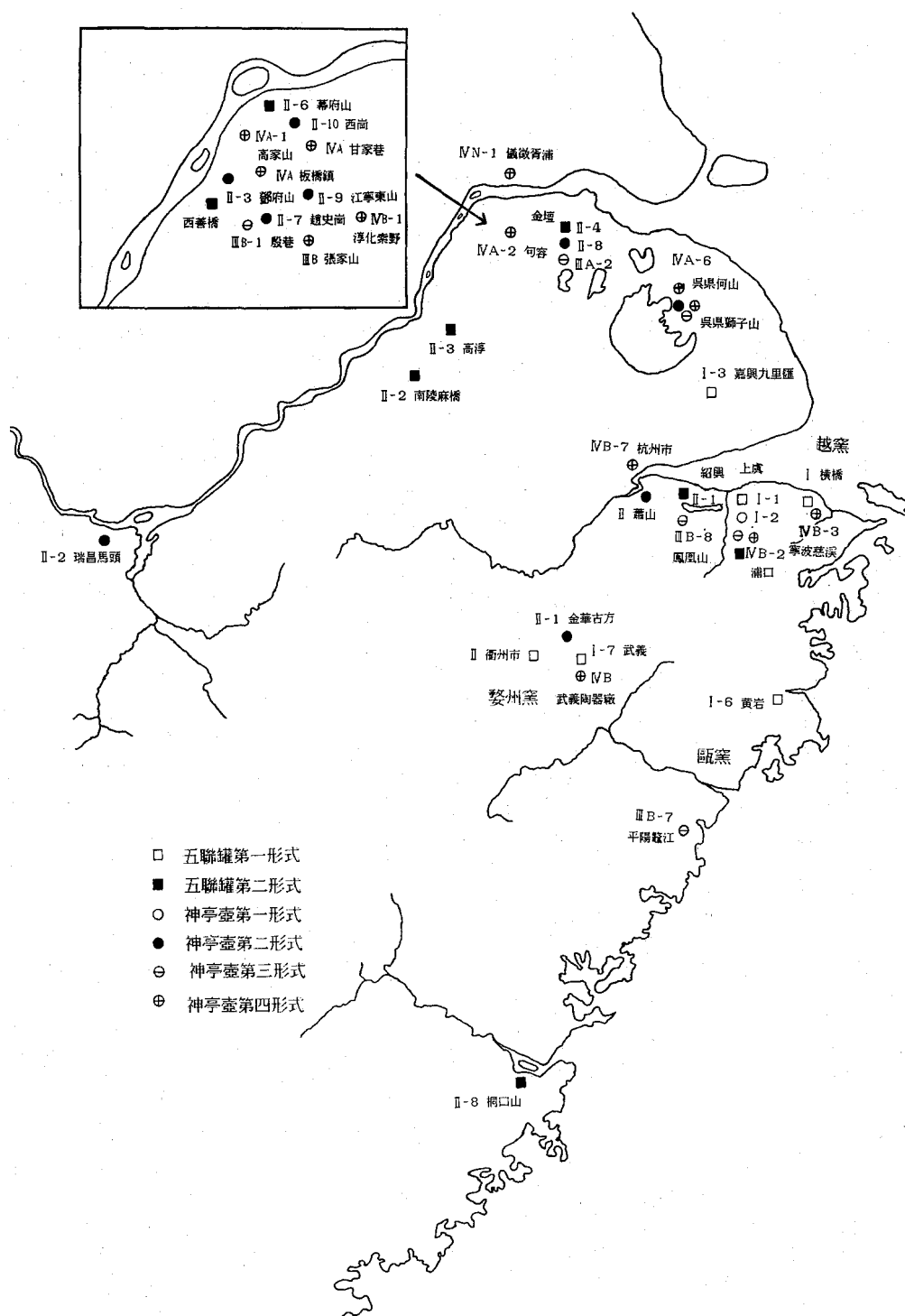
神亭壺の後期の遺物に、多數の佛像や沙門たちの像がその表面を埋め盡くしているものがあるのを見る時、その内部に籠る死者の魂の安らぎが容易には得られなかったのであろうこと、それ故、不必要なまでの數の佛教圖像を神亭壺のまわ

りに配して、その安らぎを亂すものを防ごうとしていたのである。これを想像せざるを得ない。死者の魂（それは、生きている人々の魂を代表するものであった）の平穩を亂す根本の原因は、時代と社會の急激な變化の中にあつたに違いない。そうした變化の中で、從來の土着的な信仰はほとんど無力になつてしまい、新しく受容した佛教によって、人々の魂の平穩が、わずかに保たれていたのである。後半期の神亭壺は物語っているのである。

第三章 東吳の文化

次に示した、五聯罐と神亭壺との出土地點の分布を示した地圖から知られるように、これらの遺物が發見されるのは、建康（建業）から吳郡吳（現在の蘇州）にかけての長江下流地帶と、その南につながる浙江省一帯の地域に、ほとんど限られている。特に神亭壺は、瑞昌馬頭の例を除けば、南京―江寧の線から西で出土する例はほとんどない（高淳、南陵から出土しているのは、いずれも五聯罐である）。三國吳の領域でいえば、揚州の東北部分に集中して、荊州地域からは、これらの罐は出土することがないのである。五聯罐や神亭壺の分布の中心は、越甌の甌元かもとのある會稽郡や太湖を懷いた平原の中心地である吳郡にあつたのであつて、これらの遺物を生み出した文化からすれば、建康は、出土例は多いにしても、その文化の縁邊に近いところに位置してゐたということになるであらう。こうした分布から見ても、五聯罐・神亭壺を生み出した文化が、孫吳政權そのものとは、いささか距離があつたであらうことが推測される。もし、そうした推測が正しいとするならば、では、具體的にどうした人々がこの文化を中心となつて擔つていたのであらう。私は、こうした文化を支えていたのは、吳會（吳郡・會稽郡）の土着的の豪族社會であつたと推定するのである。

前章でも見たように、神亭壺を出土した墓葬からは、さまざまな文字資料が伴出している。しかし、そうした資料を通して、墓の被葬者の名前とその社會的位置とが確定できる例は、残念ながら、あまり多くない。そうした中で、墓の主



人の姓氏が推測でき、その社會的な立場が知られる、まれな例の一つとして、江蘇省宜興縣の周墓墩の場合を擧げることができよう。宜興は、太湖の西岸に位置し、東吳から西晉時期には、義興縣陽羨の名で呼ばれた土地である。その宜興の現在の城内の、周墓墩と呼ばれる小高い丘から、墓口を東から少し南に振った方向に向けた二つの磚室墓、一號墓と二號墓とが發見された。特に注目されるのは一號墓のほうである。この墓は、全長が一三・一二m、幅が四・三六m。少し胴がふくらんだ、長方形の後室と正方形の前室とからなり、前室の前には甬道が附いている。前室と後室との天井は、ともにアーチ形をなしている。

この宜興周墓墩一號墓から、青瓷の香爐など多くの青瓷器が出土していることが注目されるほか、文字のある墓磚がいく種類か見つかっている。磚に見える文字のうち、主要なものには、次のようにある。

元康七年九月廿日、陽羨所作周前將軍磚

(元康七年九月廿日、陽羨にて作るところの周前將軍の磚)

議曹朱選、將功吏楊春、工楊晉作

(議曹の朱選、將功吏の楊春、工の楊晉 作る)

こうした文字資料を根據に、「發掘報告」⁽⁴⁶⁾は、この墓に葬られているのは、晉の將軍の周處であろうと推測している。周處は、「晉書」卷五八に本傳を立てられている。周處の父親の周魴は、吳の潘陽太守であった。周處は、幼いうちにその父を喪った。年若いころには無賴の生活を送り、郷里の義興で「三横(三つののさばるもの)」の一つに數えられていたという、「世說新語」自新篇に見える傳説は、よく知られているところである。吳に仕えて東觀左丞、無難の督となったが、間もなく吳が滅びると、洛陽に出て晉の朝廷に出仕した。地方官としては新平太守、廣漢太守などをつとめて治績をあげ、中央にあっては散騎常侍や御史中丞をつとめて、權力者にも遠慮なく、自から正しいと思うところを實行した。そうしたことで朝廷の反感を買い、陝西省で氐族の首領の齊萬年が反亂を起こすと、建威將軍として西征を命じられた。氐族との不利な戦いの中で、周處は命を隕した。「晉書」惠帝紀、元康七年(二九七年)正月癸丑の日の條に周處の死が記されている。

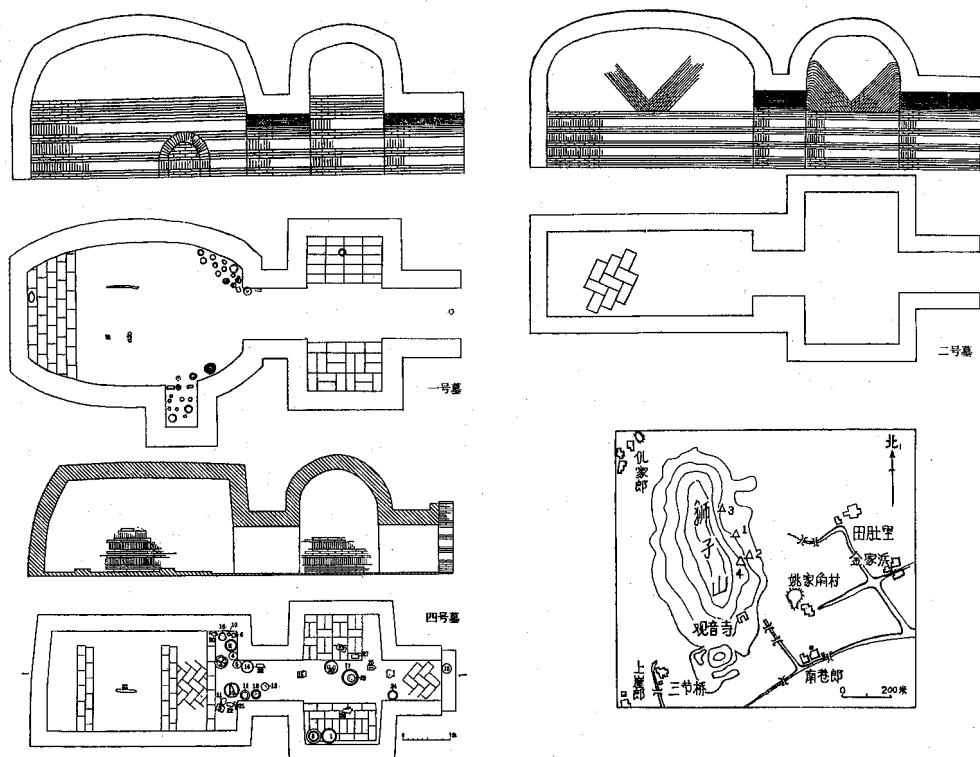


圖36 吳縣獅子山墓群

宜興周墓墩一號墓の墓磚には、「元康七年九月廿日……周前將軍」といった文字が見えた。正史に見える、元康七年正月の建威將軍周處の死という記事や、彼が義興陽羨の人であったことなどを考え合わせれば、周墓墩一號墓に葬られたのが周處であったとする報告書の推定は、まず間違いないところであろう。周墓墩には、この一號墓と並んで、ほぼ同じ大きさと構造とを備えた二號墓がある。この二つの墓が、同じ方向を向き、同じような規模と構造を持っていることから考えて、その二號墓も、ほぼ同じところに作られた周氏関係者の墓であったと推測され、周墓墩全體が周氏の一族の墓域であった時代があったのだと考えられる。この周墓墩二號墓から、神亭壺が一つ出土している。墓は古く盗掘を受け、この神亭壺も、懷れて全體の形は窺えないのであるが、頭に肉髻を頂いた、合掌する人物陶塑が残ることなどから、それが第三、第四形式に属するものであることは確かである。

義興陽羨の周氏の祖先がどこに出自するかについての詳しい記録はないが、父親の周魴は吳の潘陽太守で

あり、周處自身もまず呉に出仕していることから知られるように、周氏一族は、先祖代々、この地に基盤を築いてきた、いわゆる呉姓の豪族の一つであった。周處が「陽羨風土記」を著して、主として呉の地域の風物を記録していることも、周氏の江南土着の豪族としての性格と関係するところがあったであろう。こうした周氏の墓の中から神亭壺が出土していることを根據に、推測を廣げれば、これらの特徴的な遺物が、この地域の土着の豪族たちの葬送儀禮の中で用いられるものであったと想定することができるのである。

もう一つ、ある一族の家族墓地から出土した神亭壺の例について検討をしておこう。呉縣の獅子山は、蘇州市の西郊に位置し、楓橋や寒山寺に近く、虎丘からもそれほど離れていない、獨立した丘陵である。その獅子山の東斜面に、ほぼ同形の、前室、後室と甬道からなる磚作りの墓が四つ發見されている(圖三六)。それら一號墓から四號墓までの出土遺物のうち、神亭壺と紀年銘のある墓磚などについて纏めれば、次の表のようになる。

一號墓	「元康五年七月十八日」墓磚	神亭壺	Ⅲ B 式(?)	(後室右前角)
		神亭壺	Ⅳ B 式	(前室祭臺上)
二號墓	「元康三年四月六日……」墓磚	神亭壺	Ⅲ B 式	(元康三年閏月碑銘)
三號墓		神亭壺	Ⅱ 式	
四號墓		神亭壺	Ⅱ 式	(前室祭臺上)

このうち、第一號墓において、二つの神亭壺が、前室の磚作りの祭臺の上と後室の入口の横とで發見されているのは、なにか特別の理由があったためと考えられ、基本的には、一つの墓に神亭壺一つ納める(それを置くのは前室の祭臺の上である)という葬送の際の規範が承け繼がれていたことが知られる。なお、これら五つの神亭壺のうちの、三・四號墓

出土の第二型式の神亭壺は、中央の罐の上に屋根が被さっており、中央の罐の口縁部には透かし文様らしいものも見えて、第二形式から第三形式A類への過渡的な様相を示すものである。他にも検討せねばならぬ點が多いが、ひとまず神亭壺の形式編年だけからすれば、三・四號墓のほうが、一・二號墓より時代的に古いものだということになる。

これら四つの墓葬のうち、二號墓から見つかった墓磚に「元康三年四月六日、廬江太守東明亭侯主簿高勅作」という銘があることについては、すでに述べた。その銘のいうところが、この墓を、廬江太守であり、東明亭侯であった人物の主簿を務めた高勅なる人物が築いたという意味であるとすれば、この墓の主人は、廬江太守、東明亭侯本人であって、「晉書」傳玄傳に、傳祗の兄の子の傳雋が東明亭侯を賜ったとあることにより、發掘簡報は、墓の主人として傳雋を候補者に挙げているのである。⁴⁸ この墓の被葬者が確かに傳雋であると判断するためには、もう少し資料的な裏づけが必要であるように思われるが、少なくとも、この獅子山が、吳郡吳に基盤を持つある豪族の一族が、代々そこに葬られる墓地であったことは確かであろう。その豪族は、一定の形式で墓室を築き、そこに神亭壺を納めて、死者たちの魂の平安を祈る儀禮を代々行なっていたのであった。

まだ、多くの検討すべき材料はあるが、以上に挙げた義興陽羨の周氏の墓葬と吳郡獅子山の墓葬の例だけからも、神亭壺を葬送儀禮に用いる文化の中心となっていたのは、吳郡や會稽郡に本據を持つ、いわゆる吳會の豪族たちであったと推定することができるであろう。神亭壺の分布が、例外的なものはあるにしても、建康あたりを西のさかいとして、⁴⁹ も、そうした文化が、建康よりも東の地域に基盤を持つ人々によって育てられたものであったことを示唆する。これら、吳會の豪族たちは、墓磚の銘にも見えるように、孫吳の政權に參畫し、また西晉の官位も受けていた。しかし、彼ら吳會の豪族全體の、建康を中心とする政治權力に對する立場には、いささか微妙なところがあったと推定されるのである。

孫吳の政權は、吳郡吳の地にその本據を置いたこともあるが、間もなく京（京口）に移り、さらに建業（建康）に移って、そこに落ち着くことになる。さらに、その後半期には、建業と武漢の近邊の鄂城との間で遷都を繰り返している。孫

吳の政權が、當時、經濟的にも文化的にも江東地域の中心であった吳郡吳に都を置けなかったことは、その政權と吳會の豪族たちとの間が必ずしもしっくりしていなかったことを端的に物語るであろう。吳の政權を立てた孫氏は、錢塘の富春がその父祖の地であった。しかし、孫堅、孫策、孫權と引き繼がれてゆく孫氏軍事集團の中核には、むしろ長江の北、淮水流域の、士人層や軍事的冒險主義者たちがいて、積極的な働きをしていたことは、すでに歴史家たちが指摘しているところである。孫氏は、もしその中から孫堅などの冒險主義者が出ることはなかったならば、孫堅の弟の孫靜が實際にそうであったように、もっぱら富春の自からの所有地を防衛することにとめる、吳會の豪族の中でも中小の勢力であることに終始したであろう。孫吳の政權は、直接に吳會の豪族勢力の中から生み出されたものではなく、いささか異質な性格を備えたこの軍事集團を、吳會の豪族たちは、自分たちを統合するものとして、その上に戴いたのであった。たとえば、孫策は、その臨終に際し、あとに遺す孫權のことを張昭に託して、「もし事が成らなかつた時には、慌てず騒がず西にもどれば、なにの心配事もいらない」と指示していることからも、孫氏軍事集團の基盤が吳會の地ではなく、むしろ荊州などの西方地域にあったことが知られるのである。

建安十三年（二〇八年）、荊州を手に入れた曹操は、さらに軍を進めて吳を窺う。こうした事態に對し、吳の朝廷では、多くの者が曹操を迎えて、その支配を受け入れるようにと述べた。そうした中で、周瑜ら極く少數の者だけが徹底抗戦を主張する。孫權も少數派の意見に同調して、結局、吳は赤壁において魏の軍を打ち破ることになった。この、吳の赤壁での勝利は、吳會の豪族たちにとっては、むしろ迷惑なことであつたのかも知れない。すなわち、豪族たちにとって必要であつたのは、かれらを統合する軍事的な權力であり、そうした軍事力が、豪族たちの支配の基盤を揺るがしかねない、民衆層の反亂を鎮壓してくれることであつた。そうした軍事勢力として、大義名分を備えた曹操集團のほうがより望ましく、かれらが、孫氏に對し特に忠義立てせねばならない理由はなかつた。吳の朝廷において、曹操を迎え入れることを主張する者が大多數にのぼつたということの背景には、そうした吳會の豪族たちの意向が反映していたのであろう。

吳の末年、西晉の軍勢が吳に攻め入った時も、個々の豪族の反應には差異があったにしても、吳會の豪族の全體としての意向は、赤壁の戦いの前のものとそれほど変わりはないであろう。むしろ、吳の朝廷の混亂から、孫氏の政權を開放す氣持ちが、より増していたのだと推定される。吳が滅亡したあと、神亭壺を伴出した墓の墓磚の上に、吳が滅びて天下が太平となったという、西晉の侵攻を喜ぶような内容の銘文が見えることについては、前にその銘（神亭壺 IV B-1、江寧索野磚瓦廠一號墓）を挙げたところであり、そうした文句が刻されたのは、特に新しい權力者におもなったものというより、吳會の豪族たちの一般の氣持ちの表明であつたのであろう。あるいはまた、江南土着の世族に屬する葛洪は、「抱朴子」吳失篇の中で、吳の覆滅の原因を數えて、その滅亡の必然性を説いているのである。吳會の豪族たちにとって、西晉の侵攻による吳政權の滅亡は、基本的には望ましいなりゆきであつた。西晉の支配下に入ってから以後、中央權力から遠いこともあって、吳會の豪族たちは、一定範圍であるとはいえ、自由を楽しみ、獨自の文化を展開させることができたのである。西晉時期の神亭壺の多彩な展開は、そうした状況の一つの反映であつたと考えてよいであろう。

東晉時期になると、事態は大きく變化する。異民族の侵攻によって北方の土地を奪われた人々が、大舉して江南の地へ移住して來たのである。吳會の豪族たちにとって、北方から移住してきた支配階層にどのような對處するかが大きな問題となつた。しばしば引用されるところであるが、「晉書」王導傳には、次のような記事が見える。³²⁾

「琅瑯王司馬睿（後の元帝）は」建康に、その幕府を移したが、吳の人々は誰も心を寄せず、一月餘りになつても、身分のある者、ない者とりまぜて、誰も訪れて來る者がなかつた。王導は、このことを心配した。……三月上巳の節句がやって來ると、元帝は自からみそぎの見物に出かけた。肩輿に乗って、威儀をととのえ、王敦や王導をはじめ、名ある人物たちが騎馬でそれに従つた。吳の人の紀瞻と顧榮とは、ともに江南の著名な一族に屬する者であつたが、その二人が、この行列を窺ひ見て、そうした様子を見て取ると、ともにびくりして畏れを懷き、促しあつて道端から拜禮をした。……元帝は、そこで王導に命じ、王導自身が使者となつて、賀循と顧榮のもとを訪れさせた。二人は、

王導から伝えられた言葉に従って、元帝のもとにやって來た。このことがあってから、吳會の人々はみな「元帝の幕府の」指圖を受け、全ての者たちが心を寄せたのであった。

もちろん、こうした記事のどこまでが事實であったのかは保證の限りではない。王氏の人々が司馬睿に扈從しているのを見て、吳の人々が司馬睿の威勢を印象づけられたという筋書きは、むしろ、少し時代が下った、王氏の絶對的な權勢の確立を背景にした話柄である可能性が大きいであろう。ただ、當初、北方から移って來た勢力に冷淡であった吳の人々（その中心が、賀循の屬する會稽の賀氏や顧榮の屬する吳郡の顧氏など、吳會の豪族たち）が、やがて北方からの勢力を受入れて、その支配を甘受するようになったという大きな筋書きは、歴史的な事實を反映したものであるに違いない。

吳の人々が、自から政權を立てるのではなく、新しく移住してきた北方からの支配者たちに支配權を譲り渡してしまつた原因について、川勝義雄教授は、吳の豪族たちはその内部に矛盾を抱えており、それゆえ容易に中原風文化と鄉論主義的イデオロギーに取り込まれてしまったのだと説明されている⁶³。いわば文化的な水準の差の問題であつたとされるのである。ただ、神亭壺が吳會の豪族社會と密接に結びついたものだとする私の推定に誤りがないとすれば、後漢時代の五聯罐、三國吳や西晉時期の神亭壺と、江東地域の獨自の文化を象徵するものとして引き繼がれてきた遺物が、西晉の末年に斷絶するという事實は、西晉末期から東晉の初めの時期に、吳會の豪族社會の基礎がその根幹において大きく變質したことを示唆するであろう。特に葬送儀禮は、一つの文化の中でも最も保守的な部分を代表するものであることから言つて、葬送儀禮に關わる神亭壺が消失することは、その文化の根本的な部分の斷絶を示唆するのである。東晉の初期に、吳の人々が北方の勢力を受入れた背景には、單に吳の人々が先進的な北方の文化に壓倒されただけには止まらない、より實際的な手段（武力を背景にした）による、江東の豪族社會の基盤の破壊があつたのだと考えるべきではなからうか。

墓制の面においても、西晉から東晉にかけての時期には、大きな變化がおこつたとされる⁶⁴。その變化の全體像を描くた

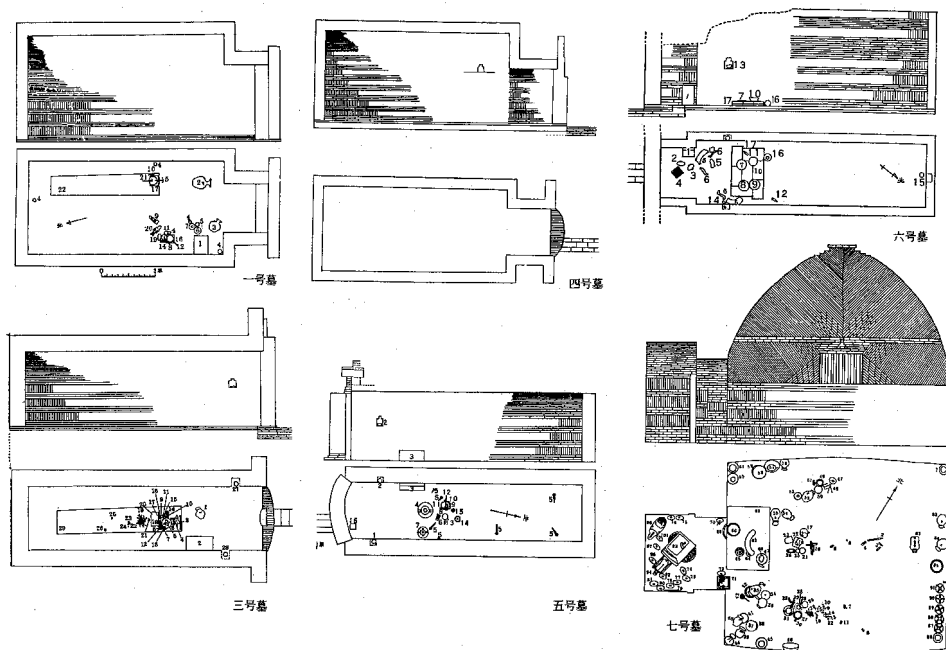


圖37 南京象山王氏墓群

めの準備が、今はないが、これまでいくつか挙げて来た三國・西晉時期の墓葬制度と對比をするため、東晉時期の南京近郊の墓葬の例を、次に一つだけ挙げてみよう。南京西北郊に位置する、象山の王氏一族の墓地の例である。ここは、琅瑯の王氏一族の墓地であって、特に、郭沫若が提起した「蘭亭論争」の中で、この王氏の墓から出土した磚質の墓誌が有名になったことは、まだ記憶に新しいところである。琅瑯の王氏は、言うまでもなく、陳郡陽夏の謝氏と並んで、六朝貴族の雙璧をなす家柄である。北から江南に移住して、元帝による東晉政權の確立のために力を盡くした王導がこの一族の繁榮の基礎を作り、東晉中期の書家として有名な王羲之も、この一族に屬している。「蘭亭論争」のきっかけは、南京象山の王氏墓からいくつも出土している、磚質の墓誌に刻された文字と、王羲之の書として遺されている作品の文字との間に、書體の點で大きな差異があることをどのように理解するかということにあった。

象山の王氏墓地から、現在までに、七つの墓が見つっている。その内の四つの墓については、そこに納められた墓誌から、被葬者の名前が知られる。すなわち、第一號墓

は、王興之夫妻の墓（王興之は、咸康六年の死、夫人の宋和之は、永和四年の死）、第三號墓は、王丹虎の墓（丹虎は、王林之の長女、升平三年の死）、第五號墓は、王閭之の墓（王閭之は、升平二年の死）、第六號墓は、夏金虎の墓（夏金虎は、王彬の繼室の夫人、太元十七年の死）なのである。この内、最も早いのが王興之の墓で、彼が死んだ咸康七年（三四一年）より少し下る時期に作られたものである。最も新しいのが夏金虎の墓で、太元十七年（三九二年）以降にまで下る（圖三七）。

これらの墓は、あとで取り挙げる七號墓を除いて、基本的に同じ形態を持っている。すなわち、みな長方形の單室墓で、天井はアーチ形をしているのである。こうした基本形態は、當時第一の貴族であった琅瑯の王氏の墓としてはいささか粗末であるとの印象は否定できないであろう。そのように簡単な作りである原因は、かつて指摘したように、建康近郊に營まれる墓地が、王氏の人々にとってはあくまでも假りの墓葬であって、正式の埋葬地は別にあると考えられたからなのだと推定されるのである。⁶⁵すなわち、北方の地が回復された時には、琅瑯へ遺骸を持ち歸って本葬を行なおうとの意圖があった。墓中に納められた墓誌がそれぞれの墓の位置關係を記しているのも、再び掘り起こした時に、誰の遺骸であったのか⁶⁶が分からなくなることを防ぐためであつたろうとの推測も、前に記したところである。建康近郊の墓地が正式のものではないと意識されたことは、次のような物語りからも窺えるであろう。劉義敬「異苑」卷六

琅瑯の王騁之の妻は、陳郡の謝氏であつた。……謝氏は、元嘉八年に病氣のために死去した。王の家の墓は會稽にあつた。「そこで」建康の東岡において「謝氏の」假りの埋葬を行なつた。埋葬が終わり、家にもどつて虞の祭りをするため、靈の依り代を輿に乗せて屋内に入れた。馮几（脇息）が突然、空中から床のうえに落ちてくると、怒りを含んだ聲が聞こえた、「なぜ挽歌を演奏せずに、私を寂しく出發させようとするのか」と。王騁之は、一時的な墓葬であるので、儀禮に缺けるところがあるむね、申し述べた。

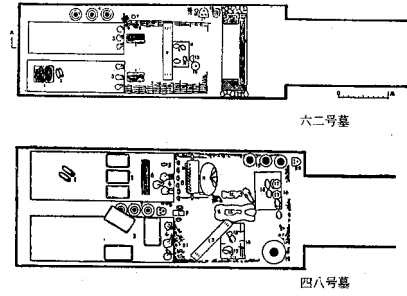
ここでは、王氏の本當の墓は會稽にあるとされている。しかし、それは、この物語りが劉宋時期になってからの、元嘉

八年のことだとされているように、江南の地にいることが久しくなった流寓の貴族たちの意識の變化の結果であって、王氏の人々は、元來、北地が回復されれば、琅琊に祖先たちの遺骸を歸葬したいと願っていたのであろう。建康の近邊における墓葬が、北來の貴族たちにとって、假りのものだと意識されていたことが、こうした物語りからも窺われるのである。

これら、南京、象山の王氏墓葬にも見えるように、東晉時期になると、墓室は基本的に單室構成になる。それまでの前室と後室との二室を持ち、それぞれの墓室に役割り分擔があったものから、新しい形態に變化をしているのである。こうした墓室構成の變化は、單に墓室の構造が簡單になったというだけに止まらず、そこで行なわれる儀禮の變化と對應していたであろうことが重要である。江東の地における、傳統的な葬送儀禮が、神亭壺を用いて死者の魂を安らかに祖靈たちの世界に送り届けることを中心とするものであったとすれば、東晉時期に現われた新しい葬送儀禮では、死者の魂をどのようにに取り扱ったのであろう。葬送儀禮の新しい様相を示唆するものとして、象山七號墓の例を挙げてみよう。

象山王氏墓群のうち、第七號墓だけは、他の王氏墓が簡単な作りであるのに比べて、ドーム形の立派な墓室を持ち、副葬品も飛び抜けて豊富である。この墓の被葬者が、王氏一族の一員であったのかどうかについても、墓誌などが遺らず、確かなことは言えない。發掘報告⁴⁷⁾は、この墓が、ガラスの杯やダイヤモンドの指輪を副葬するなど、特別に身分の高い人物の墓であったことを示唆しているところから、王彬の兄にあたる王廙の墓ではないかと推定している。王廙は、元帝とともに江南に渡り、東晉の初年に、元帝から信任を受けて活躍し、永昌元年（三三二年）に死んだ。元帝はその死を哀惜し、柩が京都に歸ると、皇太子も肉親と同様の禮を執ってその葬儀に臨んだという。この墓の被葬者が確かに王廙だと斷定するためには、なお材料不足であるが、ひとまず、王氏の中でも中央政權に近かった人物で、それゆえ、この地に正式に葬られたのだと考えることができる。すなわち、當時、王氏が正式の禮でもって一族の者を葬る時には、第七號墓のような形態の墓室に、第七號墓の遺物に見えるような禮を備えて埋葬するのが原則であったと想定できるのである。

この七號墓は、少し胴のふくらんだ正方形の平面をした主室に短い甬道が附いている。主室には、中央に男性の棺、そ



圖三八 武威磨咀子漢墓

の左右に女性の棺が並んで置かれていたことが、遺物の配列から知られる。中央の、男性の棺の端のところには、四角い几案が置かれ、その上に陶製の凭几（憑几）や、盤、耳杯、硯、香爐、唾壺などが乗っている。この陶製の憑几は、東晉以後の墓葬の中にしばしば見られるもので、それは、單に死者が生前に用いていた木製の脇息を陶器でかたどったものというに止まらず、死者の祭祀のための必需品であったと考えられる。唐代の資料になるが、たとえば、白居易が先に亡くなった弟を改葬する際に作った「祭小弟文」には次のようにいう、

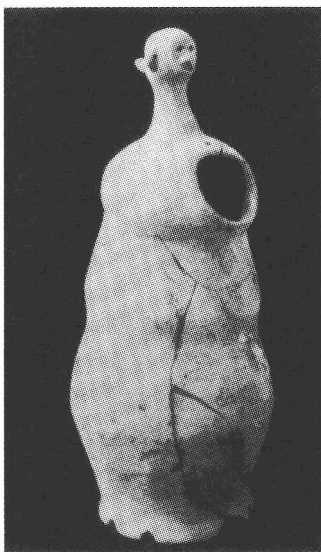
ああ、おまえの魂は几のところであり、おまえの骨は棺の中にある。わたしは、自から酒を、おまえの牀の前にささげるのだ。

白居易は、死んだ弟の魂は几のところにあると言う。すなわち、祭祀の中で死者の靈を呼び下ろすと、その靈は、憑几に憑りかかった形で姿を現わすと信じられていたと推定されるのである。憑几が死者の靈と密接な關係を持つと考えられたことは、前に引用した「異苑」の記事において、腹を立てた王聘之の妻が空中から馮几を投げ下ろしていることから窺われるところである。

このような、馮几を、いわば依り代とする死者儀禮は、恐らく中原の傳統のものであったのであろう。後漢時代の中原油域の葬送儀禮をそのままに伝える發掘例は見つけ出しにくいのであるが、幸いに、西方の武威磨咀子の墓葬は、乾燥地帯に位置することから、埋葬時の物の配置がそのままに留められ、墓中で死者に捧げた祭禮の様子が、そこから窺われるのである。圖三八上に示したのは、磨咀子六二號墓の平面圖。單室墓の奥に夫婦の棺が二つ並べられている。棺の前にはゴザが敷かれ、その真ん中に細長い几が一つ据えられている。几の手前に、耳杯や鼎を乗せた案が置かれる。ここに死者に捧げる食物などが乗せられたものであるに違いない。そのほか、棺の上には履物が置かれ、棺の前端には食料の袋が三



圖40 南京出土神亭壺



圖三九 崧澤文化葫蘆瓶

つつつ並べられるなど、葬送儀禮の詳細が分かって興味深いのであるが、そうした習俗の意味については、ここでは觸れない。ただ、注目したいのは、棺と几との間に五〇cmほどの空間があることである。私は、この空間に死者の靈が降臨し、几に憑りつつ、捧げ物を享けたのだと推定する。同じく、磨咀子四八號墓（圖三八下）でも細長い木几が出土しており、その手前に、夫婦別々に案が据えられている。四八號墓の場合には、その外に木製の車馬の模型が納められている。これに對應するものとして、象山七號墓では、陶製の牛車が發見されている。

武威の例との比較だけでは、まだ決定的なことは言えないにしても、象山七號の墓葬の基本的な内容は、後漢時代の北方の墓葬の規範を採用しているのだと、ひとまず考えてよいであろう。すなわち、中原地域での傳統的な葬送儀禮が、北來の貴族たちとともに江南の地へも傳えられたのであった。ただ、元來、後漢時期には木製であったであろう祭祀用具や明器が、釉藥をかけない陶器に変わっている。象山七號墓で出土した陶製の憑几も、後漢墓の木製の几と同じく、それを据えて死者の靈を招くための祭具であった。このような方法による死者祭祀が優勢になると反比例して、吳會の豪族がこれまで採用して來た、神亭壺を用いた葬送儀禮は廢れていったのだと考えることができよう。

壺を用いた祖靈祭祀が、古くより中國南方地域に廣がる習俗であることについては、かつて「壺型の宇宙」と題する小論の中で検討したところである。たとえば、浙江省嘉興大墳の新石器文化、崧澤文化に屬する遺物として、圖三九のような人頭をもった葫蘆瓶が最近、發見されてい

るが、これも、そうした南方の「壺文化」の早い時期の遺物である。また、現在臺灣に遺る、壺を用いた宗教儀禮については、石萬壽『臺灣の拜壺民族』⁽⁸⁹⁾に多くの事例の紹介があるのが参考になろう。吳會の豪族たちの、神亭壺を用いた葬送儀禮の背後にも、新石器文化以來の、そうした南方の文化的な傳統があつたのである。この小論でいう東吳の文化は、そうした新石器時代以來の傳承を基礎にして、三國・西晉時期に花開いたものであつた。圖四〇に示した、南京出土だとされる神亭壺（この遺物は、私の形式分類案では所屬が決めにくく、少し困る例なのではあるが）からも窺えるであろうように、その背後にあつた「死後の世界をも含めた」世界觀は、のびやかであり、また生活に密着したものであつた。しかるに、西晉・東晉の間の變轉期に、古くからの南方の基礎的な傳承は手放されてしまった。そうした文化の大きな斷絶は、單に、吳會の豪族を核とする人々が中原の文化に憧れ、文化的な水準の高さに壓倒されただけでは起り得ないことである。その背後では、吳會の豪族社會を根本から破壊するような實際的な力が働いていたに違いないのである。北來の貴族たちが、どのようにして吳會の豪族たちの文化と實力とをその根本から切り崩して、江南に政權を打ち立てることができたのかについて、もう一度、問い直してみる必要があると考えられるのである。

注

- (1) 壺と罐とは、その口の形狀で區別される。壺は、罐形の容器のうち、口がすばまったものや、注ぎ口の附いたものをいう。ただ、壺の語を廣く適用する日本の慣習に従つて神亭壺などの名稱を用いたので、小論中で壺と罐の語が嚴密に區別はされていない。
- (2) 岡内三眞「五連罐と裝飾附壺」古代史探叢2（早稻田大學考古學會創立35周年記念考古學論集）一九八五年。なお、岡内氏の編年が細かすぎることに付いては、謝明良「六朝穀倉罐綜述」故宮文物月刊一〇九、一九九二年、に批判がある。また、長谷川道隆「吳・晉（西晉）墓出土の神亭壺——系譜および類型を中心に」考古學雜誌七一卷三號、一九八六年、は、神亭壺を幾つかに類別しているが、全體的な形式分類や編年を示していない。
- (3) 吳玉賢「浙江上虞高士墳東漢永初三年墓」文物一九八三年六期
- (4) 嘉興市文化局「浙江嘉興九里匯東漢墓」考古一九八七年七期
- (5) 小南一郎「畫型の宇宙」東方學報（京都）第六一、一九八九年
- (6) 大五嶽説については、小南一郎「西王母と七夕傳承」一九九〇年、平凡社、第五章を参照。
- (7) 林巳奈夫「中國古代における連の華の象徴」東方學報（京都）第五九、一九八七年
- (8) 小南一郎「西王母と七夕傳承」第六章（前掲）
- (9) 小南一郎「大地の神話——鯀禹傳說原始」古史春秋二、一九八五年

- (10) 武義縣文物管理委員會「從浙江省武義縣墓葬出土物談婺州審旦期青瓷」文物一九八一年二期
 - (11) 常州市博物館、金壇縣文管會「江蘇金壇縣方麓東吳墓」文物一九八九年八期
 - (12) 金華地區文管會「浙江金華古方六朝墓」考古一九八四年九期
 - (13) 華東文物工作隊「四年來華東區的文物工作及其重要的發現」文物參考資料一九五四年八期
 - (14) 注七
 - (15) 鎮江市博物館、金壇縣文化館「江蘇金壇出土的青瓷」文物一九七七年六期
 - (16) 南京市博物館「南京郊縣四座吳墓發掘簡報」文物資料叢刊八、一九八三年
 - (17) 南京市博物館「南京獅子山、江寧索野西晉墓」考古一九八七年七期
 - (18) 張志新「江蘇吳縣獅子山西晉墓清理簡報」文物資料叢刊三、一九八〇年
 - (19) 徐定水、金柏東「浙江平陽一座晉墓」考古一九八八年一〇期
 - (20) 李蔚然「南京高家山的六朝墓」考古一九六三年二期
 - (21) 南京市文物保管委員會「南京板橋鎮石閣湖晉墓清理簡報」文物一九六五年六期
 - (22) 葉玉奇「江蘇吳縣何山出土晉代瓷器」東南文化一九八九年二期
 - (23) 南京市博物館「南京獅子山、江寧索野西晉墓」考古一九八七年七期
 - (24) 金柏東「甌窰探略」中國古陶瓷研究第三輯、一九九〇年
 - (25) 陳定榮「論堆塑瓶」中國古陶瓷研究第一輯、一九八七年、を参照
 - (26) 胥浦六朝墓發掘隊「揚州胥浦六朝墓」考古學報一九八八年二期
 - (27) 神亭壺上の碑銘中、「用此喪葬」の「喪葬」の二字については、さまざまな読みがある。特にこの二字を合わせて一字に読み、この容器の元來の名稱だとする説が有力である。しかし、これらの碑銘が七字句を基本としているところから考えて、岡内三眞氏（注2の論文）の「喪葬」とする読みが正しいであろう。なお神亭壺上の銘文一般について
- いは、李正中、朱裕平『中國古瓷銘文』一九九一年（修訂本）、天津人民出版社、を参照。
- (28) 小南一郎「神仙傳——新しい神仙思想」第一節（『中國の神話と物語』一九八四年、岩波書店、所収）
 - (29) 「後漢書」列傳四十四、楊震傳
- 以禮改葬於華陰潼亭、遠近畢至、先葬十餘日、有大鳥高丈餘、集震墓前、俯仰悲鳴、涕下霑地、葬畢、乃飛去……於是時人立石鳥象於其墓所
- 魂が鳥の形を取ることに關連して、澤田瑞穂「魂歸る——回殺避殃」（『中國の民間信仰』工作舎、一九八二年、所収）にも引かれているように、死者儀禮の際に、灰を撒いておくと、その上に鳥の足跡が遺るといった俗信があることも参考になるであろう。
- (30) 小南一郎「壺型の宇宙」（前掲）
 - (31) 「鹽鐵論」散不足第二十九（王利器校注本）
 - (32) 今俗因人之喪以求酒肉、幸與小坐而責辨、歌舞俳優、連笑伎戲
- 「三國志」吳書十四、孫和傳
- 休薨、皓卽祔、其年、追諡父和曰文皇帝……有司奏言、宜立廟京邑、寶鼎二年七月、使守大匠薛瑒營立寢堂、號曰清廟、十二月、遣守丞相孟仁、太常姚信等、備官僚中軍步騎二千人、以靈輿法駕、東迎神於明陵……靈輿當至、使丞相陸凱奉三牲祭於近郊、皓於金城外露宿明日、望拜於東門之外、其翌日、拜廟薦祭、歎歎悲感、比七日三祭、倡伎（技）晝夜娛樂、有司奏言、祭不欲數、數則驢、宜以禮斷情、然後止
- (33) 陳明達「漢代的石闕」文物一九六一年二期、唐長壽「漢代墓葬門闕考辨」中原文物一九九一年三期、を参照。
 - (34) 趙殿增、袁曙光「天門考」——兼論四川漢畫像磚（石）的組合與主題「四川文物一九九〇年六期。また、林巳奈夫『石に刻まれた世界』東方書店、一九九二年、第三章、も参照。道教儀禮における天門に關しては、松村巧「天門地戶考」（吉川忠夫編『中國古道教史研

- 究』京都大學人文科學研究所研究報告、一九九二年、所收」に考察がある。
- (35) 小南一郎「道教信仰と死者の救済」東洋學術研究 第二七卷別冊、一九八八年
- (36) 雷建金「簡陽縣鬼頭山發現傍題畫像石棺」四川文物 一九八八年六月
- (37) 佐原康夫「漢代祠堂畫像考」東方學報(京都) 六三冊、一九九二年
- (38) 小南一郎「壺型の宇宙」(前掲)
- (39) 州世榮「湖南出土盤口瓶、罐形罐和牛角壺的研究」考古 一九八七年七期
- (40) 高文、高成英「四川出土的十一具漢代畫像石棺圖釋」四川文物 一九八八年三期、謝荔「瀘州博物館收藏漢代畫像石棺考釋」四川文物 一九九一年三期
- (41) 李復華、郭子游「郫縣出土東漢畫像石棺圖像略說」文物 一九七五年八期
- (42) 八木春生「勝についての一考察——勝と昇仙思想との關係を中心として」美學美術史論集 第九輯、一九九二年
- (43) 李剛「漢晉胡俑發微」東南文化 一九九一年三・四期
- (44) 小南一郎「中國における佛教受容の様相——圖像配置からの考察」(樋口隆康教授退官記念論集『展望 アジアの考古學』新潮社、一九八三年)。なお、最近、江東地域の佛教は『南傳』系統のものだとする説が提出されているが、まだ定論とするに足るだけの證據は擧げられていないように見える。賀雲朝「中國南方早期佛教藝術初探」東南文化 一九九一年六期、また、謝明良「三國兩晉時期越窑所見的佛像裝飾」故宮學術季刊 三卷一期、一九八五年、などを参照。
- (45) 「法苑珠林」高麗本 卷三八、敬塔部感應緣
三日間、忽有寶塔及舍利從地踊出、靈塔相狀青色、似石而非石、高一尺四寸、方七寸、五層露盤、似西域于闐所造、面開窗子、四周大金、中懸銅磬、每有鐘聲、疑此磬也、繞塔身上、並是諸佛菩薩金剛聖僧雜類等像、狀極微細、瞬目注睛、乃有百千像現、面目手足咸具備焉
- (46) 羅宗眞「江蘇宜興晉墓發掘報告——兼論出土的青瓷器」考古學報 一九五七年四期
- (47) 守屋美都雄「中國古歲時記の研究——資料復元を中心として」帝國書院、一九六三年、第一編 第一章 第三節
- (48) 張志新「江蘇吳縣獅子山西晉墓發掘簡報」文物資料叢刊三(前掲)
- (49) 孫吳政權と吳會の豪族との關係が微妙なものであったことについては、たとえば、方北辰「論孫吳的『二宮構爭』」四川大學學報叢刊 第三七輯、一九八七年、が孫權末年の宮廷内の混亂を中心にして論じている。
- (50) 大川富士夫「六朝江南の豪族社會」雄山閣出版、一九八七年
- (51) 「三國志」吳書第七、張昭傳裴注引「吳歷」
正復不克捷、緩步西歸、亦無所慮
- (52) 「晉書」卷六五、王導傳
及徙鎮建康、吳人不附、居月餘、士庶莫有至者、導患之……會三月上巳、帝親觀禊、乘肩輿、具威儀、敦導及諸名勝、皆騎從、吳人紀瞻顧榮、皆江南之望、竊覘之、見其如此、咸驚懼、乃相率拜於道左……帝乃使導躬造顧榮、二人皆應命而至、由是吳會風靡、百姓歸心焉
- (53) 川勝義雄「六朝貴族制社會の研究」岩波書店、一九八二年
- (54) 蔣贊初「關於長江下游六朝墓葬的分期和斷代問題」中國考古學會第二次年會論文集、一九八〇年
- (55) 小南一郎「蘭亭論爭をめぐって」畫論 第三號、一九七四年
- (56) 「異苑」卷六(法苑珠林卷三)
琅琊王驊之妻陳郡謝氏……謝元嘉八年病終、王大墓在會稽、假瘞建康東崗、既多反虞、輿靈入屋、憑几忽於空中擲地、便有瞋聲曰、何不挽歌、令我寂寂上道耶、驊之云、非爲永葬、故不具儀耳
- (57) 南京市博物館「南京象山5號、6號、7號墓清理簡報」文物 一九七二年一期
- (58) 「白居易集」(中華書局本) 卷四〇 祭小弟文
嗚呼、爾魂在几、爾骨在棺、吾親奠爵於爾牀前

(59) 石萬壽『臺灣的拜壺民族』臺原出版社、一九九〇年

〔補注〕 論文を提出したあと、I-3の神亭壺を詳しく見る機会があり、この神亭壺の正面に四層の門樓と門闕があることを知った。私の形式分類からすれば、第二形式の早い時期に属させるべきのものである。一面からだけの寫真による編年には限界があるのである。

圖版說明

圖一 五聯罐第一形式

- I-1 上虞永初三年墓出土 文物 一九八三年六期
- I-2 出土地不明 『浙江文物』浙江人民出版社、一九八七年、圖七六
- I-3 浙江省嘉興九里匯出土 考古 一九八七年七期
- I-4 上海博物館所藏 小南攝影
- I-5 東京國立博物館所藏 同館提供寫真燒附け
- I-6 浙江省黃岩出土 人民中國 一九九〇年一〇期
- I-7 浙江省武義出土 『文物考古工作三十年』三三三頁圖版

圖二 廣東前漢墓出土五聯罐 『廣州漢墓』文物出版社、一九八一年、圖五

圖三 上海博物館藏五聯罐(I-4の部分) 曾布川寬氏攝影

圖四 望都二號後漢墓出土玉枕しきり板 『望都二號漢墓』文物出版社、一九五九年、圖二九

圖五 五聯罐第二形式

- II-1 紹興漓渚出土 『浙江文物』圖版七四
- II-2 安徽南陵麻橋出土 考古 一九八四年二期
- II-3 浙江高淳出土 考古 一九八四年六期
- II-4 浙江金壇方麓出土 文物 一九八九年一期
- II-5 浙江省博物館所藏 林巳奈夫氏攝影
- II-6 南京市幕府山一號墓出土 文物資料叢刊八
- II-7 出土地不明 東南文化 一九九一年三・四期
- II-8 福建省閩侯桐口山出土 『中國陶瓷全集』美乃美社、二七、圖版

二九

圖六 金壇方麓出土五聯罐(五聯罐II-4の部分) 文物 一九八九年一期

圖七 神亭壺第一形式

- I-1 上海博物館所藏 曾布川寬氏攝影
- I-2 上虞橫塘出土 『中國陶瓷全集』四、圖二一。
- I-3 出光美術館所藏 浦上滿氏提供パンフレット寫真

圖八 神亭壺第二形式

- II-1 金華古方出土 考古 一九八四年九期
 - II-2 瑞昌馬頭出土 考古 一九七四年二期
 - II-3 南京鄧府山出土 『全國基本建設工程中出土文物展覽圖錄』中國古典藝術出版社、一九五五年、圖一三。
 - II-4 嵯縣大塘嶺出土 考古 一九九一年三期
 - II-5 故宮博物院所藏 人民中國 一九六三年六月號
 - II-6 章健行氏所藏 故宮文物月刊二〇九號
 - II-7 蕭山出土 『浙江文物』六七
 - II-8 金壇唐王古墓出土 『中國陶瓷全集』四、圖二六
 - II-9 江寧東山出土 南京博物院展(一九八一年)圖錄五〇
 - II-10 南京西崗出土 南京博物院展圖錄六四
 - II-11 吳縣獅子山四號墓出土 考古 一九八三年八期
 - II-12 江寧趙士崗出土 南京博物院展圖錄四八
- 圖九 故宮博物院所藏永安三年銘神亭壺(II-5部分) 曾布川寬氏攝影
- 圖一〇 同右 曾布川氏攝影
- 圖一一 江寧東山出土神亭壺(II-9部分) 曾布川寬氏攝影
- 圖一二 神亭壺第三形式
- III A-1 上海博物館所藏 曾布川寬氏攝影
 - III A-2 金壇白塔出土 文物 一九七七年六期
 - III A-3 出土地不明 中國名陶展圖錄 圖版五
 - III B-1 江寧上房出土 文物資料叢刊八
 - III B-2 正木美術館所藏 小南攝影

- ⅢB-3 出光美術館所藏 出光美術館提供寫真
ⅢB-4 和泉市久保惣記念美術館所藏 小南攝影
ⅢB-5 江寧張家山出土 考古一九八五年一〇期
ⅢB-6 吳縣獅子山二號墓出土 文物資料叢刊三
ⅢB-7 浙江省平陽出土 (浙江省博物館所藏) 林已奈夫氏攝影
ⅢB-8 紹興鳳凰山出土 文物一九九一年八期
ⅢB-9 松岡美術館所藏 松岡美術館提供寫真
ⅢB-10 中國歷史博物館所藏 曾布川寬氏攝影
ⅢB-11 Metropolitan Museum of Art 所藏 同美術館發行之繪
葉書
- 圖一三 南京博物院所藏神亭壺 (神亭Ⅱ-10) 部分 南京博物院展圖錄六〇
圖一四 上海博物館所藏神亭壺 (神亭ⅢA-1) 部分 曾布川寬氏攝影
圖一五 南京趙士崗出土神亭壺 (神亭Ⅱ-12) 部分 南京博物院展圖錄四八
圖一六 武漢黃陂滌口出土陶製建築模型 文物一九九一年八期
圖一七 正木美術館所藏神亭壺 (神亭ⅢB-2) 部分 小南攝影
圖一八 江寧索野出土神亭壺的部品 考古一九八七年七期
圖一九 出光美術館所藏神亭壺 (神亭ⅢB-3) 展開寫真 出光美術館提供
圖二〇a 出光美術館 (神亭ⅢB-3) 部分 出光美術館提供寫真
圖二〇b 和泉市久保惣記念美術館 (神亭ⅢB-4) 小南攝影
圖二一 松岡美術館 (神亭ⅢB-9) 部分 小南攝影
圖二二 神亭壺第四形式
- ⅣA-1 南京高家山出土 考古一九六三年二期
ⅣA-2 江寧石獅孫村出土 江南的文物展圖錄 圖三五
ⅣA-3 南京板橋鎮出土 文物一九六五年八期
ⅣA-4 江寧殷巷出土 文物資料叢刊八
ⅣA-5 中國歷史博物館所藏 曾布川寬氏攝影
ⅣA-6 吳縣何山一號墓出土 (中國歷史博物館所藏) 曾布川寬氏攝影
ⅣB-1 江寧索野出土 考古一九八七年七期
- ⅣB-2 上虞江山出土 東南文化一九八九年二期
ⅣB-3 寧波慈溪出土 文物一九八〇年一〇期
ⅣB-4 吳縣獅子山一號墓出土 考古一九八三年八期
ⅣB-5 坂本五郎氏所藏 大阪市立美術館『六朝の美術』口繪
ⅣB-6 浙江省博物館所藏 林已奈夫氏攝影
ⅣB-7 杭州出土 東南文化一九八九年二期
ⅣN-1 揚州胥浦出土 考古學報一九八八年二期
ⅣN-2 京都大學人文科學研究所所藏 小南攝影
圖二三 甌客神亭壺一 『浙江文物』圖九〇
圖二四 甌客神亭壺二 中國古陶瓷研究第三輯
圖二五 南京西崗墓平面圖 文物一九七六年三期
圖二六 江寧張家山墓平面圖 考古一九八五年一〇期
圖二七 馬王堆一號墓帛畫 『長沙馬王堆一號漢墓』文物出版社、一九七三年、圖三八
- 圖二八 天門銅飾一 四川文物一九九〇年六期
圖二九 天門銅飾二 四川文物一九九〇年六期
圖三〇 簡陽鬼頭山石棺畫像 四川文物一九九〇年六期
圖三一 瀘州一號石棺畫像 四川文物一九八八年三期
圖三二 郫縣石棺圖像 文物一九七五年八期
圖三三 上虞出土神亭壺部分 東南文化一九九一年三・四期
圖三四 京都大學文學部考古學研究室所藏建安十年銘重列神獸鏡 小南模寫
圖三五 上海博物館所藏神亭壺 曾布川寬氏寫真
圖三六 吳縣獅子山墓群 文物資料叢刊三、考古一九八三年八期
圖三七 南京象山王氏墓群 文物一九六五年六期、同一〇期、一九七二年一期
- 圖三八 武威磨咀子漢墓 文物一九七二年二期
圖三九 松澤文化人形瓶 文物一九九一年七期
圖四〇 南京出土神亭壺 中國古代文物展圖錄 (長崎孔子廟) 圖五一二